

# 阿南市の環境

令和8年3月

徳島県阿南市

# 令和7年度環境美化啓発ポスター

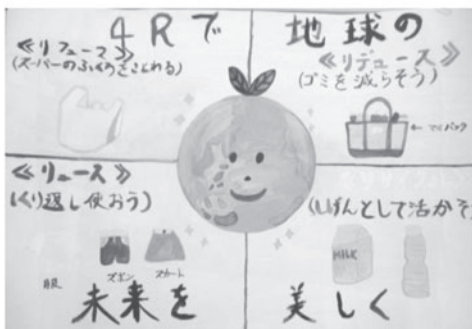
## 最優秀作品



【環境美化啓発部門 小学生の部】  
宝田小学校 6年生



【環境美化啓発部門 中学生の部】  
阿南中学校 1年生



【地球温暖化防止啓発部門】  
吉井小学校 4年生



【地球温暖化防止啓発部門】  
阿南中学校 1年生



【生物多様性保全啓発部門の部】  
阿南中学校 2年生



【生物多様性保全啓発部門の部】  
羽ノ浦小学校 3年生



【生物多様性保全啓発部門の部】  
羽ノ浦小学校 5年生

# 目 次

I	阿南市の概況	
1	市勢	1
2	人口の推移	2
3	産業別就業人口	2
4	土地利用と都市計画	3
5	工業の概況	4
6	農業の概況	5
7	畜産の概況	5
8	漁業就業者	5
II	環境行政の概要	
1	環境行政のあらまし	7
(1)	遍歴	7
(2)	行政機構	8
(3)	附属機関	8
(4)	環境保全課 決算	9
2	苦情件数	10
(1)	年度別苦情件数	10
(2)	発生源別苦情件数	10
3	主たる調査、活動等	13
(1)	阿南市環境総合調査	13
ア	令和2年度 環境総合調査結果	14
イ	令和3年度 環境総合調査結果	20
ウ	令和4年度 環境総合調査結果	26
エ	令和5年度 環境総合調査結果	32
オ	令和6年度 環境総合調査結果	38
	環境総合調査地点位置図	45
(2)	公害防止協定及び環境保全協定の締結と改定	47
(3)	環境パトロール車による巡回啓発活動	47
(4)	こどもエコクラブ事業	48
(5)	環境保全啓発ポスター募集事業	48
(6)	海岸漂着物等回収・処理事業	48

### Ⅲ 環境の概況

1	大気汚染	49
(1)	大気汚染の概要	49
(2)	監視体制	49
ア	環境測定局と測定項目	50
イ	特定発生源監視局と測定項目	50
(3)	特定施設届出状況	51
ア	ばい煙発生施設	51
イ	粉じん発生施設	51
(4)	環境測定局における測定結果の経年変化（年平均値）	52
ア	二酸化硫黄（SO <sub>2</sub> ）	52
イ	一酸化窒素・二酸化窒素	54
ウ	オキシダント（昼間の日最高1時間値の年平均値）	55
	光化学オキシダントに係る緊急時の発令状況（阿南管内）	55
エ	浮遊粒子状物質（SPM）	56
(5)	降下ばいじん	57
(6)	環境測定局における二酸化硫黄年間測定結果	58
(7)	環境測定局における窒素酸化物年間測定結果	60
(8)	環境測定局におけるオキシダント年間測定結果	61
(9)	環境測定局における浮遊粒子物質年間測定結果	62
(10)	環境測定局における微小粒子状物質（PM <sub>2.5</sub> ）年間測定結果	63
2	水質汚濁	65
(1)	水質汚濁の概要	65
(2)	生活排水対策実践活動	65
(3)	合併処理浄化槽設置整備事業	65
ア	補助対象浄化槽	65
イ	補助対象地域	66
ウ	補助金額	66
エ	補助実績	66
(4)	水質特定施設の届出状況（工場等の数）	67
(5)	環境基準類型指定状況	68
(6)	生活環境の保全に関する環境基準	68
ア	河川	68
イ	水域別環境基準指定状況	69
(7)	公共用水域の水質測定状況	70
	河川水質測定地点図	75
3	騒音・振動	77

(1) 騒音	77
ア 騒音の概要	77
イ 騒音の大きさの目安	77
ウ 特定施設、騒音発生施設届出状況	78
エ 特定建設作業の実施届出状況	79
オ 一般地域における環境騒音調査	80
(ア) 調査目的	80
(イ) 調査地点	80
(ウ) 環境騒音調査地点と測定結果	81
(エ) 環境基準適合状況	83
カ 自動車騒音調査結果概要	84
(ア) 調査目的	84
(イ) 測定地点	84
(ウ) 自動車騒音測定結果	84
(エ) 自動車騒音の要請限度、環境基準適合状況	84
騒音規制法に基づく指定地域詳細図	85
環境騒音測定地点図	86
自動車交通騒音測定地点図	87
(2) 振動	88
ア 振動の概要	88
イ 振動による影響の目安	88
ウ 特定施設届出状況（振動）	89
エ 特定建設作業届出状況（振動）	89
オ 道路交通振動	89
振動規制法に基づく指定地域詳細図	90
4 悪臭	91
(1) 悪臭の概要	91
(2) 6段階臭気強度表示法	91
(3) 規制基準及び規制地域	92
(4) 悪臭物質濃度測定結果	94
悪臭防止法に基づく規制地域詳細図	96
IV その他	
オキシダントにそなえて	97
1 環境用語解説	98
(1) 環境一般	98
(2) 大気関係	99

(3) 水質関係 .....	100
(4) 騒音・振動関係 .....	102
(5) 悪臭関係 .....	103
(6) 気候変動関係 .....	103
(7) 循環型社会 .....	104
(8) 自然環境 .....	104
(9) その他 .....	105
阿南市環境基本条例 .....	106
阿南市公害防止条例 .....	108
阿南市ポイ捨て等防止に関する条例 .....	110
阿南市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例...	112

## はじめに

現在、世界的に顕在化している気候変動や生物多様性の喪失、大気・水・土壌の汚染問題、資源の枯渇問題等は、相互に関連しながら同時に進行している複合危機としての様相を呈しております。これらの問題について、人の活動による環境への影響を正しく理解し、国や企業に任せきりにするのではなく、一人一人が環境に配慮した生活を営んでいくことが求められているといえます。

政府においては、2050年温室効果ガス排出実質ゼロ(カーボンニュートラル)、生物多様性保全・自然再興(ネイチャーポジティブ)、循環経済(サーキュラーエコノミー)等の実現を柱とした統合的な政策推進により、持続可能な社会の構築に取り組んでいます。

本市では、阿南市環境基本計画に掲げた、目指すべき環境像「豊かな環境が支える産業都市・あなん」の実現に向け、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた市民・事業者等との連携、四国の市町村では初となる、生物の多様性及び持続可能な利用に関する基本的な計画である「生物多様性あなん戦略」の策定、海洋ごみ問題への取組等、各分野における施策を展開しております。

豊かな自然に恵まれたふるさとの環境を次世代に引き継いでいくためには、私たち一人一人のライフスタイルや事業活動を環境にやさしいものへと転換し、日常的に環境に配慮した活動が実践できるよう促進することが重要です。

また、環境問題は社会や経済の様々な課題と要因が複雑に関係し、行政だけで解決することは難しく、市民や企業等の多様な主体による活動や協働の取組、それを支える人づくりが不可欠であることから、分野横断的な環境施策の展開を図ってまいりたいと考えております。

本書は、令和2年度から令和6年度までの本市の環境の概要を測定したデータを中心に取りまとめたものです。環境問題に対する認識を深めるうえでの資料として活用いただき、環境行政についての御理解と御協力をいただければ幸いです。

令和8年3月

阿南市長 岩佐 義弘

# I 阿南市の概況



## 2 人口の推移

(3月末現在)

年 度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
人口 (人)	72,193	71,336	70,327	69,430	68,519

## 3 産業別就業人口

産業別人口		総数	内訳		構成比
			男	女	
第一次産業	農業	2,297	1,267	1,030	7.3%
	林業	41	34	7	0.1%
	漁業	427	312	115	1.4%
	計	2,765	1,613	1,152	8.8%
第二次産業	鉱業	13	12	1	0.1%
	建設業	2,445	2,002	443	7.7%
	製造業	6,893	5,184	1,709	21.8%
計		9,351	7,198	2,153	29.6%
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道	433	392	41	1.4%
	運輸・通信業	1,435	1,133	302	4.5%
	卸売・小売業・飲食業等	4,004	1,728	2,276	12.7%
	金融・保険業	619	227	392	2.0%
	不動産業	247	141	106	0.8%
	サービス業	10,939	3,803	7,136	34.6%
	公務	1,449	989	460	4.6%
計		19,126	8,413	10,713	60.6%
分類不能の産業		339	193	146	1.1%
総数		31,581	17,417	14,164	100%

(資料:R2 国勢調査)

#### 4 土地利用と都市計画

本市の面積は279.25km<sup>2</sup>であるが、このうち用途地域指定面積は13.041km<sup>2</sup>であり内訳は次のとおりです。

(令和6年3月末現在)

	第一種低層 住居専用地域	第一種中高層 住居専用地域	第二種中高層 住居専用地域	第一種 住居地域	第二種 住居地域	準住居 地域	近隣商業 地域
面積	0.887 km <sup>2</sup>	2.244 km <sup>2</sup>	0.120 km <sup>2</sup>	2.409 km <sup>2</sup>	0.029 km <sup>2</sup>	0.442 km <sup>2</sup>	0.559 km <sup>2</sup>
比率	6.8 %	17.2 %	0.9 %	18.5 %	0.2 %	3.4 %	4.3 %

商業地域	準工業 地域	工業地域	工業専 用地	市街化 区域合計
0.364 km <sup>2</sup>	0.771 km <sup>2</sup>	1.378 km <sup>2</sup>	3.838 km <sup>2</sup>	13.041 km <sup>2</sup>
2.8 %	5.9 %	10.6 %	29.4 %	100 %

## 5 工業の概況

業種別	事業数	従業者数
食料品	13	568
飲料・たばこ・飼料製造	2	102
繊維工業製品	3	208
木材・木製品	14	169
家具・装備品	6	61
パルプ・紙・紙加工品	7	624
出版・印刷・同関連品	5	50
化学工業製品	2	112
石油製品・石炭製品	-	-
プラスチック製品	4	38
ゴム製品	-	-
窯業・土器製品	8	171
鉄鋼	2	251
金属製品	12	170
はん用機械	7	125
生産用機械	5	216
電子部品・デバイス	1	4,659
電気	4	3,665
運送用機械器具	1	5
その他の製品	4	25
総数	100	11,219

(資料:R4「徳島県の工業」)

## 6 農業の概況

総農家数	販売農家数	自給的農家数	田	樹園地	畑
3,312 戸	2,505 戸	807 戸	264,907 a	10,299 a	8,923 a

(資料:2020年 農林業センサス)

## 7 畜産の概況

乳用牛		肉用牛		肉豚		採卵鶏		ブロイラー	
経営体数	頭数	経営体数	頭数	経営体数	頭数	経営体数	羽数	経営体数	羽数
— 戸	— 頭	9 戸	1,545 頭	— 戸	— 頭	1 戸	X 羽	2 戸	X 羽

(資料:2020年 農林業センサス)

## 8 漁業就業者

総数			個人経営体出身で自家漁業のみ			
人数	内訳		計	沿岸漁業層	中小漁業層	大規模漁業層
	男	女				
347 人	322 人	25 人	264 人	227 人	37 人	— 人

(資料:2023年 漁業センサス)

※「X」…統計法により、統計調査の結果を公表する際、個々の調査対象(特に企業など)の秘密を守るために、実際の数値の代わりに使われる記号です。



## II 環境行政の概要

## II 環境行政の概要

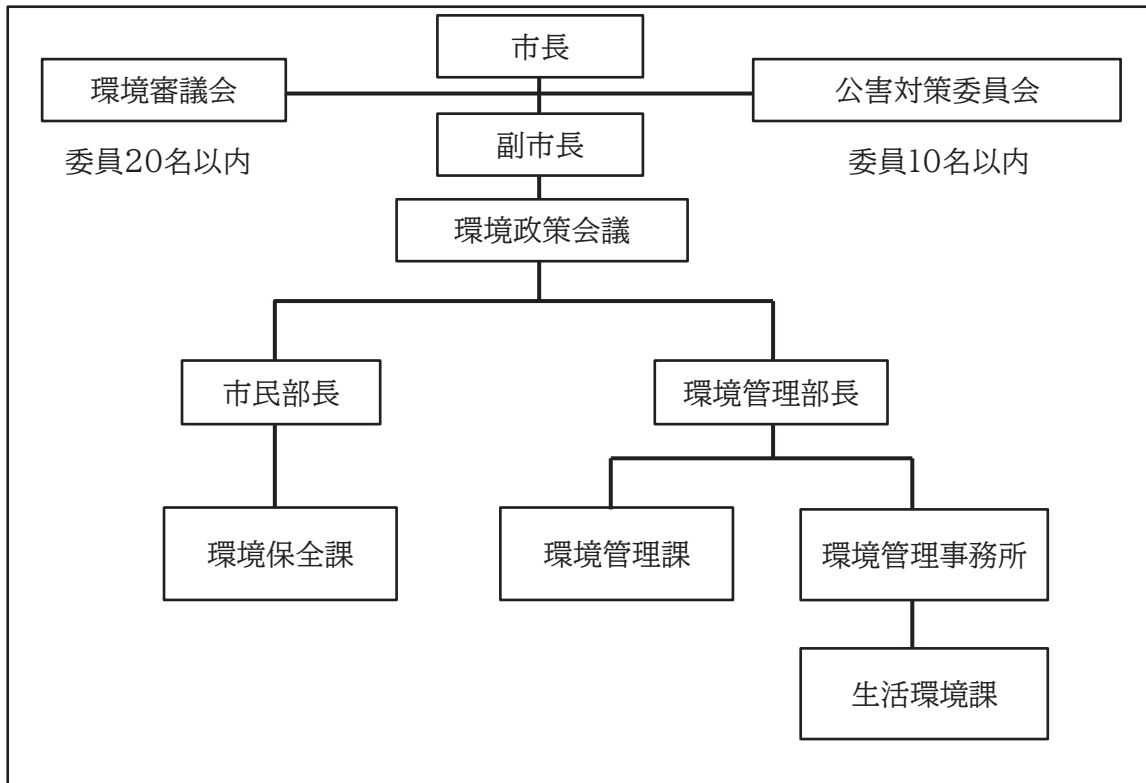
### 1 環境行政のあらまし

#### (1) 遍歴

昭和44年10月	阿南市公害防止条例を制定
昭和45年 7月	市民課に公害対策係を新設
昭和47年 4月	企画室に公害交通対策課を設置
昭和48年 3月	阿南市公害対策基金の設置、管理及び処分に関する条例を制定
昭和48年 6月	阿南市公害対策基金運営委員会を設置
昭和49年 7月	企画部公害交通対策課となる
昭和55年 4月	環境衛生部公害交通対策課となる
昭和62年 4月	市民環境部環境衛生課となる
平成 3年 4月	市民環境部環境保全課となる
平成 6年 9月	阿南市環境基本条例を制定 阿南市公害防止条例を改定 阿南市環境調整会議を設置
平成 7年 7月	阿南市公害対策審議会を廃止、阿南市環境審議会を設置
平成10年 4月	阿南市環境基本計画を策定
平成11年 4月	阿南市環境配慮指針を策定
平成14年 4月	阿南市環境保全率先行動計画(事務事業編)を策定
平成14年12月	阿南市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例を制定
平成15年10月	阿南市ポイ捨て等防止に関する条例を制定
平成18年 3月	羽ノ浦町・那賀川町と合併
平成18年 4月	市民部環境保全課となる
平成19年 4月	第2次阿南市環境保全率先行動計画(事務事業編)を策定
平成24年 3月	第2次阿南市環境基本計画を策定
平成24年 4月	第3次阿南市環境保全率先行動計画(事務事業編)を策定
平成29年 4月	第4次阿南市環境保全率先行動計画(事務事業編)を策定
平成29年10月	阿南市環境保全率先行動計画(区域施策編)を策定
令和 元年11月	生物多様性あなん戦略を策定
令和 3年 3月	第3次阿南市環境基本計画を策定
令和 3年 8月	「ゼロカーボンシティ」宣言
令和 5年 5月	阿南市環境保全率先行動計画(事務事業編・区域施策編)の名称を阿南市地球温暖化対策実行計画に改定
令和 6年 4月	阿南市グリーン調達基本方針を策定
令和 7年 4月	阿南市環境調整会議と阿南市地球温暖化対策推進会議を統合再編し、阿南市環境政策会議を設置

## (2)行政機関

令和8年3月組織図



## (3)附属機関

### ア 環境審議会

阿南市環境基本条例に基づき、平成7年7月に環境審議会を設置しました。審議会は20名以内の委員で組織し、委員は次のうちから市長が委嘱しています。

- ① 環境保全に関し学識経験を有する者
- ② 市議会議員
- ③ 関係行政機関の職員
- ④ その他市長が適当と認める者

### イ 公害対策委員会

阿南市地域温暖化等対策基金条例(旧公害対策基金の設置、管理に関する条例)に基づき、昭和48年6月に設置されたもので、10名以内の委員で組織し、次のうちから市長が委嘱しています。

- ① 医療関係者
- ② 学識経験者
- ③ 県の職員

この基金制度は、市民が公害により被害を受け、その原因及び当該公害を発生させているものが明確でない場合に、原因が究明されるまでの間、現に被害を受けた者に対し、すみやかに治療を実施し、又は当該公害による被害者の原因究明を実施するために設置されたもので、現在は地球温暖化対策となる事業にも活用しています。基金は四国電力株式会社、神崎製紙(現王子製紙株式会社)、電源開発株式会社及び日本電工(現新日本電工株式会社)の4企業が拠出したものであり、令和7年3月末現在で242,205千円が市に保管されています。

### ウ 環境政策会議

本市の環境保全について、庁内関係課等の連絡及び調整を図り、環境行政の総合的な事務処理に資するために設置されたもので、副市長ほか各関係部課長が委員となっています。

## (4)環境保全課 決算

決算額 単位:千円

年度	一般会計	公害対策費	割合(%)
平成27年	32,793,053	71,685	0.22
		99,768	0.30
平成28年	35,213,642	86,087	0.24
		106,410	0.30
平成29年	32,772,272	67,152	0.20
		89,728	0.27
平成30年	35,735,182	90,532	0.25
		82,029	0.23
令和元年	33,564,685	90,720	0.27
		90,971	0.27
令和2年	40,842,326	96,533	0.24
		75,623	0.19
令和3年	35,854,750	66,558	0.19
		63,724	0.18
令和4年	35,882,446	100,549	0.28
		55,405	0.15
令和5年	36,887,477	88,481	0.24
		40,850	0.11
令和6年	35,902,628	100,737	0.28
		29,232	0.08

上段:環境保全費(太陽光補助金・環境保全費・人件費)

下段:衛生処理費(合併浄化槽設置補助金・衛生処理費・不法投棄対策費)

## 2 苦情件数

### (1) 年度別苦情件数

		R2	R3	R4	R5	R6
典型七公害	大気汚染	24	18	10	17	19
	水質汚濁	8	3	3	5	0
	土壌汚染	0	2	0	0	0
	騒音	8	3	1	3	9
	振動	0	0	0	0	0
	悪臭	11	4	3	2	4
	地盤沈下	0	0	0	0	0
その他の苦情		76	69	71	68	59
合計		127	99	88	95	91

### (2) 発生源別苦情件数

令和2年度

発生源 公害の種類	発生源													合計
	製造事業所	修理工場	建築・土木工事	交通機関	牧畜・養豚・養鶏場	下水・清掃事業	娯楽・スポーツ施設	家庭生活	工業施設・採石場	商店・飲食店	事務所	その他	不明	
大気汚染							22	1	1					24
水質汚濁			2				2		2		1	1		8
土壌汚染														0
騒音			1				3	1	2	1				8
振動														0
悪臭			1		3		3		2		2			11
地盤沈下														0
その他							73				3			76
合計	0	0	4	0	3	0	0	103	2	7	1	6	1	127

令和3年度

発生源 公害の種類	発生源												
	製造事業所	修理工場	建築・土木工事	交通機関	牧畜・養豚・養鶏場	下水・清掃事業	娯楽・スポーツ施設	家庭生活	工業施設・採石場	商店・飲食店	事務所	その他	不明
大気汚染	1		1					2			14		18
水質汚濁											3		3
土壌汚染											2		2
騒音							1		1	1			3
振動													0
悪臭							2				2		4
地盤沈下													0
その他			1				65				3		69
合計	1	0	2	0	0	0	68	2	1	1	24	0	99

令和4年度

発生源 公害の種類	発生源												
	製造事業所	修理工場	建築・土木工事	交通機関	牧畜・養豚・養鶏場	下水・清掃事業	娯楽・スポーツ施設	家庭生活	工業施設・採石場	商店・飲食店	事務所	その他	不明
大気汚染											10		10
水質汚濁											3		3
土壌汚染													0
騒音			1										1
振動													0
悪臭											3		3
地盤沈下													0
その他	1						61				9		71
合計	1	0	1	0	0	0	61	0	0	0	25	0	88

令和5年度

公害の種類	発生源													
	製造事業所	修理工場	建築・土木工事	交通機関	牧畜・養豚・養鶏場	下水・清掃事業	娯楽・スポーツ施設	家庭生活	工業施設・採石場	商店・飲食店	事務所	その他	不明	合計
大気汚染			1					1			15			17
水質汚濁	1			1									3	5
土壌汚染														0
騒音			1							1			1	3
振動														0
悪臭												2		2
地盤沈下														0
その他	3							63				2		68
合計	4	0	2	1	0	0	0	63	1	1	0	19	4	95

令和6年度

公害の種類	発生源													
	製造事業所	修理工場	建築・土木工事	交通機関	牧畜・養豚・養鶏場	下水・清掃事業	娯楽・スポーツ施設	家庭生活	工業施設・採石場	商店・飲食店	事務所	その他	不明	合計
大気汚染	1											17	1	19
水質汚濁														0
土壌汚染														0
騒音	1		5					1				2		9
振動														0
悪臭					1	1		1					1	4
地盤沈下														0
その他			1					58						59
合計	2	0	6	0	1	1	0	60	0	0	0	19	2	91

### 3 主たる調査、活動等

#### (1) 阿南市環境総合調査

市内の環境汚染状況を把握するため、昭和48年度より隔年ごとに調査を行い、阿南市環境基本条例の策定及び市民の環境意識が高揚したことから、平成6年度より毎年実施しています。

この調査は、市内の主要河川、海域における水質及び底質、圃場における土壌の有害物質等の分析を行い、汚染度の実態や経年変化を把握しています。

調査物質項目は、令和6年度で39項目であり、過去からの分析結果を地域別・項目別・検体別に評価しても汚染の進行は認められていません。



環境総合調査：河川の水質・底質調査 桑野川



環境総合調査：海域の水質調査 椿泊湾



環境総合調査：土壌調査 那賀川



環境総合調査：魚介類調査 橘湾沖

ア 令和2年度 環境総合調査結果

1 水質(河川・海域)

種別	分析項目 採取地点		番号				
				カドミウム (Cd)	全シアン (CN)	有機燐 化合物 (O-P)	鉛 (Pb)
河川	岡川	下大野橋中央	A1	<0.001	—	—	—
	岡川	岡川橋中央	A2	<0.001	—	—	—
	打樋川	引舟橋中央	A3	<0.001	ND	<0.1	<0.001
	岡川	文化橋中央	A4	<0.001	ND	<0.1	<0.001
	椿川	加茂前橋中央	A5	<0.001	ND	<0.1	<0.001
	福井川	大西橋中央	A6	<0.001	ND	<0.1	<0.001
	桑野川	桑野橋中央	A7	<0.001	ND	<0.1	<0.001
海域	亀崎沖	亀崎と烏帽子島を結ぶ中間点	A8	—	—	—	—
	橋湾	小勝島北端と弁天島を結ぶ中間点	A9	—	—	—	—
	椿泊湾	旧椿泊漁協前地先200m	A10	—	—	—	—

種別	分析項目 採取地点		番号				
				トリクロロ エチレン	テトラ クロロ エチレン	四塩化 炭素	ジクロロ メタン
河川	岡川	下大野橋中央	A1	<0.002	—	—	—
	岡川	岡川橋中央	A2	<0.002	—	—	—
	打樋川	引舟橋中央	A3	<0.002	—	—	—
	岡川	文化橋中央	A4	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.002
	椿川	加茂前橋中央	A5	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.002
	福井川	大西橋中央	A6	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.002
	桑野川	桑野橋中央	A7	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.002
海域	亀崎沖	亀崎と烏帽子島を結ぶ中間点	A8	—	—	—	—
	橋湾	小勝島北端と弁天島を結ぶ中間点	A9	—	—	—	—
	椿泊湾	旧椿泊漁協前地先200m	A10	—	—	—	—

単位 :mg/ℓ

調 査 項 目										
六価クロム (Cr <sup>6+</sup> )	砒素 (As)	総水銀 (T-Hg)	アルキル水銀 (R-Hg)	全窒素 (T-N)	全リン (T-P)	亜鉛 (Zn)	アンチモン (Sb)	セレン (Se)	ふっ素 (F)	ほう素 (B)
-	<0.001	-	-	-	-	<0.01	<0.001	-	<0.08	<0.1
-	0.001	-	-	-	-	<0.01	<0.001	-	<0.08	<0.1
<0.005	<0.001	<0.0005	ND	1.4	0.10	-	-	-	0.11	<0.1
<0.005	0.001	<0.0005	ND	2.5	0.12	-	-	<0.001	<0.08	<0.1
<0.005	<0.001	<0.0005	ND	0.47	0.026	-	-	<0.001	<0.08	<0.1
<0.005	<0.001	<0.0005	ND	0.48	0.024	-	-	<0.001	0.08	0.3
<0.005	<0.001	<0.0005	ND	0.62	0.058	-	-	<0.001	<0.08	<0.1
-	-	-	-	0.13	0.019	-	-	-	1.24	4.4
-	-	-	-	0.15	0.020	-	-	-	1.15	4.4
-	-	-	-	0.14	0.021	-	-	-	1.19	4.6

ND:法律に定められた方法により測定した結果が報告下限値未満であることを示す。

調 査 項 目									
1,2-ジクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
<0.0004	<0.1	<0.0006	<0.002	<0.004	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001
<0.0004	<0.1	<0.0006	<0.002	<0.004	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001
<0.0004	<0.1	<0.0006	<0.002	<0.004	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001
<0.0004	<0.1	<0.0006	<0.002	<0.004	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

2 土壌(畑・水田)

種 別	分析項目		番 号	調				
				カドミウム ( Cd ) (溶出)	シアン 化合物 ( CN ) (溶出)	鉛 ( Pb ) (溶出)	砒 素 ( As )	
	(溶出)	(含有)						
採取地点								
土 壌	福井町	福井町赤崎131	B1	<0.002	—	0.002	<0.005	0.54
	津乃峰町	津乃峰町新浜31-7	B2	<0.002	—	0.002	0.007	1.2
	椿町	椿町楠木13	B3	<0.002	—	0.004	<0.005	0.64
	福井町	福井町大西30	B4	<0.002	ND	0.001	<0.005	0.60
	新野町	新野町榎房155	B5	<0.002	—	0.002	<0.005	0.99
	内原町	内原町西ふか田24	B6	<0.002	—	0.002	<0.005	1.5
	楠根町	楠根町南原18	B7	<0.002	—	<0.001	<0.005	1.3
	下大野町	下大野町柴根81-1	B8	<0.002	—	0.002	<0.005	0.97
	長生町	長生町滝ノ下9-3	B9	<0.002	—	0.004	<0.005	1.9
	宝田町	宝田町宝田561-1	B10	<0.002	—	0.002	<0.005	0.51
	横見町	横見町下木戸10,11-1	B11	<0.002	—	0.001	<0.005	1.3
	日開野町	日開野町居内174-1	B12	<0.002	—	0.004	<0.005	0.85
	見能林町	見能林町塩屋12-1	B13	<0.002	—	0.002	<0.005	1.0
	橘町	橘町鵜61-3	B14	<0.002	ND	0.002	<0.005	1.1
	福井町	福井町大原180	B15	<0.002	ND	0.002	<0.005	1.3
	那賀川町	那賀川町苅屋134-1	B16	<0.002	—	0.002	<0.005	0.53
	那賀川町	那賀川町江野島614-2	B17	<0.002	—	0.003	<0.005	0.84
	羽ノ浦町	羽ノ浦町古庄宮ノ前2	B18	<0.002	—	0.002	<0.005	1.0
	羽ノ浦町	羽ノ浦町明見331-2	B19	<0.002	—	0.002	<0.005	0.48

単位:mg/l(溶出) mg/kg(含有)

査 項 目									
総水銀 ( T-Hg ) (溶出)	総クロム ( T-Cr ) (含有)	銅 ( Cu ) (含有)	ふっ素化合物 ( F )		チウラム (溶出)	シマジン (溶出)	チオベン カルブ (溶出)	ウラン ( U ) (含有)	トリウム ( Th ) (含有)
			(溶出)	(含有)					
<0.0005	—	3.3	0.45	170	<0.0006	<0.0003	<0.002	2.2	5.3
<0.0005	—	3.1	—	—	<0.0006	<0.0003	<0.002	—	—
<0.0005	—	5.5	0.44	200	<0.0006	<0.0003	<0.002	2.9	8.5
<0.0005	26	5.9	—	—	<0.0006	<0.0003	<0.002	—	—
<0.0005	—	4.2	—	—	<0.0006	<0.0003	<0.002	—	—
<0.0005	—	6.4	—	—	<0.0006	<0.0003	<0.002	—	—
<0.0005	—	0.26	—	—	<0.0006	<0.0003	<0.002	—	—
<0.0005	—	7.5	0.39	270	<0.0006	<0.0003	<0.002	3.5	9.0
<0.0005	—	5.1	—	—	<0.0006	<0.0003	<0.002	—	—
<0.0005	—	6.7	—	—	<0.0006	<0.0003	<0.002	—	—
<0.0005	—	6.4	—	—	<0.0006	<0.0003	<0.002	—	—
<0.0005	—	8.7	—	—	<0.0006	<0.0003	<0.002	—	—
<0.0005	—	3.7	—	—	<0.0006	<0.0003	<0.002	—	—
<0.0005	39	6.4	0.17	170	<0.0006	<0.0003	<0.002	2.4	7.6
<0.0005	38	5.4	0.16	170	<0.0006	<0.0003	<0.002	1.8	5.3
<0.0005	—	7.4	—	—	<0.0006	<0.0003	<0.002	—	—
<0.0005	—	6.3	—	—	<0.0006	<0.0003	<0.002	—	—
<0.0005	—	5.6	—	—	<0.0006	<0.0003	<0.002	—	—
<0.0005	—	5.6	—	—	<0.0006	<0.0003	<0.002	—	—

### 3 底質(河川・海域)

種別	分析項目 採取地点		番号	調				
				カドミウム (Cd)	シアン 化合物 (CN)	有機燐 化合物 (O-P)	鉛 (Pb)	六価 クロム (Cr <sup>6+</sup> )
河川	桑野川	大歳橋下流50m	C1	0.05	—	—	—	—
	那賀川	辰己海岸堤防及び那賀川中州の延長線を結ぶ中間点	C2	<0.05	—	—	9.8	—
	岡川	下大野橋中央	C3	0.07	—	—	—	—
	岡川	岡川橋中央	C4	0.12	—	—	—	—
	打樋川	引舟橋中央	C5	0.18	—	—	13	—
	岡川	文化橋中央	C6	0.09	—	—	7.4	—
	椿川	加茂前橋中央	C7	0.07	—	—	15	—
	福井川	大西橋中央	C8	<0.05	—	—	12	—
	桑野川	桑野橋中央	C9	<0.05	—	—	9.0	—
	熊谷川	熊谷大橋中央	C18	0.40	—	—	16	—
海域	富岡港	淡島海岸延長線富岡港中央点	C10	<0.05	<0.1	<0.1	7.8	—
	亀崎沖	亀崎と烏帽子を結ぶ中間点	C11	—	—	—	—	—
	大潟漁港	鶺鴒渡島北端と大潟地先南端を結ぶ中間点	C12	0.06	<0.1	<0.1	14	—
	橘湾①	竜宮崎と豊浜南側先端を結ぶ中間点	C13	—	—	—	—	<0.2
	橘湾②	小勝島北端と弁天島を結ぶ中間点	C14	0.11	<0.1	<0.1	22	<0.2
	橘湾③	高島南端と姥島を結ぶ中間点	C15	—	—	—	—	<0.2
	橘湾④	小勝島東端と高島南端を結ぶ中間点	C16	—	—	—	—	<0.2
	椿泊湾	旧椿泊漁協前地先	C17	0.11	<0.1	<0.1	26	—

### 4 魚類

単位:mg/kg

種別	分析項目 採取地点		番号	調査項目		
				総水銀 (T-Hg)	総クロム (T-Cr)	カドミウム (Cd)
海域	北ノ脇	北ノ脇沖 (カサゴ)	D1	0.12	<0.05	<0.01
	橘湾	橘湾沖 (カサゴ)	D2	0.15	<0.05	<0.01
	椿泊湾	椿泊湾沖 (カサゴ)	D3	0.11	<0.05	<0.01

単位:mg/kg

査 項 目									
砒素 ( As )	総水銀 ( T-Hg )	アルキル 水銀 ( R-Hg )	ポリ塩素化 ビフェニール ( PCB )	総クロム ( T-Cr )	マンガン ( Mn )	亜鉛 ( Zn )	アンチモン ( Sb )	イット リウム ( Y )	ユーロ ピウム ( Eu )
3.4	—	—	—	—	—	84	<1	—	—
3.9	0.13	—	—	—	—	—	—	—	—
1.4	—	—	—	—	—	83	<1	—	—
3.6	—	—	—	—	—	120	<1	—	—
4.6	0.18	—	—	—	—	—	—	—	—
2.1	0.07	—	—	—	—	—	—	—	—
4.4	0.08	—	—	—	—	—	—	—	—
3.8	0.10	—	—	—	—	—	—	—	—
2.9	0.09	—	—	—	—	—	—	—	—
3.2	0.59	—	—	—	—	—	—	—	—
4.3	0.08	<0.01	—	47	460	—	—	—	—
—	—	—	—	45	530	—	—	—	—
6.5	0.37	<0.01	—	46	340	—	—	11	0.8
—	—	—	—	59	540	—	—	—	—
6.6	0.38	<0.01	0.02	63	550	—	—	—	—
—	—	—	—	57	580	—	—	—	—
—	—	—	—	57	480	—	—	—	—
6.4	0.31	<0.01	—	55	510	—	—	—	—

イ 令和3年度 環境総合調査結果

1 水質(河川・海域)

種別	採取地点		分析項目	番号				
					カドミウム (Cd)	全シアン (CN)	有機燐 化合物 (O-P)	鉛 (Pb)
河川	岡川	下大野橋中央		A1	<0.001	—	—	—
	岡川	岡川橋中央		A2	<0.001	—	—	—
	打樋川	引舟橋中央		A3	<0.001	ND	<0.1	<0.001
	岡川	文化橋中央		A4	<0.001	ND	<0.1	<0.001
	椿川	加茂前橋中央		A5	<0.001	ND	<0.1	<0.001
	福井川	大西橋中央		A6	<0.001	ND	<0.1	<0.001
	桑野川	桑野橋中央		A7	<0.001	ND	<0.1	<0.001
海域	亀崎沖	亀崎と烏帽子島を結ぶ中間点		A8	—	—	—	—
	橋湾	小勝島北端と弁天島を結ぶ中間点		A9	—	—	—	—
	椿泊湾	旧椿泊漁協前地先200m		A10	—	—	—	—

種別	採取地点		分析項目	番号				
					トリクロロ エチレン	テトラ クロロ エチレン	四塩化 炭素	ジクロロ メタン
河川	岡川	下大野橋中央		A1	<0.002	—	—	—
	岡川	岡川橋中央		A2	<0.002	—	—	—
	打樋川	引舟橋中央		A3	<0.002	—	—	—
	岡川	文化橋中央		A4	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.002
	椿川	加茂前橋中央		A5	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.002
	福井川	大西橋中央		A6	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.002
	桑野川	桑野橋中央		A7	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.002
海域	亀崎沖	亀崎と烏帽子島を結ぶ中間点		A8	—	—	—	—
	橋湾	小勝島北端と弁天島を結ぶ中間点		A9	—	—	—	—
	椿泊湾	旧椿泊漁協前地先200m		A10	—	—	—	—

単位 :mg/l

調 査 項 目										
六価クロム (Cr <sup>6+</sup> )	砒素 (As)	総水銀 (T-Hg)	アルキル水銀 (R-Hg)	全窒素 (T-N)	全リン (T-P)	亜鉛 (Zn)	アンチモン (Sb)	セレン (Se)	ふっ素 (F)	ほう素 (B)
-	<0.001	-	-	-	-	<0.01	<0.001	-	<0.08	<0.1
-	0.004	-	-	-	-	<0.01	<0.001	-	0.17	<0.1
<0.005	<0.001	<0.0005	ND	1.0	0.086	-	-	-	0.17	0.2
<0.005	0.005	<0.0005	ND	3.9	0.070	-	-	<0.001	0.30	<0.1
<0.005	<0.001	<0.0005	ND	0.38	0.021	-	-	<0.001	<0.08	<0.1
<0.005	<0.001	<0.0005	ND	0.28	0.024	-	-	<0.001	0.30	1.1
<0.005	<0.001	<0.0005	ND	0.34	0.140	-	-	<0.001	<0.08	<0.1
-	-	-	-	0.13	0.038	-	-	-	1.11	4.2
-	-	-	-	0.17	0.018	-	-	-	1.20	4.2
-	-	-	-	0.15	0.023	-	-	-	1.22	4.2

調 査 項 目									
1,2-ジクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,3-ジクロロプロパン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
<0.0004	<0.1	<0.0006	<0.002	<0.004	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001
<0.0004	<0.1	<0.0006	<0.002	<0.004	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001
<0.0004	<0.1	<0.0006	<0.002	<0.004	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001
<0.0004	<0.1	<0.0006	<0.002	<0.004	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

2 土壤(畑・水田)

種 別	分析項目  採取地点		番 号	調				
				カドミウム ( Cd ) (溶出)	シアン 化合物 ( CN ) (溶出)	鉛 ( Pb ) (溶出)	砒 素 ( As )	
							(溶出)	(含有)
土                壤	福井町	福井町赤崎131	B1	<0.002	－	0.001	<0.005	0.30
	津乃峰町	津乃峰町新浜31-7	B2	<0.002	－	0.002	0.008	1.2
	椿町	椿町楠木13	B3	<0.002	－	0.005	<0.005	0.33
	福井町	福井町大西30	B4	<0.002	ND	0.002	<0.005	0.38
	新野町	新野町檜房155	B5	<0.002	－	0.002	<0.005	0.73
	内原町	内原町西ふか田24	B6	<0.002	－	0.002	<0.005	1.2
	楠根町	楠根町南原18	B7	<0.002	－	<0.001	<0.005	1.1
	下大野町	下大野町柴根81-1	B8	<0.002	－	0.003	<0.005	0.61
	長生町	長生町滝ノ下9-3	B9	<0.002	－	0.003	<0.005	1.5
	宝田町	宝田町宝田561-1	B10	<0.002	－	0.004	<0.005	0.27
	横見町	横見町下木戸10,11-1	B11	<0.002	－	0.002	<0.005	0.90
	日開野町	日開野町居内174-1	B12	<0.002	－	0.009	<0.005	0.59
	見能林町	見能林町塩屋12-1	B13	<0.002	－	0.004	<0.005	0.81
	橘町	橘町鵠61-3	B14	<0.002	ND	0.002	<0.005	0.78
	福井町	福井町大原180	B15	<0.002	ND	0.001	<0.005	1.4
	那賀川町	那賀川町苅屋134-1	B16	<0.002	－	0.003	<0.005	0.33
	那賀川町	那賀川町江野島614-2	B17	<0.002	－	0.003	<0.005	0.60
	羽ノ浦町	羽ノ浦町古庄宮ノ前2	B18	<0.002	－	0.003	<0.005	0.84
	羽ノ浦町	羽ノ浦町明見331-2	B19	<0.002	－	0.002	<0.005	0.26

単位:mg/ℓ(溶出) mg/kg(含有)

査 項 目									
総水銀 ( T-Hg ) (溶出)	総クロム ( T-Cr ) (含有)	銅 ( Cu ) (含有)	ふっ素化合物 ( F )		チウラム (溶出)	シマジン (溶出)	チオベン カルブ (溶出)	ウラン ( U ) (含有)	トリウム ( Th ) (含有)
			(溶出)	(含有)					
<0.0005	—	3.2	0.47	130	<0.0006	<0.0003	<0.002	2.8	6.2
<0.0005	—	3.2	—	—	<0.0006	<0.0003	<0.002	—	—
<0.0005	—	5.0	0.27	210	<0.0006	<0.0003	<0.002	3.2	8.4
<0.0005	49	5.5	—	—	<0.0006	<0.0003	<0.002	—	—
<0.0005	—	3.9	—	—	<0.0006	<0.0003	<0.002	—	—
<0.0005	—	5.3	—	—	<0.0006	<0.0003	<0.002	—	—
<0.0005	—	0.40	—	—	<0.0006	<0.0003	<0.002	—	—
<0.0005	—	8.7	0.40	240	<0.0006	<0.0003	<0.002	6.1	16
<0.0005	—	4.9	—	—	<0.0006	<0.0003	<0.002	—	—
<0.0005	—	6.0	—	—	<0.0006	<0.0003	<0.002	—	—
<0.0005	—	5.8	—	—	<0.0006	<0.0003	<0.002	—	—
<0.0005	—	8.2	—	—	<0.0006	<0.0003	<0.002	—	—
<0.0005	—	3.5	—	—	<0.0006	<0.0003	<0.002	—	—
<0.0005	57	5.5	0.32	130	<0.0006	<0.0003	<0.002	2.6	7.2
<0.0005	55	4.2	<0.08	120	<0.0006	<0.0003	<0.002	2.3	8.9
<0.0005	—	7.3	—	—	<0.0006	<0.0003	<0.002	—	—
<0.0005	—	5.8	—	—	<0.0006	<0.0003	<0.002	—	—
<0.0005	—	5.5	—	—	<0.0006	<0.0003	<0.002	—	—
<0.0005	—	5.1	—	—	<0.0006	<0.0003	<0.002	—	—

3 底質(河川・海域)

種別	分析項目 採取地点		番号	調				
				カドミウム (Cd)	シアン化合物 (CN)	有機燐化合物 (O-P)	鉛 (Pb)	六価クロム (Cr <sup>6+</sup> )
河川	桑野川	大歳橋下流50m	C1	0.05	-	-	-	-
	那賀川	辰己海岸堤防及び那賀川中州の延長線を結ぶ中間点	C2	<0.05	-	-	8.1	-
	岡川	下大野橋中央	C3	0.06	-	-	-	-
	岡川	岡川橋中央	C4	0.10	-	-	-	-
	打樋川	引舟橋中央	C5	0.12	-	-	10	-
	岡川	文化橋中央	C6	0.10	-	-	7.0	-
	椿川	加茂前橋中央	C7	0.06	-	-	14	-
	福井川	大西橋中央	C8	<0.05	-	-	10	-
	桑野川	桑野橋中央	C9	<0.05	-	-	9.0	-
	熊谷川	熊谷橋中央	C18	0.63	-	-	24	-
海域	富岡港	淡島海岸延長線富岡港中央点	C10	<0.05	<0.1	<0.1	7.3	-
	亀崎沖	亀崎と烏帽子を結ぶ中間点	C11	-	-	-	-	-
	大潟漁港	鵜渡島北端と大潟地先南端を結ぶ中間点	C12	0.07	<0.1	<0.1	15	-
	橘湾①	竜宮崎と豊浜南側先端を結ぶ中間点	C13	-	-	-	-	<0.2
	橘湾②	小勝島北端と弁天島を結ぶ中間点	C14	0.12	<0.1	<0.1	22	<0.2
	橘湾③	高島南端と姥島を結ぶ中間点	C15	-	-	-	-	<0.2
	橘湾④	小勝島東端と高島南端を結ぶ中間点	C16	-	-	-	-	<0.2
	椿泊湾	旧椿泊漁協前地先	C17	0.12	<0.1	<0.1	27	-

4 魚類

単位:mg/kg

種別	分析項目 採取地点		番号	調査項目		
				総水銀 (T-Hg)	総クロム (T-Cr)	カドミウム (Cd)
海域	北ノ脇	北ノ脇沖 (カサゴ)	D1	0.15	<0.05	<0.01
	橘湾	橘湾沖 (カサゴ)	D2	0.18	<0.05	<0.01
	椿泊湾	椿泊湾沖 (カサゴ)	D3	0.13	<0.05	<0.01

単位:mg/kg

査 項 目									
砒素 ( As )	総水銀 ( T-Hg )	アルキル 水銀 ( R-Hg )	ポリ塩素化 ビフェニール ( PCB )	総クロム ( T-Cr )	マンガン ( Mn )	亜鉛 ( Zn )	アンチモン ( Sb )	イット リウム ( Y )	ユーロ ピウム ( Eu )
3.2	—	—	—	—	—	63	<1	—	—
3.5	0.07	—	—	—	—	—	—	—	—
1.4	—	—	—	—	—	68	<1	—	—
5.0	—	—	—	—	—	120	<1	—	—
3.9	0.15	—	—	—	—	—	—	—	—
2.5	0.07	—	—	—	—	—	—	—	—
4.0	0.06	—	—	—	—	—	—	—	—
3.4	0.12	—	—	—	—	—	—	—	—
2.7	0.09	—	—	—	—	—	—	—	—
5.2	0.95	—	—	—	—	—	—	—	—
3.5	0.08	<0.01	—	110	460	—	—	—	—
—	—	—	—	63	460	—	—	—	—
5.2	0.28	<0.01	—	69	460	—	—	14	1.0
—	—	—	—	82	470	—	—	—	—
6.1	0.49	<0.01	0.02	120	650	—	—	—	—
—	—	—	—	97	540	—	—	—	—
—	—	—	—	66	330	—	—	—	—
6.9	0.30	<0.01	—	91	600	—	—	—	—

ウ 令和4年度 環境総合調査結果

1 水質(河川・海域)

種別	分析項目 採取地点		番号	カドミウム	全シアン	有機燐化合物	鉛
				(Cd)	(CN)	(O-P)	(Pb)
河川	岡川	下大野橋中央	A1	<0.001	—	—	—
	岡川	岡川橋中央	A2	<0.001	—	—	—
	打樋川	引舟橋中央	A3	<0.001	ND	<0.1	<0.001
	岡川	文化橋中央	A4	<0.001	ND	<0.1	<0.001
	椿川	加茂前橋中央	A5	<0.001	ND	<0.1	<0.001
	福井川	大西橋中央	A6	<0.001	ND	<0.1	<0.001
	桑野川	桑野橋中央	A7	<0.001	ND	<0.1	<0.001
海域	亀崎沖	亀崎と烏帽子島を結ぶ中間点	A8	—	—	—	—
	橋湾	小勝島北端と弁天島を結ぶ中間点	A9	—	—	—	—
	椿泊湾	旧椿泊漁協前地先200m	A10	—	—	—	—

種別	分析項目 採取地点		番号	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	四塩化炭素	ジクロロメタン
				<0.002	—	—	—
河川	岡川	下大野橋中央	A1	<0.002	—	—	—
	岡川	岡川橋中央	A2	<0.002	—	—	—
	打樋川	引舟橋中央	A3	<0.002	—	—	—
	岡川	文化橋中央	A4	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.002
	椿川	加茂前橋中央	A5	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.002
	福井川	大西橋中央	A6	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.002
	桑野川	桑野橋中央	A7	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.002
海域	亀崎沖	亀崎と烏帽子島を結ぶ中間点	A8	—	—	—	—
	橋湾	小勝島北端と弁天島を結ぶ中間点	A9	—	—	—	—
	椿泊湾	旧椿泊漁協前地先200m	A10	—	—	—	—

単位 :mg/l

調 査 項 目										
六価 クロム (Cr <sup>6+</sup> )	砒素 (As)	総水銀 (T-Hg)	アルキル 水銀 (R-Hg)	全窒素 (T-N)	全リン (T-P)	亜鉛 (Zn)	アンチモン (Sb)	セレン (Se)	ふっ素 (F)	ほう素 (B)
-	<0.001	-	-	-	-	<0.01	<0.001	-	<0.08	<0.1
-	0.006	-	-	-	-	<0.01	<0.001	-	0.21	<0.1
<0.005	<0.001	<0.0005	ND	2.0	0.10	-	-	-	0.14	0.1
<0.005	0.004	<0.0005	ND	7.2	0.14	-	-	<0.001	0.20	<0.1
<0.005	<0.001	<0.0005	ND	0.48	0.028	-	-	<0.001	<0.08	<0.1
<0.005	<0.001	<0.0005	ND	0.41	0.032	-	-	<0.001	<0.08	0.2
<0.005	<0.001	<0.0005	ND	0.38	0.056	-	-	<0.001	<0.08	<0.1
-	-	-	-	0.23	0.050	-	-	-	1.13	4.2
-	-	-	-	0.20	0.025	-	-	-	1.18	4.0
-	-	-	-	0.21	0.027	-	-	-	1.14	4.2

調 査 項 目									
1,2- ジクロロ エタン	1,1,1- トリクロロ エタン	1,1,2- トリクロロ エタン	1,1- ジクロロ エチレン	シス-1,2- ジクロロ エチレン	1,3- ジクロロ プロパン	チウラム	シマジン	チオベン カルブ	ベンゼン
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
<0.0004	<0.1	<0.0006	<0.002	<0.004	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001
<0.0004	<0.1	<0.0006	<0.002	<0.004	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001
<0.0004	<0.1	<0.0006	<0.002	<0.004	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001
<0.0004	<0.1	<0.0006	<0.002	<0.004	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

2 土壤(畑・水田)

種 別	分析項目  採取地点		番 号	調				
				カドミウム ( Cd ) (溶出)	シアン 化合物 ( CN ) (溶出)	鉛 ( Pb ) (溶出)	砒 素 ( As )	
							(溶出)	(含有)
土  壤	福井町	福井町赤崎131	B1	<0.002	—	0.002	<0.005	0.41
	津乃峰町	津乃峰町新浜31-7	B2	<0.002	—	0.001	0.009	1.0
	椿町	椿町楠木13	B3	<0.002	—	0.005	<0.005	0.48
	福井町	福井町大西30	B4	<0.002	ND	0.002	<0.005	0.48
	新野町	新野町檜房155	B5	<0.002	—	0.002	<0.005	0.82
	内原町	内原町西ふか田24	B6	<0.002	—	0.002	<0.005	1.3
	楠根町	楠根町南原18	B7	<0.002	—	<0.001	<0.005	1.2
	下大野町	下大野町柴根81-1	B8	<0.002	—	0.002	<0.005	0.78
	長生町	長生町滝ノ下9-3	B9	<0.002	—	0.002	<0.005	1.6
	宝田町	宝田町宝田561-1	B10	<0.002	—	0.001	<0.005	0.37
	横見町	横見町下木戸10,11-1	B11	<0.002	—	0.001	<0.005	1.2
	日開野町	日開野町居内174-1	B12	<0.002	—	0.003	<0.005	0.70
	見能林町	見能林町塩屋12-1	B13	<0.002	—	0.002	<0.005	0.92
	橘町	橘町鵜61-3	B14	<0.002	ND	0.002	<0.005	0.96
	福井町	福井町大原180	B15	<0.002	ND	0.002	<0.005	1.2
	那賀川町	那賀川町苅屋134-1	B16	<0.002	—	0.002	<0.005	0.48
	那賀川町	那賀川町江野島614-2	B17	<0.002	—	0.003	<0.005	0.65
	羽ノ浦町	羽ノ浦町古庄宮ノ前2	B18	<0.002	—	0.001	<0.005	0.82
	羽ノ浦町	羽ノ浦町明見331-2	B19	<0.002	—	0.001	<0.005	0.36

単位:mg/ℓ(溶出) mg/kg(含有)

査 項 目									
総水銀 ( T-Hg ) (溶出)	総クロム ( T-Cr ) (含有)	銅 ( Cu ) (含有)	ふっ素化合物 ( F )		チウラム (溶出)	シマジン (溶出)	チオベン カルブ (溶出)	ウラン ( U ) (含有)	トリウム ( Th ) (含有)
			(溶出)	(含有)					
<0.0005	—	3.3	0.50	160	<0.0006	<0.0003	<0.002	2.8	5.7
<0.0005	—	2.7	—	—	<0.0006	<0.0003	<0.002	—	—
<0.0005	—	4.9	0.30	200	<0.0006	<0.0003	<0.002	3.3	8.5
<0.0005	41	6.0	—	—	<0.0006	<0.0003	<0.002	—	—
<0.0005	—	4.1	—	—	<0.0006	<0.0003	<0.002	—	—
<0.0005	—	5.3	—	—	<0.0006	<0.0003	<0.002	—	—
<0.0005	—	0.20	—	—	<0.0006	<0.0003	<0.002	—	—
<0.0005	—	7.4	0.50	240	<0.0006	<0.0003	<0.002	3.9	9.3
<0.0005	—	4.8	—	—	<0.0006	<0.0003	<0.002	—	—
<0.0005	—	5.9	—	—	<0.0006	<0.0003	<0.002	—	—
<0.0005	—	5.9	—	—	<0.0006	<0.0003	<0.002	—	—
<0.0005	—	8.2	—	—	<0.0006	<0.0003	<0.002	—	—
<0.0005	—	3.4	—	—	<0.0006	<0.0003	<0.002	—	—
<0.0005	53	5.7	0.46	150	<0.0006	<0.0003	<0.002	2.7	7.4
<0.0005	55	5.1	0.13	140	<0.0006	<0.0003	<0.002	2.5	7.7
<0.0005	—	7.7	—	—	<0.0006	<0.0003	<0.002	—	—
<0.0005	—	7.5	—	—	<0.0006	<0.0003	<0.002	—	—
<0.0005	—	5.3	—	—	<0.0006	<0.0003	<0.002	—	—
<0.0005	—	5.1	—	—	<0.0006	<0.0003	<0.002	—	—

3 底質(河川・海域)

種別	分析項目 採取地点		番号	調				
				カドミウム (Cd)	シアン化合物 (CN)	有機磷化合物 (O-P)	鉛 (Pb)	六価クロム (Cr <sup>6+</sup> )
河川	桑野川	大歳橋下流50m	C1	<0.05	-	-	-	-
	那賀川	辰己海岸堤防及び那賀川中州の延長線を結ぶ中間点	C2	<0.05	-	-	7.2	-
	岡川	下大野橋中央	C3	0.06	-	-	-	-
	岡川	岡川橋中央	C4	0.07	-	-	-	-
	打樋川	引舟橋中央	C5	0.15	-	-	11	-
	岡川	文化橋中央	C6	0.09	-	-	6.5	-
	椿川	加茂前橋中央	C7	0.05	-	-	12	-
	福井川	大西橋中央	C8	<0.05	-	-	9.7	-
	桑野川	桑野橋中央	C9	0.06	-	-	8.0	-
	熊谷川	熊谷橋中央	C18	0.52	-	-	17	-
海域	富岡港	淡島海岸延長線富岡港中央点	C10	<0.05	<0.1	<0.1	9.4	-
	亀崎沖	亀崎と烏帽子を結ぶ中間点	C11	-	-	-	-	-
	大瀧漁港	鵜渡島北端と大瀧地先南端を結ぶ中間点	C12	0.09	<0.1	<0.1	18	-
	橘湾①	竜宮崎と豊浜南側先端を結ぶ中間点	C13	-	-	-	-	<0.2
	橘湾②	小勝島北端と弁天島を結ぶ中間点	C14	0.11	<0.1	<0.1	20	<0.2
	橘湾③	高島南端と姥島を結ぶ中間点	C15	-	-	-	-	<0.2
	橘湾④	小勝島東端と高島南端を結ぶ中間点	C16	-	-	-	-	<0.2
	椿泊湾	旧椿泊漁協前地先	C17	0.13	<0.1	<0.1	23	-

4 魚類

単位:mg/kg

種別	分析項目 採取地点		番号	調査項目		
				総水銀 (T-Hg)	総クロム (T-Cr)	カドミウム (Cd)
海域	北ノ脇	北ノ脇沖 (カサゴ)	D1	0.14	<0.05	<0.01
	橘湾	橘湾沖 (カサゴ)	D2	0.19	<0.05	<0.01
	椿泊湾	椿泊湾沖 (カサゴ)	D3	0.18	<0.05	<0.01

単位:mg/kg

査 項 目									
砒素 ( As )	総水銀 ( T-Hg )	アルキル 水銀 ( R-Hg )	ポリ塩素化 ジフェニール ( PCB )	総クロム ( T-Cr )	マンガン ( Mn )	亜鉛 ( Zn )	アンチモン ( Sb )	イット リウム ( Y )	ユーロ ピウム ( Eu )
2.4	—	—	—	—	—	58	<1	—	—
3.7	0.10	—	—	—	—	—	—	—	—
1.6	—	—	—	—	—	69	<1	—	—
3.8	—	—	—	—	—	82	<1	—	—
4.5	0.22	—	—	—	—	—	—	—	—
2.1	0.07	—	—	—	—	—	—	—	—
4.2	0.09	—	—	—	—	—	—	—	—
3.3	0.13	—	—	—	—	—	—	—	—
2.9	0.08	—	—	—	—	—	—	—	—
3.4	0.97	—	—	—	—	—	—	—	—
5.0	0.09	<0.01	—	70	590	—	—	—	—
—	—	—	—	120	470	—	—	—	—
5.2	0.33	<0.01	—	87	500	—	—	12	1.0
—	—	—	—	94	560	—	—	—	—
5.8	0.48	<0.01	0.04	110	640	—	—	—	—
—	—	—	—	98	530	—	—	—	—
—	—	—	—	100	510	—	—	—	—
5.8	0.29	<0.01	—	84	530	—	—	—	—

エ 令和5年度 環境総合調査結果

1 水質(河川・海域)

種別	分析項目 採取地点		番号	カドミウム	全シアン	有機燐化合物	鉛
				( Cd )	( CN )	( O-P )	( Pb )
河川	岡川	下大野橋中央	A1	<0.001	—	—	—
	岡川	岡川橋中央	A2	<0.001	—	—	—
	打樋川	引舟橋中央	A3	<0.001	ND	<0.1	0.001
	岡川	文化橋中央	A4	<0.001	ND	<0.1	<0.001
	椿川	加茂前橋中央	A5	<0.001	ND	<0.1	<0.001
	福井川	大西橋中央	A6	<0.001	ND	<0.1	<0.001
	桑野川	桑野橋中央	A7	<0.001	ND	<0.1	<0.001
海域	亀崎沖	亀崎と烏帽子島を結ぶ中間点	A8	—	—	—	—
	橘湾	小勝島北端と弁天島を結ぶ中間点	A9	—	—	—	—
	椿泊湾	旧椿泊漁協前地先200m	A10	—	—	—	—

種別	分析項目 採取地点		番号	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	四塩化炭素	ジクロロメタン
				<0.002	—	—	—
河川	岡川	下大野橋中央	A1	<0.002	—	—	—
	岡川	岡川橋中央	A2	<0.002	—	—	—
	打樋川	引舟橋中央	A3	<0.002	—	—	—
	岡川	文化橋中央	A4	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.002
	椿川	加茂前橋中央	A5	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.002
	福井川	大西橋中央	A6	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.002
	桑野川	桑野橋中央	A7	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.002
海域	亀崎沖	亀崎と烏帽子島を結ぶ中間点	A8	—	—	—	—
	橘湾	小勝島北端と弁天島を結ぶ中間点	A9	—	—	—	—
	椿泊湾	旧椿泊漁協前地先200m	A10	—	—	—	—

単位 :mg/ℓ

調 査 項 目										
六価 クロム ( Cr <sup>6+</sup> )	砒素 ( As )	総水銀 ( T-Hg )	アルキル 水銀 ( R-Hg )	全窒素 ( T-N )	全リン ( T-P )	亜鉛 ( Zn )	アンチモン ( Sb )	セレン ( Se )	ふっ素 ( F )	ほう素 ( B )
-	<0.001	-	-	-	-	<0.01	<0.001	-	<0.08	<0.1
-	0.006	-	-	-	-	0.01	<0.001	-	0.19	<0.1
<0.005	<0.001	<0.0005	ND	2.0	0.20	-	-	-	0.14	0.2
<0.005	0.003	<0.0005	ND	3.3	0.11	-	-	<0.001	0.18	<0.1
<0.005	<0.001	<0.0005	ND	0.59	0.036	-	-	<0.001	<0.08	<0.1
<0.005	<0.001	<0.0005	ND	0.28	0.034	-	-	<0.001	0.50	2.1
<0.005	<0.001	<0.0005	ND	0.42	0.087	-	-	<0.001	<0.08	<0.1
-	-	-	-	0.15	0.026	-	-	-	1.20	5.0
-	-	-	-	0.23	0.035	-	-	-	0.91	5.0
-	-	-	-	0.15	0.045	-	-	-	1.26	5.1

調 査 項 目									
1,2- ジクロロ エタン	1,1,1- トリクロロ エタン	1,1,2- トリクロロ エタン	1,1- ジクロロ エチレン	シス-1,2- ジクロロ エチレン	1,3- ジクロロ プロペン	チウラム	シマジン	チオベン カルブ	ベンゼン
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
<0.0004	<0.1	<0.0006	<0.002	<0.004	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001
<0.0004	<0.1	<0.0006	<0.002	<0.004	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001
<0.0004	<0.1	<0.0006	<0.002	<0.004	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001
<0.0004	<0.1	<0.0006	<0.002	<0.004	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-



単位:mg/ℓ(溶出) mg/kg(含有)

査 項 目									
総水銀 ( T-Hg ) (溶出)	総クロム ( T-Cr ) (含有)	銅 ( Cu ) (含有)	ふっ素化合物 ( F )		チウラム (溶出)	シマジン (溶出)	チオベン カルブ (溶出)	ウラン ( U ) (含有)	トリウム ( Th ) (含有)
			(溶出)	(含有)					
<0.0005	—	3.6	0.47	160	<0.0006	<0.0003	<0.002	2.9	5.7
<0.0005	—	3.1	—	—	<0.0006	<0.0003	<0.002	—	—
<0.0005	—	5.2	0.25	130	<0.0006	<0.0003	<0.002	3.5	9.2
<0.0005	47	6.3	—	—	<0.0006	<0.0003	<0.002	—	—
<0.0005	—	4.6	—	—	<0.0006	<0.0003	<0.002	—	—
<0.0005	—	5.9	—	—	<0.0006	<0.0003	<0.002	—	—
<0.0005	—	0.62	—	—	<0.0006	<0.0003	<0.002	—	—
<0.0005	—	8.3	0.50	260	<0.0006	<0.0003	<0.002	3.7	9.4
<0.0005	—	5.5	—	—	<0.0006	<0.0003	<0.002	—	—
<0.0005	—	6.5	—	—	<0.0006	<0.0003	<0.002	—	—
<0.0005	—	5.9	—	—	<0.0006	<0.0003	<0.002	—	—
<0.0005	—	8.8	—	—	<0.0006	<0.0003	<0.002	—	—
<0.0005	—	3.5	—	—	<0.0006	<0.0003	<0.002	—	—
<0.0005	62	6.6	0.16	140	<0.0006	<0.0003	<0.002	2.5	7.4
<0.0005	48	6.1	0.09	170	<0.0006	<0.0003	<0.002	2.8	8.8
<0.0005	—	8.4	—	—	<0.0006	<0.0003	<0.002	—	—
<0.0005	—	6.9	—	—	<0.0006	<0.0003	<0.002	—	—
<0.0005	—	5.8	—	—	<0.0006	<0.0003	<0.002	—	—
<0.0005	—	5.7	—	—	<0.0006	<0.0003	<0.002	—	—

### 3 底質(河川・海域)

種別	分析項目 採取地点		番号	調				
				カドミウム (Cd)	シアン 化合物 (CN)	有機燐 化合物 (O-P)	鉛 (Pb)	六価 クロム (Cr <sup>6+</sup> )
河川	桑野川	大歳橋下流50m	C1	0.09	-	-	-	-
	那賀川	辰己海岸堤防及び那賀川中州の延長線を結ぶ中間点	C2	<0.05	-	-	7.0	-
	岡川	下大野橋中央	C3	0.07	-	-	-	-
	岡川	岡川橋中央	C4	0.11	-	-	-	-
	打樋川	引舟橋中央	C5	0.12	-	-	9	-
	岡川	文化橋中央	C6	0.12	-	-	6.1	-
	椿川	加茂前橋中央	C7	0.07	-	-	15	-
	福井川	大西橋中央	C8	<0.05	-	-	11	-
	桑野川	桑野橋中央	C9	<0.05	-	-	8.1	-
	熊谷川	熊谷橋中央	C18	0.50	-	-	16	-
海域	富岡港	淡島海岸延長線富岡港中央点	C10	<0.05	<0.1	<0.1	8.2	-
	亀崎沖	亀崎と烏帽子を結ぶ中間点	C11	-	-	-	-	-
	大瀨漁港	鵜渡島北端と大瀨地先南端を結ぶ中間点	C12	0.09	<0.1	<0.1	18	-
	橘湾①	竜宮崎と豊浜南側先端を結ぶ中間点	C13	-	-	-	-	<0.2
	橘湾②	小勝島北端と弁天島を結ぶ中間点	C14	0.08	<0.1	<0.1	14	<0.2
	橘湾③	高島南端と姥島を結ぶ中間点	C15	-	-	-	-	<0.2
	橘湾④	小勝島東端と高島南端を結ぶ中間点	C16	-	-	-	-	<0.2
	椿泊湾	旧椿泊漁協前地先	C17	0.14	<0.1	<0.1	22	-

### 4 魚類

単位:mg/kg

種別	分析項目 採取地点		番号	調査項目		
				総水銀 (T-Hg)	総クロム (T-Cr)	カドミウム (Cd)
海域	北ノ脇	北ノ脇沖 (カサゴ)	D1	0.21	<0.05	<0.01
	橘湾	橘湾沖 (カサゴ)	D2	0.18	<0.05	<0.01
	椿泊湾	椿泊湾沖 (カサゴ)	D3	0.10	<0.05	<0.01

単位:mg/kg

査 項 目									
砒素 ( As )	総水銀 ( T-Hg )	アルキル 水銀 ( R-Hg )	ポリ塩素化 ビフェニール ( PCB )	総クロム ( T-Cr )	マンガン ( Mn )	亜鉛 ( Zn )	アンチモン ( Sb )	イット リウム ( Y )	ユーロ ピウム ( Eu )
3.1	—	—	—	—	—	200	<1	—	—
3.6	0.07	—	—	—	—	—	—	—	—
1.8	—	—	—	—	—	87	<1	—	—
4.0	—	—	—	—	—	110	<1	—	—
3.8	0.16	—	—	—	—	—	—	—	—
2.5	0.06	—	—	—	—	—	—	—	—
4.4	0.09	—	—	—	—	—	—	—	—
4.1	0.12	—	—	—	—	—	—	—	—
2.8	0.11	—	—	—	—	—	—	—	—
3.7	0.75	—	—	—	—	—	—	—	—
4.9	0.09	<0.01	—	72	550	—	—	—	—
—	—	—	—	91	440	—	—	—	—
5.7	0.33	<0.01	—	83	460	—	—	10	0.9
—	—	—	—	83	570	—	—	—	—
5.5	0.46	<0.01	<0.01	83	530	—	—	—	—
—	—	—	—	110	470	—	—	—	—
—	—	—	—	79	470	—	—	—	—
6.2	0.25	<0.01	—	88	460	—	—	—	—

オ 令和6年度 環境総合調査結果

1 水質(河川・海域)

種別	分析項目 採取地点		番号	カドミウム	全シアン	有機リン化合物	鉛
				( Cd )	( CN )	( O-P )	( Pb )
河川	岡川	下大野橋中央	A1	<0.001	—	—	—
	岡川	岡川橋中央	A2	<0.001	—	—	—
	打樋川	引舟橋中央	A3	<0.001	ND	<0.1	<0.001
	岡川	文化橋中央	A4	<0.001	ND	<0.1	<0.001
	椿川	加茂前橋中央	A5	<0.001	ND	<0.1	<0.001
	福井川	大西橋中央	A6	<0.001	ND	<0.1	<0.001
	桑野川	桑野橋中央	A7	<0.001	ND	<0.1	<0.001
海域	亀崎沖	亀崎と烏帽子島を結ぶ中間点	A8	—	—	—	—
	橋湾	小勝島北端と弁天島を結ぶ中間点	A9	—	—	—	—
	椿泊湾	旧椿泊漁協前地先200m	A10	—	—	—	—

種別	分析項目 採取地点		番号	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	四塩化炭素	ジクロロメタン
				<0.002	—	—	—
河川	岡川	下大野橋中央	A1	<0.002	—	—	—
	岡川	岡川橋中央	A2	<0.002	—	—	—
	打樋川	引舟橋中央	A3	<0.002	—	—	—
	岡川	文化橋中央	A4	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.002
	椿川	加茂前橋中央	A5	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.002
	福井川	大西橋中央	A6	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.002
	桑野川	桑野橋中央	A7	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.002
海域	亀崎沖	亀崎と烏帽子島を結ぶ中間点	A8	—	—	—	—
	橋湾	小勝島北端と弁天島を結ぶ中間点	A9	—	—	—	—
	椿泊湾	旧椿泊漁協前地先200m	A10	—	—	—	—

単位 :mg/ℓ

調 査 項 目										
六価 クロム (Cr <sup>6+</sup> )	砒素 (As)	総水銀 (T-Hg)	アルキル 水銀 (R-Hg)	全窒素 (T-N)	全リン (T-P)	亜鉛 (Zn)	アンチモン (Sb)	セレン (Se)	ふっ素 (F)	ほう素 (B)
-	<0.001	-	-	-	-	<0.01	<0.001	-	<0.08	<0.1
-	0.004	-	-	-	-	<0.01	<0.001	-	0.20	<0.1
<0.005	<0.001	<0.0005	ND	1.4	0.12	-	-	-	0.14	<0.1
<0.005	0.006	<0.0005	ND	6.0	0.12	-	-	<0.001	0.17	<0.1
<0.005	<0.001	<0.0005	ND	0.68	0.036	-	-	<0.001	<0.08	<0.1
<0.005	<0.001	<0.0005	ND	0.39	0.036	-	-	<0.001	<0.08	<0.1
<0.005	<0.001	<0.0005	ND	0.55	0.098	-	-	<0.001	<0.08	<0.1
-	-	-	-	0.15	0.024	-	-	-	1.16	4.0
-	-	-	-	0.16	0.024	-	-	-	1.14	4.0
-	-	-	-	0.12	0.018	-	-	-	1.23	4.2

調 査 項 目									
1,2- ジクロロ エタン	1,1,1- トリクロロ エタン	1,1,2- トリクロロ エタン	1,1- ジクロロ エチレン	シス-1,2- ジクロロ エチレン	1,3- ジクロロ プロペン	チウラム	シマジン	チオベン カルブ	ベンゼン
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
<0.0004	<0.1	<0.0006	<0.002	<0.004	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001
<0.0004	<0.1	<0.0006	<0.002	<0.004	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001
<0.0004	<0.1	<0.0006	<0.002	<0.004	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001
<0.0004	<0.1	<0.0006	<0.002	<0.004	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

2 土壤(畑・水田)

種 別	分析項目		番 号	調				
				カドミウム ( Cd ) (溶出)	シアン 化合物 ( CN ) (溶出)	鉛 ( Pb ) (溶出)	砒 素 ( As )	
	(溶出)	(溶出)					(溶出)	(溶出)
土                壤	採取地点							
	福井町	福井町赤崎131	B1	<0.002	—	0.002	<0.005	0.51
	津乃峰町	津乃峰町新浜31-7	B2	<0.002	—	<0.001	0.010	1.2
	椿町	椿町楠木13	B3	<0.002	—	0.003	<0.005	0.54
	福井町	福井町大西30	B4	<0.002	ND	0.002	<0.005	0.62
	新野町	新野町檜房155	B5	<0.002	—	0.002	<0.005	1.0
	内原町	内原町西ふか田24	B6	<0.002	—	0.002	<0.005	1.5
	楠根町	楠根町南原18	B7	<0.002	—	<0.001	<0.005	1.4
	下大野町	下大野町柴根81-1	B8	<0.002	—	0.002	<0.005	0.89
	長生町	長生町滝ノ下9-3	B9	<0.002	—	0.003	<0.005	1.7
	宝田町	宝田町宝田561-1	B10	<0.002	—	0.003	<0.005	0.43
	横見町	横見町下木戸10,11-1	B11	<0.002	—	0.002	<0.005	1.3
	日開野町	日開野町居内174-1	B12	<0.002	—	0.004	<0.005	0.77
	見能林町	見能林町塩屋12-1	B13	<0.002	—	0.003	<0.005	1.0
	橘町	橘町鵜61-3	B14	<0.002	ND	0.002	<0.005	1.1
	福井町	福井町大原180	B15	<0.002	ND	0.001	<0.005	1.3
	那賀川町	那賀川町苧屋134-1	B16	<0.002	—	0.003	<0.005	0.61
	那賀川町	那賀川町江野島614-2	B17	<0.002	—	0.005	<0.005	0.81
	羽ノ浦町	羽ノ浦町古庄宮ノ前2	B18	<0.002	—	0.002	<0.005	1.2
羽ノ浦町	羽ノ浦町明見331-2	B19	<0.002	—	0.002	<0.005	0.41	

単位:mg/ℓ(溶出) mg/kg(含有)

査 項 目									
総水銀 ( T-Hg ) (溶出)	総クロム ( T-Cr ) (含有)	銅 ( Cu ) (含有)	ふっ素化合物 ( F )		チウラム (溶出)	シマジン (溶出)	チオベン カルブ (溶出)	ウラン ( U ) (含有)	トリウム ( Th ) (含有)
			(溶出)	(含有)					
<0.0005	—	3.6	0.41	150	<0.0006	<0.0003	<0.002	2.5	5.8
<0.0005	—	3.5	—	—	<0.0006	<0.0003	<0.002	—	—
<0.0005	—	5.2	0.24	200	<0.0006	<0.0003	<0.002	3.1	8.0
<0.0005	41	5.9	—	—	<0.0006	<0.0003	<0.002	—	—
<0.0005	—	4.5	—	—	<0.0006	<0.0003	<0.002	—	—
<0.0005	—	7.2	—	—	<0.0006	<0.0003	<0.002	—	—
<0.0005	—	0.74	—	—	<0.0006	<0.0003	<0.002	—	—
<0.0005	—	8.9	0.50	270	<0.0006	<0.0003	<0.002	3.8	9.4
<0.0005	—	5.7	—	—	<0.0006	<0.0003	<0.002	—	—
<0.0005	—	6.8	—	—	<0.0006	<0.0003	<0.002	—	—
<0.0005	—	6.6	—	—	<0.0006	<0.0003	<0.002	—	—
<0.0005	—	9.1	—	—	<0.0006	<0.0003	<0.002	—	—
<0.0005	—	3.9	—	—	<0.0006	<0.0003	<0.002	—	—
<0.0005	57	6.4	0.45	200	<0.0006	<0.0003	<0.002	2.5	7.0
<0.0005	57	5.6	0.11	200	<0.0006	<0.0003	<0.002	2.4	7.5
<0.0005	—	8.7	—	—	<0.0006	<0.0003	<0.002	—	—
<0.0005	—	7.1	—	—	<0.0006	<0.0003	<0.002	—	—
<0.0005	—	5.7	—	—	<0.0006	<0.0003	<0.002	—	—
<0.0005	—	5.9	—	—	<0.0006	<0.0003	<0.002	—	—

### 3 底質(河川・海域)

種別	分析項目 採取地点		番号	調				
				カドミウム (Cd)	シアン化合物 (CN)	有機燐化合物 (O-P)	鉛 (Pb)	六価クロム (Cr <sup>6+</sup> )
河川	桑野川	大歳橋下流50m	C1	0.06	-	-	-	-
	那賀川	辰己海岸堤防及び那賀川中州の延長線を結ぶ中間点	C2	0.05	-	-	10	-
	岡川	下大野橋中央	C3	0.09	-	-	-	-
	岡川	岡川橋中央	C4	0.10	-	-	-	-
	打樋川	引舟橋中央	C5	0.14	-	-	11	-
	岡川	文化橋中央	C6	0.11	-	-	6.7	-
	椿川	加茂前橋中央	C7	0.07	-	-	16	-
	福井川	大西橋中央	C8	0.08	-	-	13	-
	桑野川	桑野橋中央	C9	<0.05	-	-	12	-
	熊谷川	熊谷大橋中央	C18	0.62	-	-	21	-
海域	富岡港	淡島海岸延長線富岡港中央点	C10	<0.05	<0.1	<0.1	9.5	-
	亀崎沖	亀崎と烏帽子を結ぶ中間点	C11	-	-	-	-	-
	大湊漁港	鵜渡島北端と大湊地先南端を結ぶ中間点	C12	0.10	<0.1	<0.1	16	-
	橘湾①	竜宮崎と豊浜南側先端を結ぶ中間点	C13	-	-	-	-	<0.2
	橘湾②	小勝島北端と弁天島を結ぶ中間点	C14	0.11	<0.1	<0.1	23	<0.2
	橘湾③	高島南端と姥島を結ぶ中間点	C15	-	-	-	-	<0.2
	橘湾④	小勝島東端と高島南端を結ぶ中間点	C16	-	-	-	-	<0.2
	椿泊湾	旧椿泊漁協前地先	C17	0.12	<0.1	<0.1	25	-

### 4 魚類

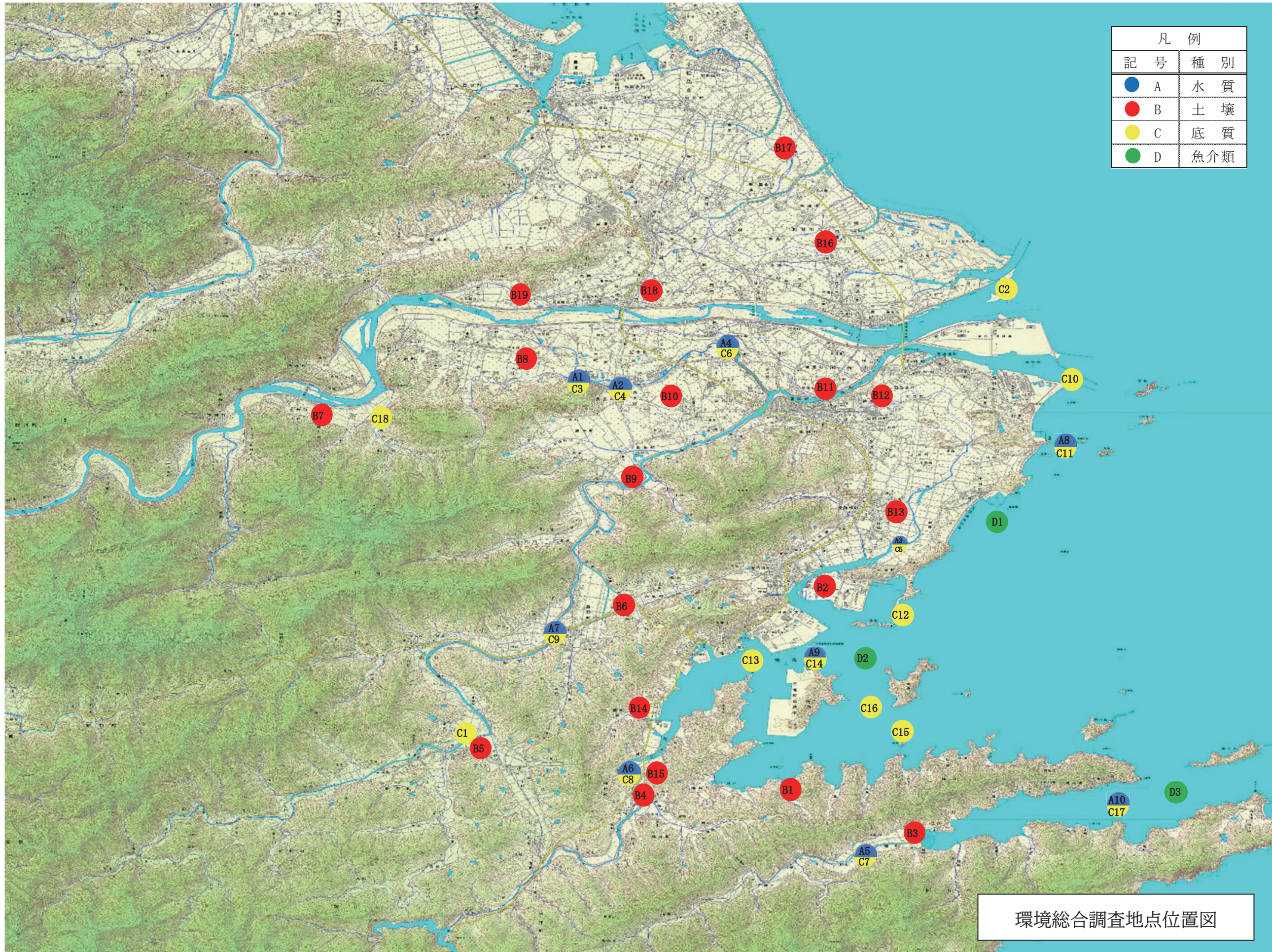
単位:mg/kg

種別	分析項目 採取地点		番号	調査項目		
				総水銀 (T-Hg)	総クロム (T-Cr)	カドミウム (Cd)
海域	北ノ脇	北ノ脇沖 (カサゴ)	D1	0.20	<0.05	<0.01
	橘湾	橘湾沖 (カサゴ)	D2	0.15	<0.05	<0.01
	椿泊湾	椿泊湾沖 (カサゴ)	D3	0.11	<0.05	<0.01

単位:mg/kg

査 項 目									
砒素 (As)	総水銀 (T-Hg)	アルキル 水銀 (R-Hg)	ポリ塩素化 ビフェニール (PCB)	総クロム (T-Cr)	マンガン (Mn)	亜鉛 (Zn)	アンチモン (Sb)	イット リウム (Y)	ユーロ ピウム (Eu)
3.2	-	-	-	-	-	81	<1	-	-
4.7	0.15	-	-	-	-	-	-	-	-
1.7	-	-	-	-	-	96	<1	-	-
5.5	-	-	-	-	-	130	<1	-	-
4.6	0.18	-	-	-	-	-	-	-	-
2.7	0.07	-	-	-	-	-	-	-	-
4.9	0.10	-	-	-	-	-	-	-	-
2.9	0.14	-	-	-	-	-	-	-	-
2.7	0.13	-	-	-	-	-	-	-	-
4.6	0.99	-	-	-	-	-	-	-	-
5.0	0.08	<0.01	-	54	630	-	-	-	-
-	-	-	-	67	500	-	-	-	-
6.4	0.36	<0.01	-	83	460	-	-	11	1.0
-	-	-	-	85	560	-	-	-	-
7.7	0.55	<0.01	0.02	93	630	-	-	-	-
-	-	-	-	67	500	-	-	-	-
-	-	-	-	86	480	-	-	-	-
6.8	0.28	<0.01	-	88	490	-	-	-	-





凡例	
記号	種別
● A	水質
● B	土壌
● C	底質
● D	魚介類

環境総合調査地点位置図

### (2) 公害防止協定及び環境保全協定の締結と改定

阿南市は工場事業場の事業活動による公害を未然に防止し、地域住民の健康を保護するとともに、生活環境を保全するため、次の企業と公害防止協定及び環境保全協定を締結し、監視体制の強化を図るなど、改善指導や新增設に伴う事前指導を実施しています。

なお、必要に応じてこれらの見直し等、効果的な規制と指導を行っています。

企 業 名	締 結 年 月 日	改 定 年 月 日
新日本電工(株)徳島工場	昭和46年3月27日	昭和47年12月15日 昭和50年12月10日 平成6年3月30日 平成18年6月1日
四国電力(株)阿南発電所	昭和46年3月27日	昭和50年10月27日 昭和53年5月30日 昭和55年3月31日 昭和57年11月30日 平成7年2月8日
王子製紙(株)富岡工場	昭和48年10月26日	昭和58年3月31日 平成3年12月27日 平成5年9月20日 平成15年5月21日 平成24年3月27日
四国電力(株)橘湾発電所	平成7年2月8日	
電源開発(株)橘湾火力発電所	平成7年2月8日	

### (3) 環境パトロール車による巡回啓発活動

阿南市は、清潔で美しいまちづくりをより一層進めるため、「ポイ捨て」と「犬のふん害」に対して規制を定めた「ポイ捨て等防止に関する条例」を平成15年10月1日に制定しました。

平成17年6月からは、条例を効果的に推進するため、環境パトロール車による市内の巡回広報活動や不法投棄の監視を併せて行っています。

#### (4)こどもエコクラブ事業

子どもたちの将来にわたる環境の保全への高い意識を醸成し、人間と環境の関わりについて幅広い理解を深め、子どもたちが、地域の中で仲間と一緒に主体的に地域環境に関する学習や具体的な取組・活動が展開できるよう支援を行っています。本市においては、環境教育の一環として、毎年、エコクラブによる工場見学等を独自事業として行い、クラブの育成を図っています。



#### (5)環境保全啓発ポスター募集事業

「未来に続く美しい地球を守るために、私たち一人一人が自分にできることから始める」をテーマに、子どもたちの環境意識を高める教育の一環として、市内小中学生を対象とした環境保全啓発ポスターの募集を行い、優秀作品を展示し、啓発を行っています。



#### (6)海岸漂着物等回収・処理事業

海岸及び河川等において、良好な景観及び海洋環境を保全することを目的とした海岸清掃活動であり、自治会、ボランティア団体などが自発的に行う海岸清掃活動において、海岸漂着物等の回収及び処理に要する経費に対し、支援金を交付しています。



# Ⅲ 環境の概況

# 1 大気汚染

### Ⅲ 環境の概要

#### 1 大気汚染

##### (1) 大気汚染の概要

大気汚染は、工場・事業場から排出されるばい煙や粉じん及び自動車等からの排出ガスの他、これら排出源からの排出物質が大気中で反応して二次的に生成されるもの等により引き起こされます。

主な大気汚染物質としては硫黄酸化物、窒素酸化物、光化学オキシダント、浮遊状粒子物質等があり、環境基本法により、大気汚染に係る環境上の条件として、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、「環境基準」が定められています。

本市における主要工場については、法令の排出基準より厳しい基準を公害防止協定等に取り入れ、さらに中小工場・事業場についても指導を徹底することにより大気環境の保全が図られています。

##### (2) 監視体制

市内 10 地点において、二酸化鉛法による硫黄酸化物濃度の測定、その後、デポジットゲージ法による降下ばいじん測定が本市における大気汚染物質測定の始まりです。

大気汚染測定局による連続測定としては、昭和49年6月から徳島県のテレメータシステムの稼働により阿南市内でも測定が開始され、更に昭和49年9月からは阿南市独自で4か所設置しました。平成18年3月の羽ノ浦町・那賀川町との合併により市域が広がり、測定局の見直しが行われ、現在市内8か所で測定を行っています。また、排出ガス量の多い大規模事業場についてもテレメータ化をすすめ排出濃度等の環境監視をおこなっています。

これらは全てテレメータシステムで県と接続し、1時間ごとの測定値を市役所と橘・福井・椿住民センターでモニター表示しています。徳島県保健製薬環境センターのホームページにおいてはPM2.5も確認できます。(令和8年3月)

公害防止協定及び環境保全協定締結工場においては立入調査等により、適切な改善指導を行い、新增設工場・事業場については必要に応じて事前指導を実施し、公害の未然防止に努めています。

ア 環境測定局と測定項目

局名	所在地	設置場所	測定項目						設置主体
			SO <sub>2</sub>	NO <sub>x</sub>	O <sub>x</sub>	SPM	PM 2.5	風向風速	
那賀川	那賀川町黒地703-3	那賀川町黒地文化センター分館	○	○	○	○	○	○	県
阿南	領家町野上319	阿南保健所	○	○	○	○		○	県
大湊	大湊町210-2	阿南市武道館横	○	○	○	○		○	県
橘	橘町豊浜36-2	橘公民館	○			○		○	市
椿	椿町浜14	椿公民館		○	○			○	県
大野	下大野町渡り上り256	阿南市上水道大野水源地	○			○		○	市
宝田	宝田町今市中新開68-2	県立阿南光高等学校南横	○			○		○	市
福井	福井町高田117-15	福井小学校	○			○		○	市

イ 特定発生源監視局と測定項目

局名	測定項目				
	Sox	Nox	風向・風速	温度	湿度
四国電力(株)阿南発電所	○	○	○	○	○
王子製紙(株)富岡工場	○	○			
電源開発(株)橘湾火力発電所	○	○	○	○	○
四国電力(株)橘湾発電所	○	○			

(注) SO<sub>2</sub>:二酸化硫黄 Nox:窒素酸化物 O<sub>x</sub>:オキシダント SPM:浮遊粒子状物質 Sox:硫黄酸化物

## (3) 特定施設届出状況

## ア ばい煙発生施設

(令和7年3月末)

施設名	大気汚染防止法に基づくもの		徳島県生活環境保全条例に基づくもの	
	届出数	構成比(%)	届出数	構成比(%)
ボイラー	133	42.5	37	67.3
ガス発生器	2	0.6		
焼結炉	2	0.6		
溶解炉	1	0.3		
焼成炉	6	1.9		
反応炉	95	30.3		
乾燥炉	8	2.5	6	10.9
電気炉	4	1.3		
廃棄物焼却炉	7	2.2	12	21.8
ガスタービン	7	2.2		
ディーゼル機関	49	15.6		
クロム化合物取扱い施設			0	0
計	314	100	55	100

※「大気汚染防止法に基づくもの」は電気事業法及び鉱山保安法による届出を含む

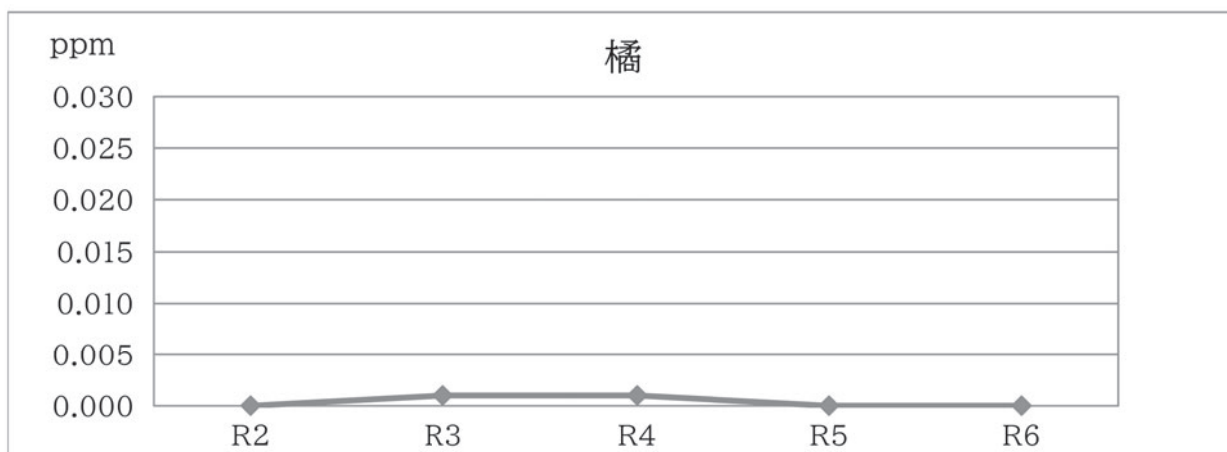
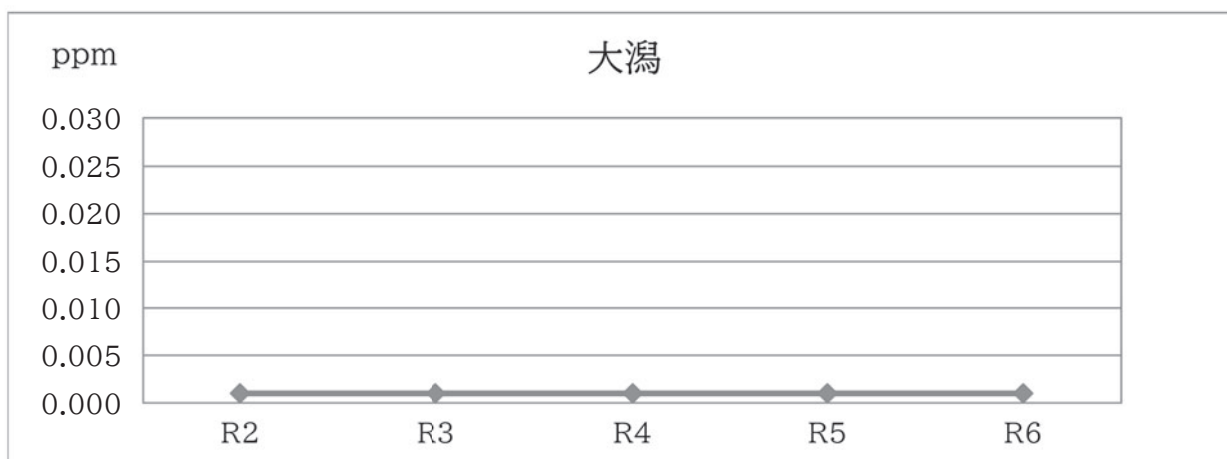
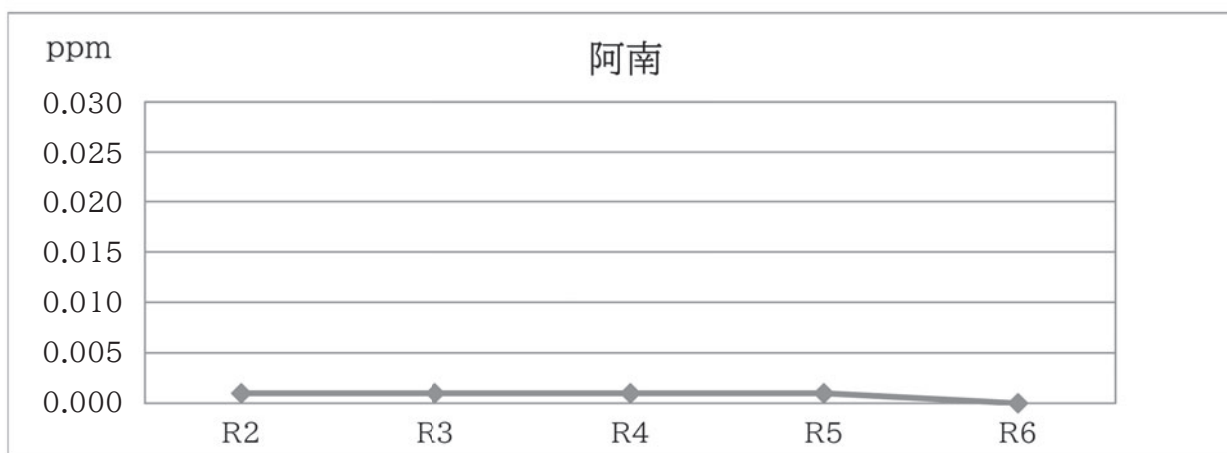
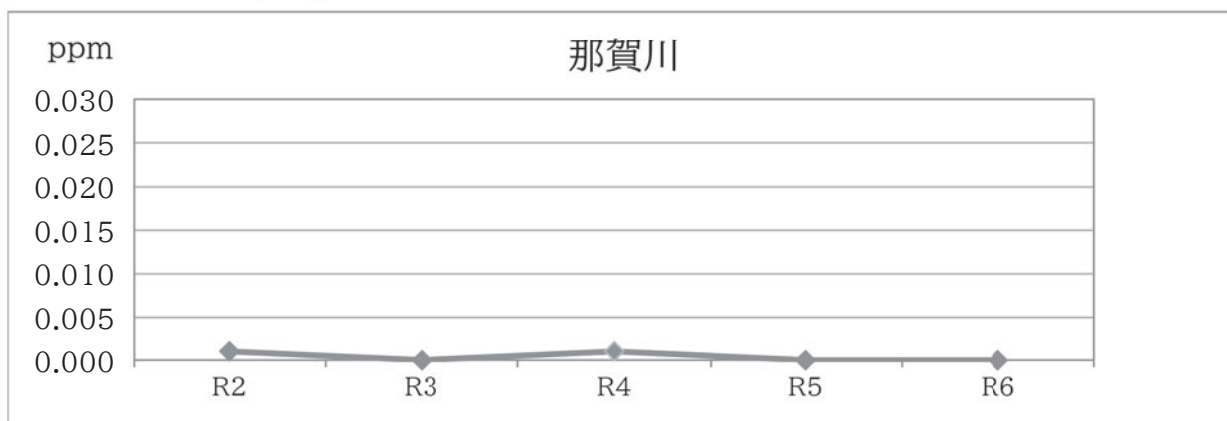
## イ 粉じん発生施設

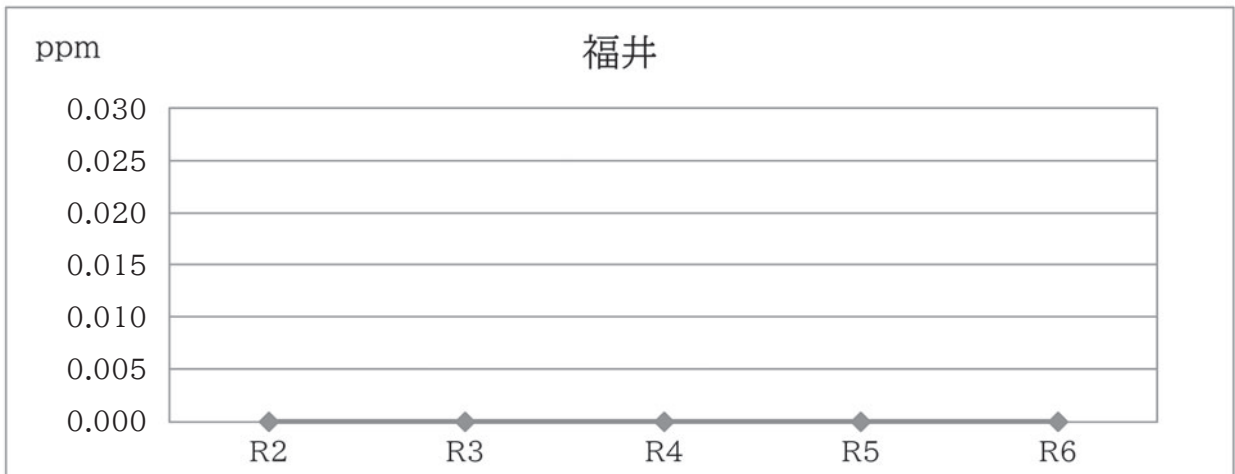
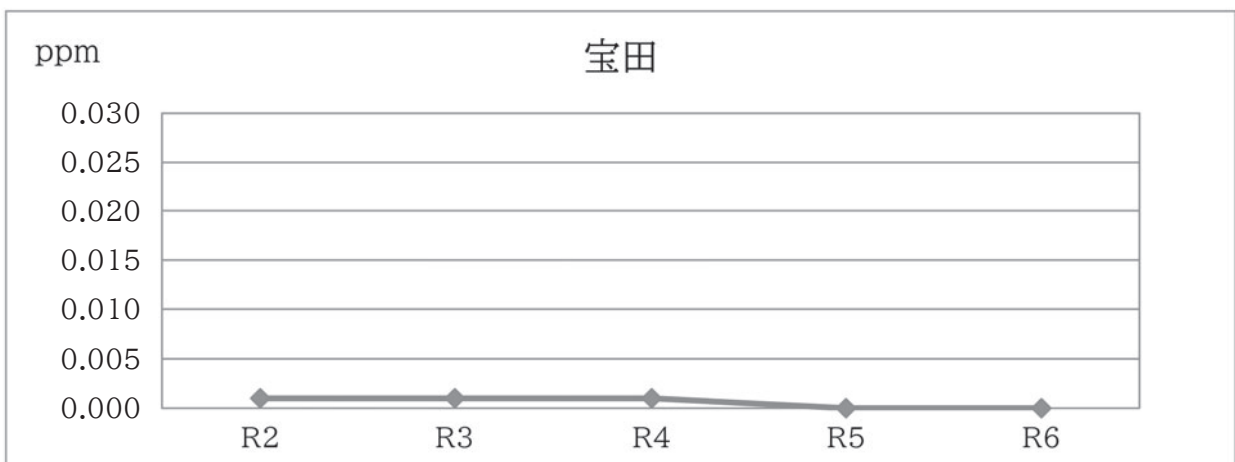
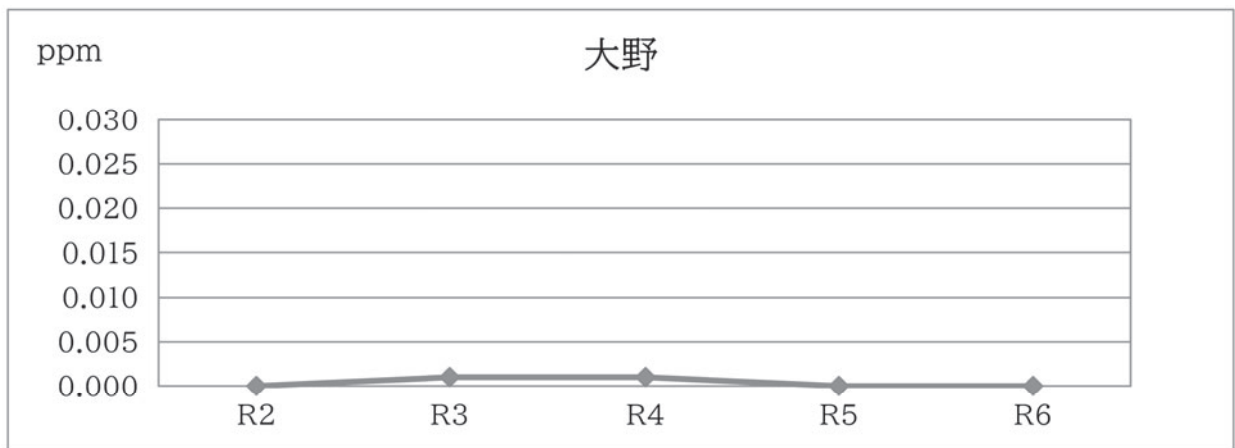
(令和7年3月末)

施設名	大気汚染防止法に基づくもの		徳島県生活環境保全条例に基づくもの	
	届出数	構成比(%)	届出数	構成比(%)
鉱物又は土石の堆積場	68	23.9	36	21.6
ベルトコンベア	167	58.6	130	77.8
破碎機・摩砕機	30	10.5		
ふるい	20	7.0		
おがくずを発生し又は使用する施設			1	0.6
計	285	100	167	100

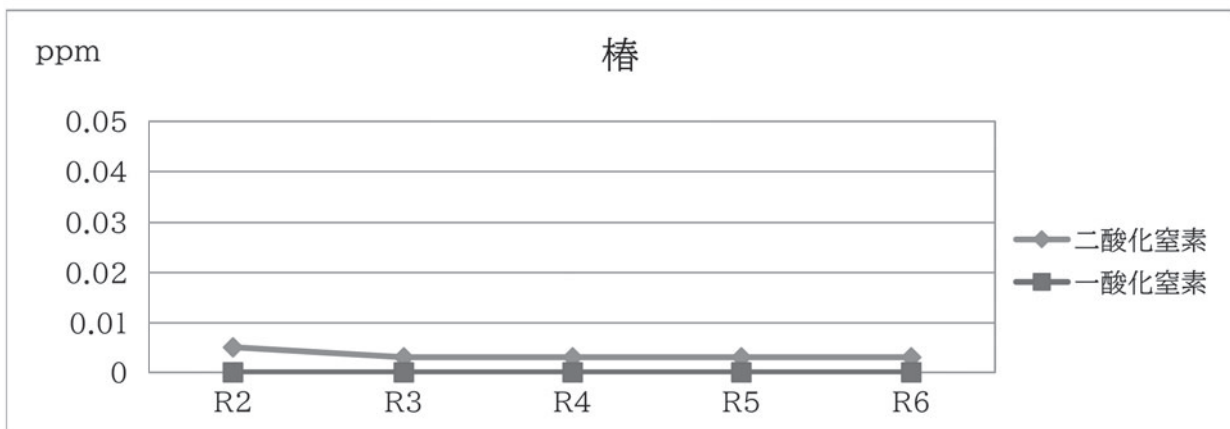
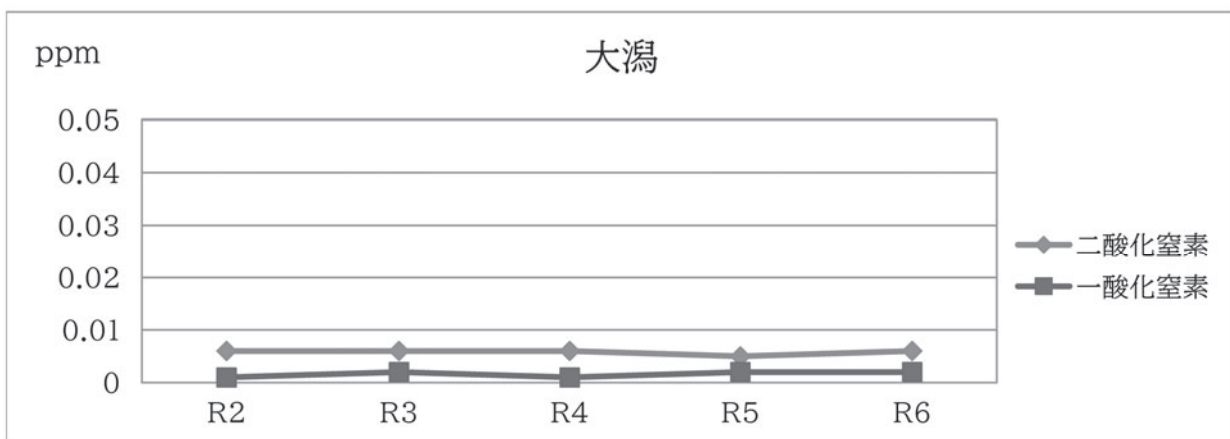
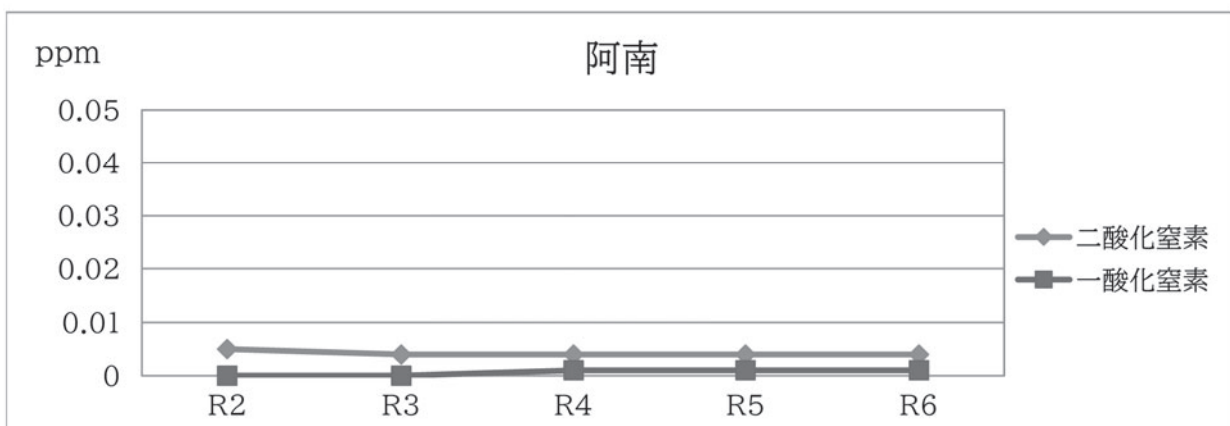
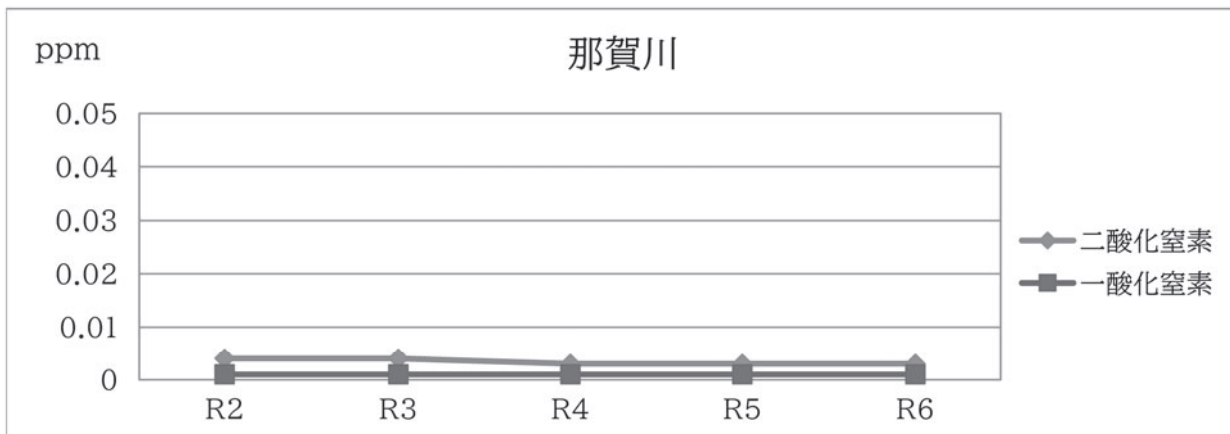
(4) 環境測定局における測定結果の経年変化(年平均値)

ア 二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)

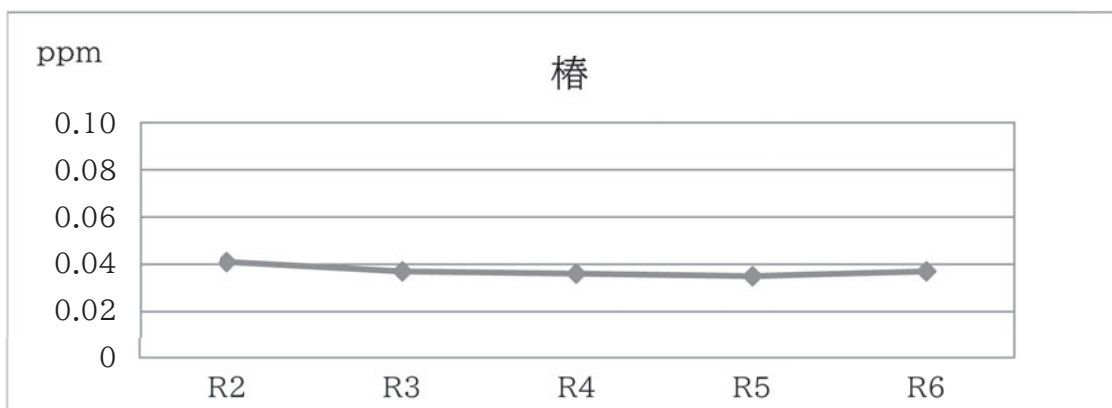
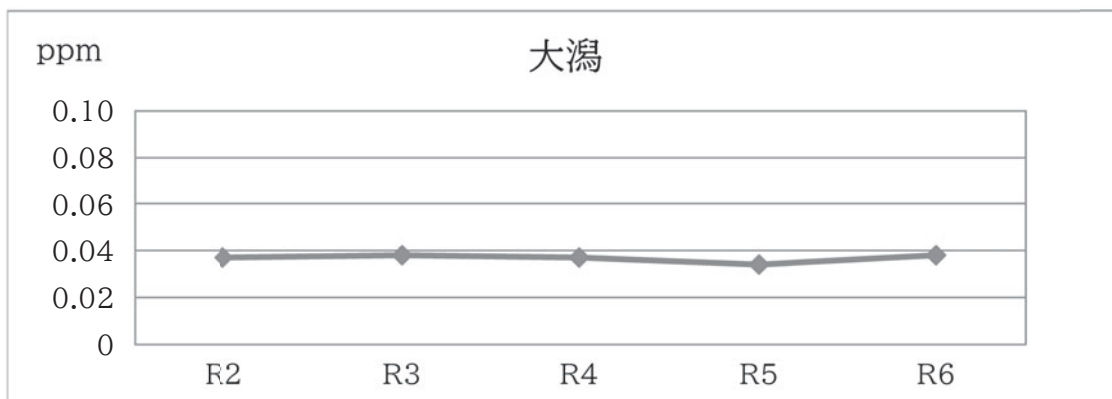
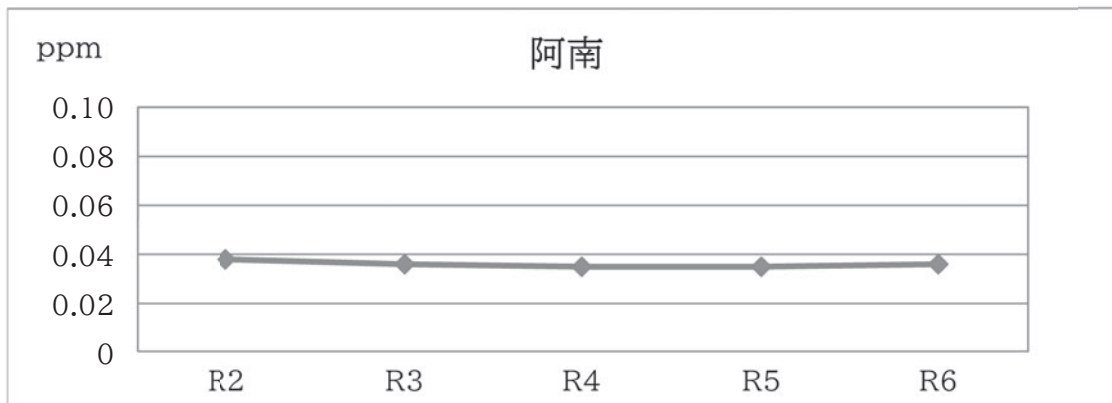
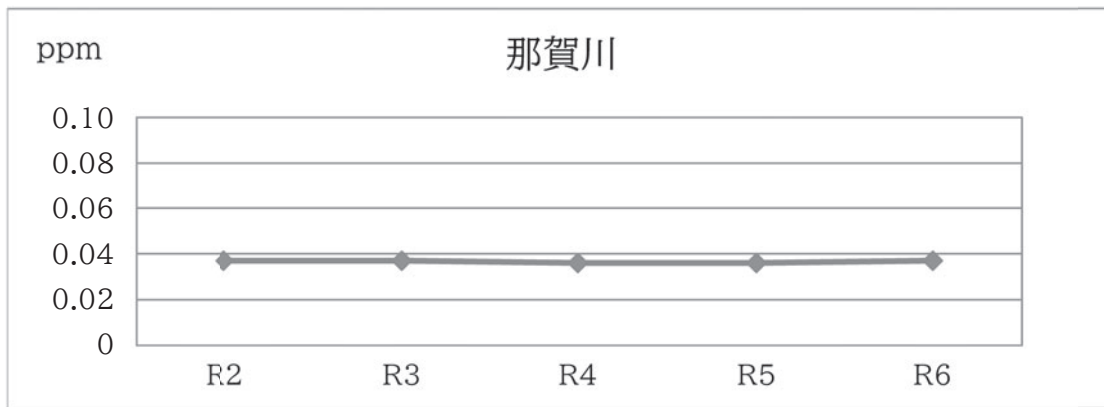




イ 一酸化窒素・二酸化窒素



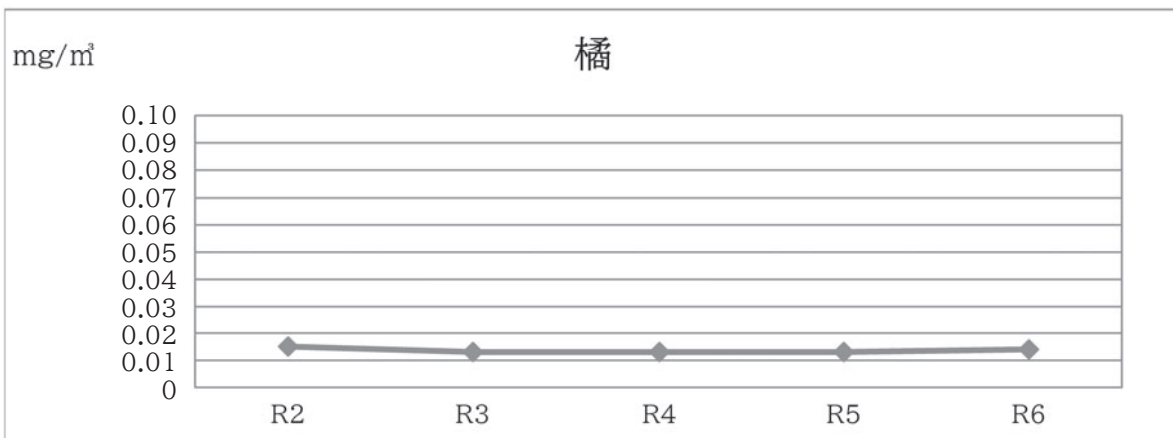
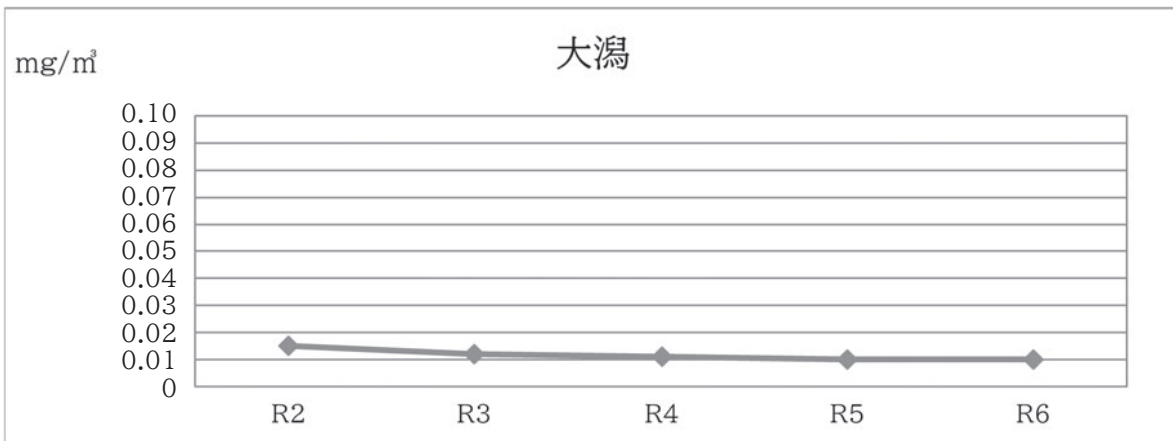
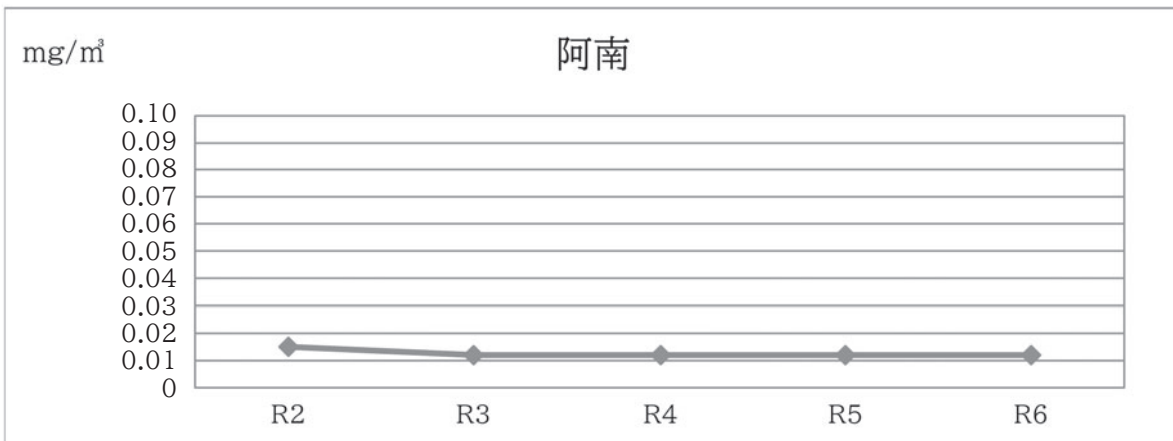
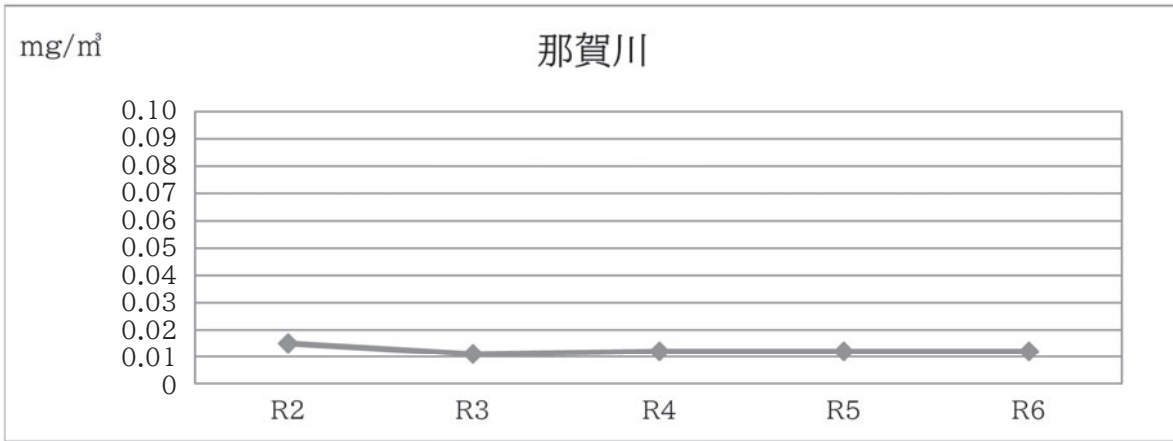
ウ オキシダント(昼間の日最高1時間値の年平均値)

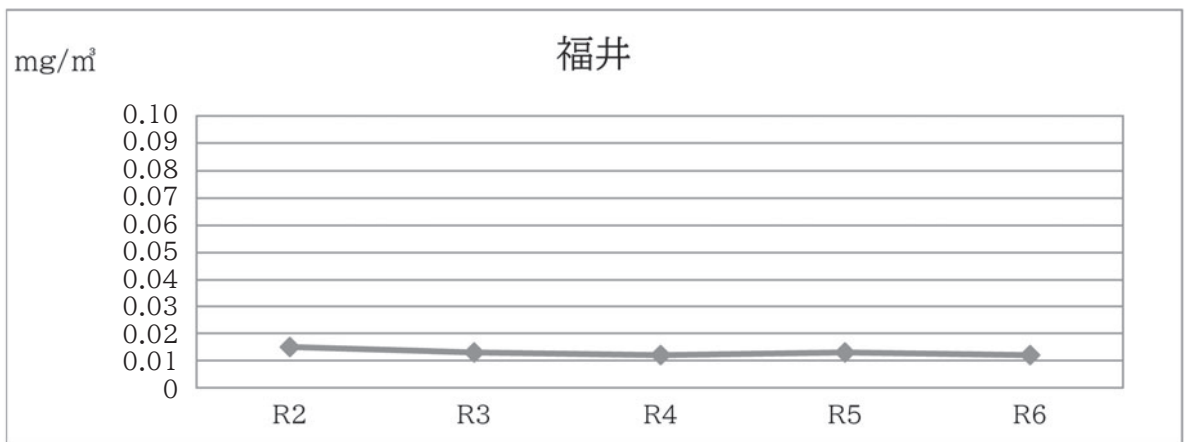
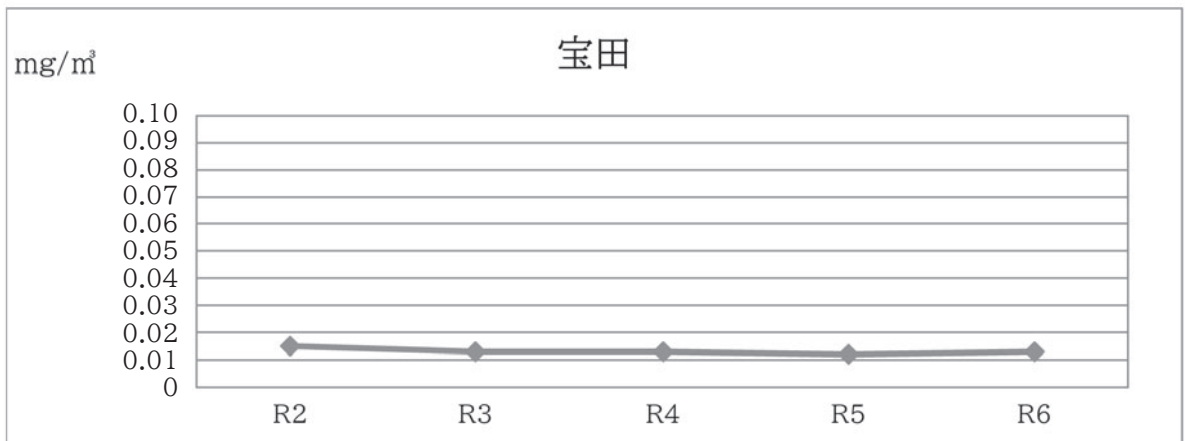
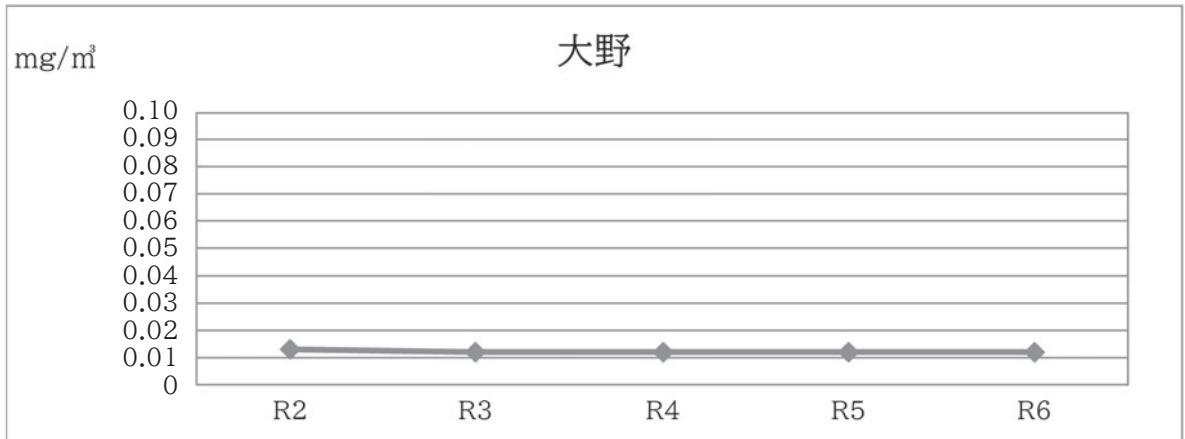


光化学オキシダントに係る緊急時の発令状況(阿南管内)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
発令区分					
注意報回数	0	0	0	0	0

工 浮遊粒子状物質(SPM)





(5) 降下ばいじん

降下ばいじん量(デポジットゲージ法)の経年変化(年平均値)

(単位:t/km<sup>2</sup>/月)

測定結果	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
橋	4.24	3.09	3.66	3.13	3.04
福 村	4.99	2.79	3.79	4.43	4.48
下大野	3.17	2.28	1.83	3.01	1.97
福 井	3.76	2.73	1.99	2.43	2.05

※令和3年度 下大野11月採取分欠測のため、11ヶ月の平均値

(6) 環境測定局における二酸化硫黄年間測定結果

測定局	測定年度	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値 (ppm)	日平均値の2%除外値 (ppm)	日平均値が0.04ppmを超えた日数が2日以上連続したことの有無 (有×・無○)	環境基準の長期的評価による日平均値0.04ppmを超えた日数 (日)
					(時間)	(%)	(日)	(%)				
那賀川	R2	363	8,690	0.001	0	0	0	0	0.010	0.002	○	0
	R3	363	8,683	0.000	0	0	0	0	0.005	0.001	○	0
	R4	363	8,679	0.001	0	0	0	0	0.006	0.002	○	0
	R5	364	8,715	0.000	0	0	0	0	0.011	0.001	○	0
	R6	363	8,689	0.000	0	0	0	0	0.004	0.002	○	0
	R2	363	8,686	0.001	0	0	0	0	0.010	0.001	○	0
阿南	R3	363	8,691	0.001	0	0	0	0	0.008	0.001	○	0
	R4	363	8,680	0.001	0	0	0	0	0.008	0.001	○	0
	R5	279	6,706	0.001	0	0	0	0	0.007	0.001	○	0
	R6	363	8,687	0.000	0	0	0	0	0.006	0.001	○	0
	R2	363	8,712	0.001	0	0	0	0	0.019	0.002	○	0
	R3	362	8,706	0.001	0	0	0	0	0.030	0.002	○	0
大湊	R4	363	8,704	0.001	0	0	0	0	0.026	0.003	○	0
	R5	364	8,714	0.001	0	0	0	0	0.022	0.002	○	0
	R6	362	8,683	0.001	0	0	0	0	0.022	0.003	○	0
	R2	361	8,662	0.000	0	0	0	0	0.031	0.002	○	0
	R3	361	8,667	0.001	0	0	0	0	0.018	0.002	○	0
	R4	361	8,668	0.001	0	0	0	0	0.035	0.002	○	0
橘	R5	362	8,685	0.000	0	0	0	0	0.018	0.002	○	0
	R6	361	8,658	0.000	0	0	0	0	0.029	0.001	○	0

測定局	測定年度	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		年平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値 (ppm)	日平均値の2%除外値 (ppm)	日平均値が0.04ppmを超えた日数が2日以上連続したことの有無 (有×・無○)	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数 (日)
					(時間)	(%)	(日)	(%)				
大野	R2	361	8,668	0.000	0	0	0	0	0.009	0.002	○	0
	R3	361	8,681	0.001	0	0	0	0	0.006	0.003	○	0
	R4	342	8,235	0.001	0	0	0	0	0.006	0.001	○	0
	R5	362	8,688	0.000	0	0	0	0	0.011	0.001	○	0
	R6	361	8,668	0.000	0	0	0	0	0.006	0.001	○	0
	R2	361	8,658	0.001	0	0	0	0	0.010	0.002	○	0
宝田	R3	361	8,676	0.001	0	0	0	0	0.006	0.001	○	0
	R4	361	8,666	0.001	0	0	0	0	0.012	0.002	○	0
	R5	362	8,682	0.000	0	0	0	0	0.013	0.001	○	0
	R6	361	8,668	0.000	0	0	0	0	0.006	0.001	○	0
	R2	361	8,658	0.000	0	0	0	0	0.010	0.001	○	0
	R3	353	8,493	0.000	0	0	0	0	0.005	0.001	○	0
福井	R4	361	8,646	0.000	0	0	0	0	0.007	0.001	○	0
	R5	362	8,650	0.000	0	0	0	0	0.010	0.001	○	0
	R6	361	8,626	0.000	0	0	0	0	0.016	0.001	○	0

羽ノ浦・権はH20年度から休止。山口はH23年度から休止。

(7) 環境測定局における窒素酸化物年間測定結果

測定局	測定年度	一酸化窒素						二酸化窒素					
		有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	1時間の最高値 (ppm)	日平均値の年間98%値 (ppm)	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	1時間の最高値 (ppm)	日平均値の年間98%値 (ppm)		
那賀川	R2	363	8,735	0.001	0.014	0.001	363	8,735	0.004	0.034	0.008		
	R3	363	8,718	0.001	0.032	0.002	363	8,718	0.004	0.029	0.009		
	R4	363	8,717	0.001	0.010	0.002	363	8,717	0.003	0.034	0.007		
	R5	364	8,746	0.001	0.015	0.002	364	8,746	0.003	0.039	0.008		
	R6	363	8,726	0.001	0.015	0.002	363	8,726	0.003	0.032	0.008		
	R2	363	8,687	0.000	0.022	0.002	363	8,687	0.005	0.039	0.011		
阿南	R3	363	8,685	0.000	0.021	0.002	363	8,685	0.004	0.027	0.009		
	R4	363	8,677	0.001	0.021	0.002	363	8,677	0.004	0.028	0.008		
	R5	364	8,713	0.001	0.026	0.002	364	8,713	0.004	0.042	0.009		
	R6	363	8,670	0.001	0.017	0.002	363	8,670	0.004	0.033	0.009		
	R2	358	8,631	0.001	0.063	0.006	358	8,631	0.006	0.102	0.015		
	R3	363	8,717	0.002	0.054	0.006	363	8,717	0.006	0.146	0.016		
大湊	R4	363	8,702	0.001	0.096	0.006	363	8,702	0.006	0.165	0.015		
	R5	326	7,710	0.002	0.057	0.005	326	7,710	0.005	0.110	0.013		
	R6	363	8,686	0.002	0.078	0.007	363	8,686	0.006	0.136	0.016		
	R2	255	6,218	0.000	0.019	0.001	255	6,218	0.005	0.036	0.016		
	R3	356	8,569	0.000	0.017	0.001	356	8,569	0.003	0.027	0.007		
	R4	363	8,649	0.000	0.016	0.001	363	8,649	0.003	0.020	0.006		
椿	R5	361	8,628	0.000	0.015	0.001	361	8,628	0.003	0.035	0.007		
	R6	361	8,626	0.000	0.009	0.001	361	8,626	0.003	0.019	0.006		

羽ノ浦・山口はH23年度より休止。

(8) 環境測定局におけるオキシダント年間測定結果

測定局	測定年度	有効測定日数		測定時間 (時間)	昼間の1時 0.06ppmを 超えたと 日数		昼間の1時 0.12ppm の数と		1時以上 の時間 (時間)	昼間の1時 の最高値 (ppm)	昼間の1年 の平均 (ppm)	最高 の値
		(日)	(日)		(日)	(日)	(時間)	(時間)				
那賀川	R2	365	55	5,448	275	0	0	0	0.092	0.048		
	R3	365	50	5,448	244	0	0	0	0.096	0.048		
	R4	365	54	5,447	289	0	0	0	0.089	0.046		
	R5	364	50	5,422	246	0	0	0	0.087	0.046		
	R6	365	56	5,451	269	0	0	0	0.089	0.047		
	R2	365	73	5,446	348	0	0	0	0.092	0.050		
阿南	R3	365	50	5,454	210	0	0	0	0.093	0.047		
	R4	365	58	5,446	308	0	0	0	0.091	0.047		
	R5	366	50	5,466	252	0	0	0	0.091	0.046		
	R6	365	51	5,450	239	0	0	0	0.091	0.046		
	R2	365	66	5,456	300	0	0	0	0.088	0.049		
	R3	365	62	5,450	282	0	0	0	0.092	0.050		
大湊	R4	365	62	5,452	310	0	0	0	0.092	0.048		
	R5	366	56	5,464	227	0	0	0	0.090	0.045		
	R6	365	50	5,451	228	0	0	0	0.097	0.049		
	R2	365	93	5,445	482	0	0	0	0.093	0.052		
	R3	365	66	5,453	300	0	0	0	0.096	0.049		
	R4	365	57	5,447	290	0	0	0	0.094	0.047		
椿	R5	366	57	5,463	260	0	0	0	0.087	0.045		
	R6	364	52	5,431	234	0	0	0	0.093	0.048		

羽ノ浦・山口はH23年度から休止。

(9) 環境測定局における浮遊粒子状物質年間測定結果

測定局	測定年度	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を 超えた日数とその割合		日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を 超えた日数とその割合		1時間 最高値 (mg/m <sup>3</sup> )	日平均値の 2%除外値 (mg/m <sup>3</sup> )	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を 超えた日数が2日以上 連続したことの有無 (有×・無○)	環境基準の長期的評価 による日平均値0.10mg/m <sup>3</sup> を 超えた日数
					(時間)	(%)	(時間)	(%)				
那賀川	R2	363	8,718	0.015	0	0	0	0	0.111	0.041	○	0
	R3	363	8,712	0.011	0	0	0	0	0.092	0.028	○	0
	R4	361	8,674	0.012	0	0	0	0	0.082	0.027	○	0
	R5	313	7,579	0.012	0	0	0	0	0.089	0.030	○	0
	R6	346	8,338	0.012	0	0	0	0	0.104	0.031	○	0
	R2	363	8,717	0.015	0	0	0	0	0.099	0.034	○	0
阿南	R3	363	8,719	0.012	0	0	0	0	0.068	0.029	○	0
	R4	356	8,618	0.012	0	0	0	0	0.077	0.028	○	0
	R5	364	8,742	0.012	0	0	0	0	0.085	0.031	○	0
	R6	363	8,714	0.012	0	0	0	0	0.117	0.031	○	0
	R2	363	8,720	0.015	0	0	0	0	0.102	0.042	○	0
	R3	363	8,714	0.012	0	0	0	0	0.088	0.029	○	0
大湊	R4	361	8,683	0.011	0	0	0	0	0.064	0.024	○	0
	R5	356	8,603	0.010	0	0	0	0	0.090	0.024	○	0
	R6	305	7,330	0.010	0	0	0	0	0.072	0.028	○	0
	R2	361	8,697	0.015	0	0	0	0	0.098	0.037	○	0
	R3	361	8,694	0.013	0	0	0	0	0.054	0.028	○	0
	R4	361	8,696	0.013	0	0	0	0	0.085	0.027	○	0
橘	R5	362	8,716	0.013	0	0	0	0	0.071	0.028	○	0
	R6	361	8,682	0.014	0	0	0	0	0.086	0.031	○	0

測定局	測定年度	有効測定日数		年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を 超えた日数とその割合		日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を 超えた日数とその割合		1時間 の最高 値 (mg/m <sup>3</sup> )	日平均値の 2%除外値 (mg/m <sup>3</sup> )	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を 超えた日が2日以上 連続したことの有無 (有×・無○)	環境基準の長期的評価 による日平均値0.10mg/m <sup>3</sup> を 超えた日数
		(日)	(時間)		(%)	(時間)	(%)					
大野	R2	361	0	0.013	0	0	0	0	0.103	0.033	○	0
	R3	361	0	0.012	0	0	0	0	0.077	0.027	○	0
	R4	343	0	0.012	0	0	0	0	0.098	0.025	○	0
	R5	362	0	0.012	0	0	0	0	0.081	0.028	○	0
	R6	361	0	0.012	0	0	0	0	0.083	0.031	○	0
	R2	331	0	0.015	0	0	0	0	0.090	0.035	○	0
宝田	R3	361	0	0.013	0	0	0	0	0.093	0.027	○	0
	R4	361	0	0.013	0	0	0	0	0.094	0.026	○	0
	R5	362	0	0.012	0	0	0	0	0.099	0.026	○	0
	R6	361	0	0.013	0	0	0	0	0.094	0.031	○	0
	R2	361	0	0.015	0	0	0	0	0.192	0.035	○	0
	R3	349	0	0.013	0	0	0	0	0.092	0.029	○	0
福井	R4	361	0	0.012	0	0	0	0	0.093	0.026	○	0
	R5	362	0	0.013	0	0	0	0	0.093	0.028	○	0
	R6	361	0	0.012	0	0	0	0	0.098	0.033	○	0

羽ノ浦・権はH20年度、山口はH23年度から休止。

(10) 環境測定局における微小粒子状物質(PM2.5)年間測定結果

測定局	測定年度	有効測定日数		年平均値 (μg/m <sup>3</sup> )	日平均値が35μg/m <sup>3</sup> を 超えた日数とその割合		日平均値の 年間98%値	
		(日)	(時間)		(%)	(μg/m <sup>3</sup> )	(μg/m <sup>3</sup> )	
那賀川	R2	362	8,674	9.7	4	1.1	40.6	25.3
	R3	363	8,702	10.4	0	0.0	28.8	23.2
	R4	358	8,605	10.2	0	0.0	27.1	21.6
	R5	364	8,729	8.3	0	0.0	24.8	20.1
	R6	363	8,704	9.1	2	0.6	41.1	25.2

(注)「日平均値の年間98%値」とは、1年間の日平均値のうち低いほうから数えて98%目の値のことである。



## 2 水質汚濁

## 2 水質汚濁

### (1) 水質汚濁の概要

本市は一級河川である那賀川を中心としてその他の中小河川があり、豊かな水環境を形成し、農業及び工業用水等に利用されています。

これらの河川の水質を保全するため、徳島県の公共用水域の水質測定計画に基づき、毎年市内5か所において水質測定を実施しています。

また、平成2年度からは、小型合併処理浄化槽の設置について補助金を設け、その推進に努めています。

### (2) 生活排水対策実践活動

公共用水域の水質保全には、家庭からの生活排水対策が大切であり、昭和62年度から河川の流域ごとにモデル地区を選定し、生活排水対策実践活動を実施しています。この活動は地元婦人会などの協力を得て、台所用水切りネット等を配布し実践してもらうことによって、意識がどう変わったか今後どう取り組んでもらうのかの啓発の機会となっています。

#### 実践活動実績

年度	R2	R3	R4	R5	R6
地域	羽ノ浦婦人会	那賀川町 女性協議会	見能林町 石仏町内会	長生町 宮内、明谷、 本庄地区	見能林町 長浜協議会
世帯数	111	105	104	100	101

延べ世帯数

#### 《みんなできれいな水路を守るには》

単独浄化槽は、し尿を処理しますが、台所・風呂・洗濯の水はそのまま排水されています。米のとぎ汁を植木にあたえたり、油の多い食器は紙でふき取ってから洗ったりして河川への負荷を減らします。

また、合併処理浄化槽であっても油は処理できないので水質悪化や詰まりの原因となります。

### (3) 合併処理浄化槽設置整備事業

合併浄化槽は、し尿のほか、台所や洗濯機からの排水を処理する浄化槽で、し尿のみを処理する単独処理浄化槽に比べ、家庭からの生活排水の汚れを10分の1にすることができます。

このため阿南市では、河川等の水質汚濁を防止するため、平成2年度から家庭用の小型合併処理浄化槽を奨励し、設置する費用の一部を補助しています。

#### ア 補助対象浄化槽

生物化学的酸素要求量(BOD)除去率 90 パーセント以上、放流水のBODが20mg/ℓ以下の機能を有するとともに国庫補助方針に適合し、処理対象人員が10人以下のもの。

イ 補助対象地域

補助金の交付の対象となる地域(以下「補助対象地域」という。)は、本市全域とする。ただし、下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の事業計画に定めた区域、阿南市伊島地区コミュニティ・プラント事業区域、阿南市春日野地域下水道条例(平成18年阿南市条例第2号)第4条に規定する区域、阿南市西春日野生活排水処理施設条例(平成28年阿南市条例第2号)第4条に規定する区域、阿南市パストラルゆたか野団地生活排水処理施設条例(平成18年阿南市条例第3号)第4条に規定する区域及び阿南市羽ノ浦農業集落排水処理施設条例(平成18年阿南市条例第1号)第4条に規定する処理区域は、補助対象地域から除くものとする。

※阿南市羽ノ浦町農業集落排水処理施設の管理上、施設に接続することができない場合は、補助対象とする。

ウ 補助金額

単位:円

人槽区分	R2	R3	R4	R5	R6
5人槽	47,161,600	37,589,600	35,998,400	29,150,400	16,964,000
7人槽	20,682,000	12,182,400	10,581,600	3,565,200	4,800,000
10人槽	548,000	2,516,800	1,035,200	548,000	1,096,000
金額	68,391,600	52,288,800	47,615,200	33,263,600	22,860,000

エ 補助実績

補助基数

年度	R2	R3	R4	R5	R6
基数	216	196	211	182	142

## (4) 水質特定施設の届出状況(工場等の数)

(R7年3月末)

業種	瀬戸内環境保全 特別措置法 適用事業場	水質汚濁防止法 適用事業場	徳島県生活環境保 全条例適用事業場	業種計
食料品製造業	7	34	0	41
パルプ・紙・紙加工製造業	3	1	0	4
化学工業	6	0	0	6
繊維工業	1	0	0	1
電気業	2	1	0	3
畜産業	0	34	8	42
旅館・宿泊業	3	113	0	116
窯業・土石製品製造業	0	14	1	15
し尿処理施設	6	24	0	30
学校教育	1	3	0	4
その他公共機関	1	9	3	13
クリーニング業	0	15	0	15
洗車業	0	26	0	26
医療業	1	1	0	2
その他	7	26	1	34
合計	38	301	13	352

(5) 環境基準類型指定状況

水域名称	範囲	水域類型	告示	達成期間
富岡港	阿南市富岡港のうち、岡川樋門上流側壁内面延長線及び同港に設置された導流堤の突端の両端を結んだ線と陸岸とによって囲まれた水域	海域C	昭和47. 4. 1	直ちに
那賀川	那賀川のうち川口ダムから上流	河川AA	昭和48. 6. 1	直ちに
	那賀川のうち川口ダムから大京原橋まで	河川A	昭和48. 6. 1	直ちに
	那賀川のうち大京原橋から下流	海域A	昭和48. 6. 1	直ちに
桑野川	桑野川のうち明谷橋から上流	河川A	昭和48. 6. 1	1年
	桑野川のうち明谷橋から岡川樋門上流側壁内面延長線まで	河川B	昭和48. 6. 1	1年
岡川	岡川の全域	河川B	昭和48. 6. 1	1年
椿川	椿川の全域	河川A	昭和49. 11. 1	直ちに
福井川	福井川のうち大原堰から上流	河川A	昭和49. 11. 1	直ちに
打樋川	打樋川のうち潮止め樋門から上流	河川C	昭和49. 11. 1	直ちに
椿泊湾	阿南市椿泊町燧崎東端と同町舞子島西端を結んだ線及び椿泊湾の陸岸によって囲まれた水域並びにその地先水域	海域A	昭和49. 11. 1	直ちに
紀伊水道海	鳴門市里浦町大磯崎と兵庫県南あわじ市潮崎とを結んだ線、阿南市蒲生田岬から前島及び伊島を経て和歌山県紀伊日ノ御埼灯台に至る線並びに陸岸によって囲まれた徳島県の海域(次項に掲げる水域、港則法施行令(昭和四十年政令第二百十九号)別表第一徳島県の項の富岡港及び橋港の区域並びに既設類型指定水域を除く。)	海域A	昭和53. 3. 24	直ちに
橋港	港則法施行令(昭和四十年政令第二百十九号)別表第一徳島県の項の橋港の区域	海域A	平成7. 4. 18	直ちに

(6) 生活環境の保全に関する環境基準

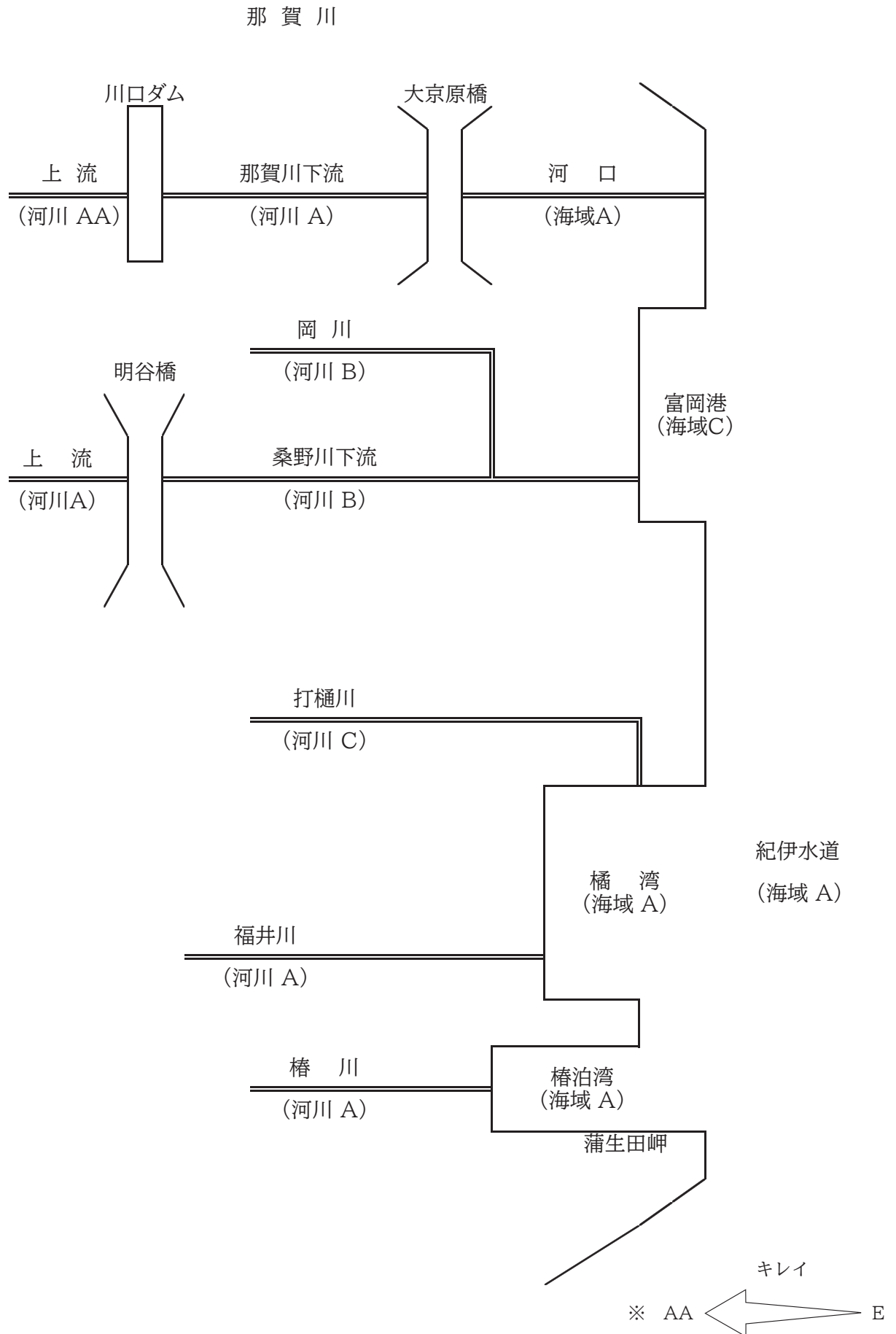
ア 河川

a 河川(湖沼を除く)

昭和46年12月28日環境庁告示第59号  
最終改正 令和7年3月31日環境省告示第35号

項目 類型	基準値				
	水素イオン濃度 (PH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素 量 (DO)	大腸菌 数
AA	6.5~8.5	1mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	20CFU/100mℓ以下
A	6.5~8.5	2mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	300CFU/100mℓ以下
B	6.5~8.5	3mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	1,000CFU/100mℓ以下
C	6.5~8.5	5mg/ℓ以下	50mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	
D	6.0~8.5	8mg/ℓ以下	100mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	
E	6.0~8.5	10mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/ℓ以上	

イ 水域別環境基準指定状況



## (7) 公共用水域の水質測定状況

## 椿川(向川橋)

年度	測定日		4月	6月	8月	10月	12月	2月	平均	最大	最小
	測定項目										
令和2年度	ph	mg/l	7.5	7.7	7.7	7.8	8.0	8.0	7.78	8.0	7.5
	BOD	mg/l	0.6	0.8	0.9	0.8	0.6	1.2	0.82	1.2	0.6
	COD	mg/l	1.5	1.6	2.9	1.3	1.6	1.9	1.80	2.9	1.3
	SS	mg/l	2	2	3	1	<1	2	1.83	3	<1
	DO	mg/l	10.9	9.3	10.6	9.7	11.8	13.0	10.88	13.0	9.3
	塩化物イオン	mg/l	7.8	9.1	9.8	9.3	9.0	7.2	8.70	9.8	7.2
	透視度	cm	>50	>50	>50	>50	>50	>50			
令和3年度	ph	mg/l	7.7	8.0	7.8	7.9	7.9	7.6	7.82	8.0	7.6
	BOD	mg/l	1.0	1.4	0.7	1.3	<0.5	0.9	0.97	1.4	<0.5
	COD	mg/l	2.3	2.3	2.1	2.6	1.8	2.4	2.25	2.6	2
	SS	mg/l	2	3	1	<1	<1	<1	1.50	3.0	<1
	DO	mg/l	9.9	9.8	9.1	11.1	13.4	13.4	11.12	13.4	9.1
	塩化物イオン	mg/l	8.2	8	5.1	6.1	4.8	4.6	6.13	8.2	4.6
	透視度	cm	>50	>50	>50	>50	>50	>50		0	
令和4年度	ph	mg/l	8.1	7.9	7.7	7.8	7.7	7.7	7.82	8.1	7.7
	BOD	mg/l	0.8	0.8	1.9	0.9	<0.5	0.8	0.95	1.9	<0.5
	COD	mg/l	2.2	2.2	4.4	1.9	1.5	1.8	2.33	4.4	1.5
	SS	mg/l	2	1	4	1	<1	<1	1.67	4	<1
	DO	mg/l	10.4	10.0	10.3	10.8	12.2	12.7	11.07	12.7	10.0
	塩化物イオン	mg/l	4.8	5.1	5.7	6.2	6.4	6.5	5.78	6.5	4.8
	透視度	cm	>50	>50	>50	>50	>50	>50			
令和5年度	ph	mg/l	7.7	7.9	7.8	7.6	7.8	7.8	7.77	7.9	7.6
	BOD	mg/l	<0.5	<0.5	<0.5	0.7	<0.5	0.9	0.60	0.9	<0.5
	COD	mg/l	1.4	1.3	1.4	2.2	2.5	2.4	1.87	2.5	1.3
	SS	mg/l	1	1	<1	<1	<1	1	1.00	1	<1
	DO	mg/l	9.5	9.2	9.0	9.6	11.7	12.4	10.23	12.4	9.0
	塩化物イオン	mg/l	6.6	6.7	4.2	7.1	6.4	7.4	6.40	7.4	4.2
	透視度	cm	>50	>50	>50	>50	>50	>50			
令和6年度	ph	mg/l	8.1	7.6	8.4	7.8	7.9	7.8	7.58	8.1	7.4
	BOD	mg/l	0.9	0.6	1.0	0.7	<0.5	1.0	0.78	1.0	<0.5
	COD	mg/l	2.6	2.1	2.4	1.3	1.3	1.9	2.27	4.3	1.3
	SS	mg/l	2	2	3	<1	<1	<1	1.67	4	<1
	DO	mg/l	11.1	8.8	8.2	10.2	12.7	12.5	10.33	11.9	8.7
	塩化物イオン	mg/l	7.7	6.7	7.9	6.2	5.2	7.6	6.88	7.9	5.2
	透視度	cm	>50	>50	>50	>50	>50	>50			

※測定不能値が出ている平均値については、測定不能値を基に平均を算出

福井川(福井橋)

年度	測定日		4月	6月	8月	10月	12月	2月	平均	最大	最小
	測定項目										
令和2年度	ph	mg/l	7.7	7.5	7.5	7.4	7.4	7.5	7.50	7.7	7.4
	BOD	mg/l	1.1	1.3	0.8	0.8	0.9	1.0	0.98	1.3	0.8
	COD	mg/l	2.6	3.1	2.2	1.5	2.4	2.6	2.40	3.1	1.5
	SS	mg/l	6	3	1	1	2	1	2.33	6	1
	DO	mg/l	10.6	9.6	9.5	9.3	10.8	12.7	10.42	12.7	9.3
	塩化物イオン	mg/l	6.0	6.8	7.4	6.4	7.2	5.6	6.57	7.4	5.6
	透視度	cm	>50	>50	>50	>50	>50	>50			
令和3年度	ph	mg/l	7.6	7.7	7.3	7.3	7.4	7.4	7.45	7.7	7.3
	BOD	mg/l	<0.5	1.6	0.8	2.0	0.6	1.8	1.20	1.8	<0.5
	COD	mg/l	2.7	3.0	1.8	3.8	3.0	2.7	2.83	3.8	1.8
	SS	mg/l	4	6	1	2	3	<1	2.83	6	1
	DO	mg/l	10.1	9.8	9.6	9.1	12.3	13.3	10.70	13.3	9.1
	塩化物イオン	mg/l	6.2	5.4	2.8	4.0	3.7	3.8	4.32	6.2	2.8
	透視度	cm	>50	>50	>50	>50	>50	>50			
令和4年度	ph	mg/l	7.8	7.6	7.4	7.4	7.4	7.5	7.52	7.8	7.4
	BOD	mg/l	<0.5	1.0	2.0	1.0	0.7	0.7	0.98	2.0	<0.5
	COD	mg/l	2.3	2.6	5.0	2.7	2.5	2.4	2.92	5.0	2.3
	SS	mg/l	1	1	6	1	2	<1	2.00	6	1
	DO	mg/l	11.3	10.6	9.7	9.7	11.4	12.1	10.80	12.1	9.7
	塩化物イオン	mg/l	2.7	2.9	3.4	4.8	5.5	5.1	4.07	5.5	2.7
	透視度	cm	>50	>50	>50	>50	>50	>50			
令和5年度	ph	mg/l	7.6	7.6	7.6	7.3	7.3	7.4	7.44	7.6	7.3
	BOD	mg/l	0.7	<0.5	0.6	0.8	0.5	1.5	0.77	1.5	<0.5
	COD	mg/l	2.0	1.9	2.7	3.6	2.5	2.9	2.58	3.6	1.9
	SS	mg/l	2	1	2	2	<1	2	1.67	2	<1
	DO	mg/l	9.8	9.6	8.2	8.2	10.6	11.4	9.92	11.4	8.2
	塩化物イオン	mg/l	5.8	4.4	4.1	5.0	4.6	4.4	4.72	5.8	4.1
	透視度	cm	>50	>50	>50	>50	>50	>50			
令和6年度	ph	mg/l	7.5	7.5	7.6	7.6	7.5	7.4	7.50	7.6	7.4
	BOD	mg/l	1.4	1.2	1.7	0.9	1.0	0.8	1.06	1.4	0.8
	COD	mg/l	3.0	2.3	3.2	2.3	2.0	2.2	2.36	3.0	2.0
	SS	mg/l	5	1	1	2	<1	<1	1.83	5	1
	DO	mg/l	10.0	8.7	7.7	10.2	11.8	11.7	10.48	11.8	8.7
	塩化物イオン	mg/l	4.2	5.3	5.7	5.9	3.6	3.9	4.77	5.9	3.6
	透視度	cm	>50	>50	>50	>50	>50	>50			

桑野川(タカラ橋)

年度	測定日		4月	6月	8月	10月	12月	2月	平均	最大	最小
	測定項目										
令和2年度	ph	mg/l	7.5	7.7	7.9	7.3	7.5	8.3	7.70	8.3	7.3
	BOD	mg/l	3.3	0.8	2.1	0.7	0.9	5.0	2.13	5.0	0.7
	COD	mg/l	4.8	2.4	2.9	1.5	1.7	3.6	2.82	4.8	1.5
	SS	mg/l	13	4	3	3	2	6	5.17	13	2
	DO	mg/l	9.6	9.5	9.3	8.2	11.4	14.0	10.33	14.0	8.2
	塩化物イオン	mg/l	5.1	6.2	5.6	9.8	456	11.6	82.38	456	5.1
	透視度	cm	30	>50	>50	>50	>50	>50			
令和3年度	ph	mg/l	7.5	7.6	8.1	7.4	7.4	7.7	7.62	8.1	7.4
	BOD	mg/l	0.9	1.2	2.8	2.3	<0.5	1.4	1.52	2.8	<0.5
	COD	mg/l	2.4	2.7	2.9	3.3	2.0	2.0	2.55	3.3	2.0
	SS	mg/l	4	5	4	4	2	2	3.50	5	2
	DO	mg/l	8.5	8.5	12.1	10.7	13.5	12.7	11.00	13.5	8.5
	塩化物イオン	mg/l	7.5	5.2	3.8	97.8	223	96.4	72.28	223	3.8
	透視度	cm	>50	>50	>50	>50	>50	>50			
令和4年度	ph	mg/l	7.7	7.7	7.9	7.3	7.5	8.3	7.73	8.3	7.3
	BOD	mg/l	1.7	1.6	1.8	1.6	0.9	1.5	1.52	1.8	0.9
	COD	mg/l	3.9	3.0	3.4	2.2	1.8	3.8	3.02	3.9	1.8
	SS	mg/l	8	3	3	5	2	3	4.00	8	2
	DO	mg/l	9.7	8.5	11.5	8.1	10.7	10.5	9.83	11.5	8.1
	塩化物イオン	mg/l	4.1	7.8	2.7	885	138	289	221.10	885	2.7
	透視度	cm	>50	>50	>50	>50	>50	>50			
令和5年度	ph	mg/l	7.8	7.8	7.8	7.2	7.3	7.5	7.57	7.8	7.2
	BOD	mg/l	0.8	0.5	0.7	1.0	0.7	2.1	0.97	2.1	0.5
	COD	mg/l	2.4	2.2	2.4	2.2	2.5	3.5	2.53	3.5	2.2
	SS	mg/l	4	3	4	4	4	5	4.00	5	3
	DO	mg/l	9.8	8.6	9.6	7.5	9.1	11.1	9.28	11.1	7.5
	塩化物イオン	mg/l	5.1	4.7	5.3	938	1480	2670	850.52	2670	4.7
	透視度	cm	>50	>50	>50	>50	>50	>50			
令和6年度	ph	mg/l	7.5	7.6	7.3	7.5	7.5	7.8	7.53	7.8	7.3
	BOD	mg/l	1.0	1.2	2.3	1.0	0.8	1.2	1.25	2.3	0.8
	COD	mg/l	3.5	2.9	3.9	2.4	1.7	2.8	2.87	3.9	1.7
	SS	mg/l	9	3	4	4	2	2	4.00	9	2
	DO	mg/l	8.6	8.3	11.4	8.3	10.2	11.9	9.78	11.9	8.3
	塩化物イオン	mg/l	6.7	4.1	5.5	8.2	1190	424	273.08	1190	4.1
	透視度	cm	>50	>50	>50	>50	>50	>50			

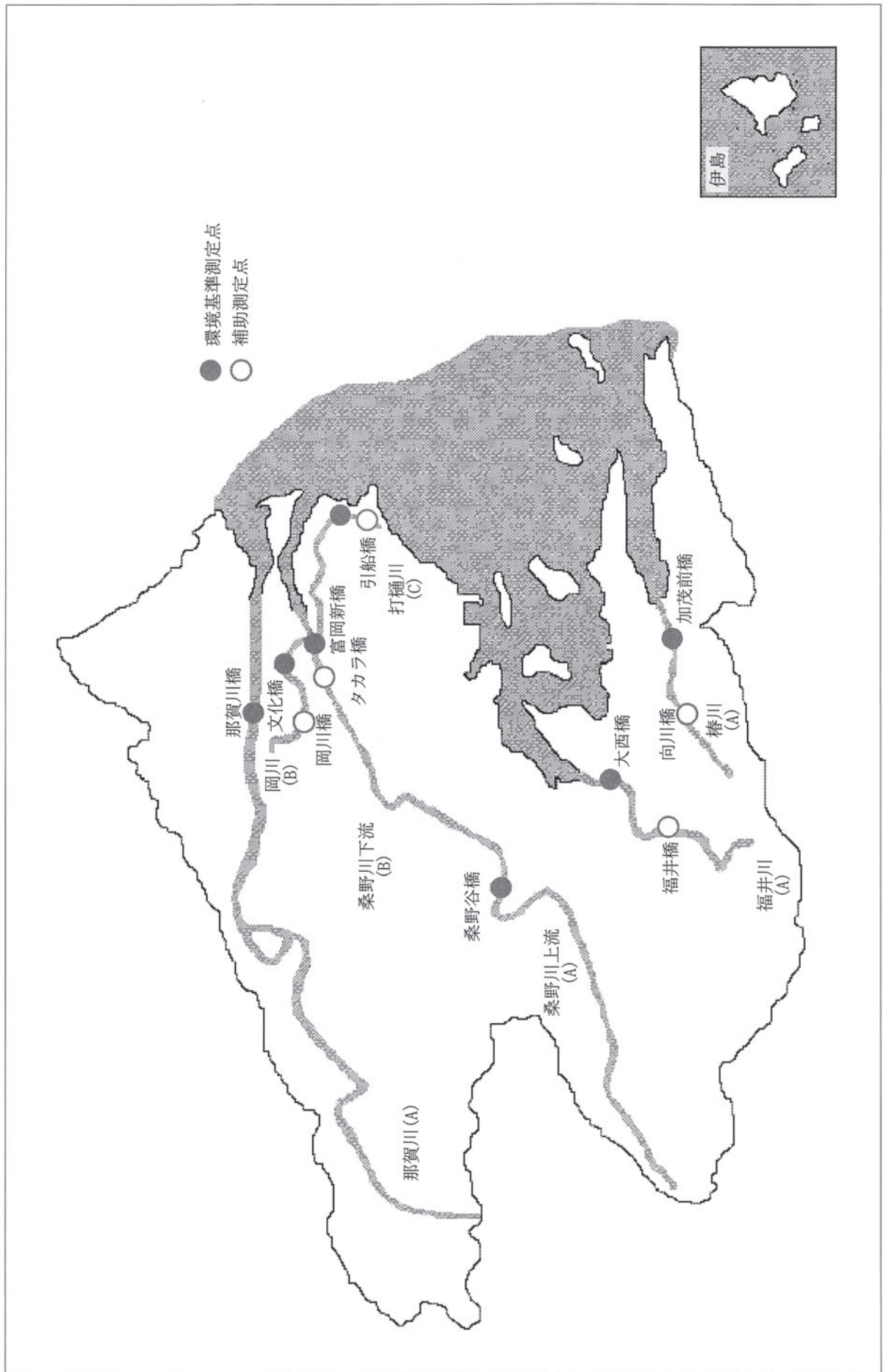
打樋川(引舟橋)

年度	測定日		4月	6月	8月	10月	12月	2月	平均	最大	最小
	測定項目										
令和2年度	ph	mg/l	7.3	7.3	7.8	7.7	8.4	7.7	7.70	8.4	7.3
	BOD	mg/l	2.1	2.7	5.5	5.7	7.2	11	5.70	11	2.1
	COD	mg/l	6.0	5.9	6.3	6.2	9.8	8.2	7.07	9.8	5.9
	SS	mg/l	39	17	12	21	15	18	20.33	39	12
	DO	mg/l	6.9	6.1	11.4	8.1	15.2	12.3	10.00	15.2	6.1
	塩化物イオン	mg/l	51.7	59.1	72.6	128	767	75.2	192.27	767	51.7
	透視度	cm	12	24	30	30	20	20			
令和3年度	ph	mg/l	7.2	7.2	7.6	7.6	8.5	7.8	7.65	8.5	7.2
	BOD	mg/l	7.5	9.5	2.7	8.9	5.4	9.0	7.17	9.5	2.7
	COD	mg/l	3.0	8.1	5.8	8.4	9.3	6.8	6.90	9.3	3.0
	SS	mg/l	7	17	14	21	27	7	15.50	27	7
	DO	mg/l	5.3	6.2	11.6	7.6	19.3	13.5	10.58	19.3	5.3
	塩化物イオン	mg/l	74.4	81.1	50.7	292	340	662	250.03	662	50.7
	透視度	cm	40	25	30	21	16	35			
令和4年度	ph	mg/l	7.5	7.5	7.5	7.7	7.5	7.3	7.50	7.7	7.3
	BOD	mg/l	3.5	7.4	6.5	6.0	2.2	10	5.93	10	2.2
	COD	mg/l	6.0	5.4	6.7	5.6	5.5	9.2	6.40	9.2	5.4
	SS	mg/l	16	14	16	19	19	12	16.00	19	12
	DO	mg/l	8.7	4.1	9.5	7.9	7.9	7.8	7.65	9.5	4.1
	塩化物イオン	mg/l	48.7	91.8	66.5	265	207	646	220.83	646	48.7
	透視度	cm	24	33	25	25	25	>50			
令和5年度	ph	mg/l	7.4	7.4	7.4	7.9	8.4	8.1	7.77	8.4	7.4
	BOD	mg/l	0.8	4.2	4.8	7.0	9.3	11	6.18	11	0.8
	COD	mg/l	5.9	4.6	7.6	6.3	8.6	10	7.17	10	4.6
	SS	mg/l	15	10	12	39	20	16	18.67	39	10
	DO	mg/l	5.3	5.0	6.8	10.4	13.6	12.1	8.87	13.6	5.0
	塩化物イオン	mg/l	48.4	65.3	38.6	226	340	494	202.05	494	38.6
	透視度	cm	45	40	>50	15	>50	>50			
令和6年度	ph	mg/l	7.4	7.6	8.0	7.5	8.0	8.8	7.88	8.8	7.4
	BOD	mg/l	4.0	7.5	6.1	2.8	2.4	20	7.13	20	2.4
	COD	mg/l	5.6	6.5	7.8	6.8	6.4	14	7.85	14	5.6
	SS	mg/l	32	15	16	15	16	17	18.50	32	15
	DO	mg/l	6.3	8.2	11.9	7.5	12.6	18.8	10.88	18.8	6.3
	塩化物イオン	mg/l	67.9	62.3	58.2	77.3	233	713	201.95	713	58.2
	透視度	cm	38	30	30	28	25	15			

岡川(岡川橋)

年度	測定日		4月	6月	8月	10月	12月	2月	平均	最大	最小
	測定項目										
令和2年度	ph	mg/l	7.7	7.9	7.9	7.7	7.7	7.7	7.77	7.9	7.7
	BOD	mg/l	5.9	1.4	2.2	2.9	6.0	5.1	3.92	6.0	1.4
	COD	mg/l	2.5	2.2	2.1	2.5	2.5	2.9	2.45	2.9	2.1
	SS	mg/l	7	4	5	2	2	6	4.33	7	2
	DO	mg/l	10.0	9.4	8.7	9.4	9.3	11.1	9.65	11.1	8.7
	塩化物イオン	mg/l	110	9.2	22.0	12.0	36.0	9.3	33.08	110	9.2
	透視度	cm	>50	>50	>50	>50	>50	>50			
令和3年度	ph	mg/l	7.8	7.9	7.9	7.5	7.7	7.5	7.72	7.9	7.5
	BOD	mg/l	3.3	2.5	3.1	6.0	5.0	8.9	4.80	8.9	2.5
	COD	mg/l	2.1	2.2	2.0	3.6	2.6	3.0	2.58	3.6	2.0
	SS	mg/l	6	5	5	3	3	4	4.33	6	3
	DO	mg/l	9.8	9.5	10.0	9.1	11.1	11.2	10.12	11.2	9.1
	塩化物イオン	mg/l	11.5	6.3	10.9	39.7	33.8	33.0	22.53	39.7	6.3
	透視度	cm	>50	>50	>50	>50	>50	>50			
令和4年度	ph	mg/l	8.0	8.0	8.0	7.9	7.8	7.8	7.92	8.0	7.8
	BOD	mg/l	3.5	2.7	1.7	4.7	4.1	7.0	3.95	7.0	1.7
	COD	mg/l	3.2	2.2	2.7	2.5	2.4	3.1	2.68	3.2	2.2
	SS	mg/l	4	4	5	3	2	2	3.33	5	2
	DO	mg/l	9.6	9.5	11.7	10.2	10.3	10.7	10.33	11.7	9.5
	塩化物イオン	mg/l	19.5	21.9	1.7	29.0	36.7	52.2	26.83	52.2	1.7
	透視度	cm	>50	>50	>50	>50	>50	>50			
令和5年度	ph	mg/l	8.2	8.1	7.9	7.5	7.7	7.7	7.85	8.2	7.5
	BOD	mg/l	3.3	2.3	1.9	4.0	2.8	4.0	3.05	4.0	1.9
	COD	mg/l	2.1	2.0	2.5	2.6	2.5	3.8	2.58	3.8	2.0
	SS	mg/l	6	4	7	3	1	3	4.00	7	1
	DO	mg/l	9.7	9.3	9.3	8.4	9.4	11.1	9.53	11.1	8.4
	塩化物イオン	mg/l	12.5	8.2	71.0	42.6	24.7	22.5	30.25	71.0	8.2
	透視度	cm	>50	>50	>50	>50	>50	>50			
令和6年度	ph	mg/l	7.9	7.8	8.4	7.8	7.8	7.6	7.88	8.4	7.6
	BOD	mg/l	3.6	3.6	3.1	2.8	2.7	1.4	2.87	3.6	1.4
	COD	mg/l	3.1	2.4	2.2	2.7	2.2	3.4	2.67	3.4	2.2
	SS	mg/l	5	5	7	3	3	3	4.33	7	3
	DO	mg/l	9.5	9.0	8.8	9.5	10.1	10.1	9.50	10.1	8.8
	塩化物イオン	mg/l	9.1	17.6	15.4	47.2	9.4	7.2	17.65	47.2	7.2
	透視度	cm	>50	>50	>50	>50	>50	>50			

河川水質測定地点図





# 3 騒音・振動








### 3 騒音・振動

#### (1) 騒音

##### ア 騒音の概要

騒音には工場や飲食店等の製造・事業活動に伴うもの、建設作業に伴うもの、自動車等交通機関に伴うものなどがあり、多種多様です。また、音に対する主観的、感覚的な要素が強く、個人のその時の状態、状況によってもその受けとめ方の異なり、規制基準の騒音レベルだけでは、解決されない複雑な要素を含んでいます。

##### イ 騒音の大きさの目安

120デシベル	飛行機のエンジンの近く	
110デシベル	自動車のクラクションの近く	
100デシベル	電車が通る時のガード下	
90デシベル	犬の鳴き声 騒々しい工場の中	
80デシベル	地下鉄の車内 電車の車内 ピアノ	
70デシベル	セミの鳴き声 騒々しい街頭	
60デシベル	洗濯機・掃除機・テレビ・トイレの音	
50デシベル	静かな事務所 エアコンの室外機	
40デシベル	市内の深夜 図書館 静かな住宅の昼	
30デシベル	郊外の深夜 鉛筆で書く音	
20デシベル	さきやき 木の葉がふれあう音	
10デシベル	蝶の羽音	

ウ 特定施設、騒音発生施設届出状況

(令和7年3月31日現在)

施設の種類	工場、事業場数		施設数	
	特定工場	騒音発生工場	特定施設	騒音発生施設
金属加工機械	6	5	59	9
空気圧縮機等	30	66	1,557	1,197
土石用破碎機等	5	13	35	103
織機(織物製造機等)	2	1	25	17
建設用資材製造機械	2	18	3	21
穀物用製粉機	0	1	0	1
木材加工機械	13	73	76	336
抄紙機	5	0	12	0
印刷機械	3	1	22	3
合成樹脂用射出形成機	2	1	71	0
鑄造型機※造型機	1	0	4	0
※自動車整備用作業場等		89		89
計	69	268	1,864	1,776

※は徳島県生活環境保全条例(旧県公害防止条例)による騒音発生施設  
騒音規制法による届出・特定工場・特定施設  
徳島県条例による届出・騒音発生工場・騒音発生施設

エ 特定建設作業の実施届出状況(令和2年から令和6年まで)  
騒音規制法による届出数

作業の種類	年度				
	R2	R3	R4	R5	R6
くい打機等を使用する作業	7	1	2	6	4
びょう打ち機を使用する作業	0	0	0	0	0
さく岩機を使用する作業	17	13	20	21	25
空気圧縮機を使用する作業	6	2	7	12	4
コンクリートプラント等を設けて行う作業	1	2	0	0	0
バックホウを使用する作業	7	3	5	8	0
トラクターショベルを使用する作業	0	0	1	0	0
ブルドーザーを使用する作業	3	0	1	0	0
計	41	21	36	47	33

徳島県生活環境保全条例による届出数

作業の種類	年度				
	R2	R3	R4	R5	R6
くい打機等を使用する作業	7	2	6	3	3
びょう打ち機を使用する作業	0	0	0	0	0
さく岩機を使用する作業	21	19	16	22	23
空気圧縮機を使用する作業	5	2	6	4	5
コンクリートプラント等を設けて行う作業	1	0	0	1	2
計	34	1	28	30	33

オ 一般地域における環境騒音調査

(ア) 調査目的

環境騒音の実態を把握し、騒音に係る環境基準の地域指定のための資料を得ることを目的としています。

(イ) 調査地点(別紙図3-2参照)

環境騒音の測定点の選出にあたっては、主として当該地域の騒音を代表すると考えられる地点、又は騒音に係る諸問題を生じやすい地点を選ぶものとされているので、本市においては都市計画法の区域区分により、その区域を代表する地点を選定し測定を行っています。

都市計画法用途地域							騒音規制法に係る指定区域						
調査年度							調査年度						
区分	R2	R3	R4	R5	R6	延計	区分	R2	R3	R4	R5	R6	延計
第一種低層住居専用地域	1	1	1	1	1	5	第一種区域	1	1	1	1	1	5
第一種中高層住居専用地域	1	1	1	1	1	5	第二種区域	3	3	3	3	3	15
第一種住居地域	1	2	1	2	1	7							
第二種中高層住居専用地域	1		1		1	3							
近隣商業地域		1		1		2	第三種区域	2	2	2	2	2	10
商業地域	1		1		1	3							
準工業地域		1		1		2							
工業地域	1		1		1	3							
計	6	6	6	6	6	30	計	6	6	6	6	6	30

## (ウ) 環境騒音調査地点と測定結果

令和2年度

(単位:dB)

測定地点		用途地域	等価騒音レベル(Leq)		測定地点番号
場所	詳細		昼間	夜間	
那賀川町	那賀川支所	第二種中高層住居 専用地域	50.3	36.3	⑫
羽ノ浦町	春日野	第一種低層住居 専用地域	40.8	38.8	⑭
橘町	橘港中浦緑地公園	工業地域	47.1	41.1	⑯
富岡町	トノ町	商業地域	39.1	26.7	⑮
見能林町	東浦	第一種中高層住居 専用地域	37.6	25.2	④
出来町	出来町	第一種住居地域	49.9	39.1	⑥

令和3年度

(単位:dB)

測定地点		用途地域	等価騒音レベル(Leq)		測定地点番号
場所	詳細		昼間	夜間	
羽ノ浦町	公民館古庄分館	近隣商業地域	41.7	29.8	⑬
那賀川町	中島	準工業地域	39.6	31.8	⑪
領家町	辰巳グラウンド	第一種低層住居 専用地域	41.6	30.2	⑦
横見町	横見老人ルーム	第一種中高層住居 専用地域	41.1	20.2	⑩
福村町	北筋	第一種住居地域	41.1	30.5	⑤
富岡町	富岡隣保館	第一種住居地域	43.2	31.6	⑧

令和4年度

(単位:dB)

測定地点		用途地域	等価騒音レベル(Leq)		測定地点番号
場所	詳細		昼間	夜間	
那賀川町	那賀川支所	第二種中高層住居 専用地域	53.3	41.0	⑫
羽ノ浦町	春日野	第一種低層住居 専用地域	44.8	42.0	⑭
橘町	橘港中浦緑地公園	工業地域	44.1	39.7	⑯
富岡町	トノ町	商業地域	42.3	33.0	⑮
見能林町	東浦	第一種中高層住居 専用地域	46.1	40.3	④
出来町	出来町	第一種住居地域	51.9	45.0	⑥

令和5年度

(単位:dB)

測定地点		用途地域	等価騒音レベル (Leq)		測定地点番号
場所	詳細		昼間	夜間	
羽ノ浦町	公民館古庄分館	近隣商業地域	48.7	40.9	⑬
那賀川町	中島	準工業地域	45.2	41.0	⑪
横見町	横見老人ルーム	第一種中高層住居 専用地域	51.4	36.9	⑩
領家町	辰巳グラウンド	第一種低層住居 専用地域	46.5	37.4	⑦
福村町	北筋	第一種住居地域	45.1	40.3	⑤
富岡町	富岡隣保館	第一種住居地域	49.4	42.6	⑧

令和6年度

(単位:dB)

測定地点		用途地域	等価騒音レベル (Leq)		測定地点番号
場所	詳細		昼間	夜間	
那賀川町	那賀川支所	第二種中高層住居 専用地域	54.5	42.0	⑫
羽ノ浦町	春日野	第一種低層住居 専用地域	47.0	43.7	⑭
橘町	橘港中浦緑地公園	工業地域	46.0	41.0	③
富岡町	トノ町	商業地域	39.1	31.2	⑮
見能林町	東浦	第一種中高層住居 専用地域	46.7	34.2	④
出来町	出来町	第一種住居地域	53.9	44.0	⑥

(エ) 環境基準適合状況

(上段:地点数 下段:%)

騒音規制区	都市計画法用途地域	測定地点数	環境基準 d B		時間区分ごとの適合状況		全時間区分適合状況	不適合
			昼間	夜間	昼間	夜間		
第一種区域	第一種低層住居専用地域	5	55	45	5 (100)	5 (100)	5 (100)	0
第二種区域	第一種中高層住居専用地域	5	55	45	5 (100)	5 (100)	5 (100)	0
	第一種住居地域	7			7 (100)	7 (100)	7 (100)	0
	第二種中高層住居専用地域	3			3 (100)	3 (100)	3 (100)	0
第三種区域	近隣商業地域	2	60	50	2 (100)	2 (100)	2 (100)	0
	商業地域	3			3 (100)	3 (100)	3 (100)	0
	準工業地域	2			2 (100)	2 (100)	2 (100)	0
	工業地域	3			3 (100)	3 (100)	3 (100)	0
計		30			30 (100)	30 (100)	30 (100)	0

カ 自動車騒音調査結果概要

(ア) 調査目的

自動車騒音の実態を把握し、要請限度及び環境基準の地域指定のための資料を得ることを目的としています。

(イ) 測定地点 阿南市橘町大浦 別紙地図3-3参照

測定地点については、指定地域内において、比較的交通量の多い地点を選定しました。

項目 年度	道 路	車 線 数	測 定 期 間	指定区域 種 別	地点 番号
R2	県道大林津乃峰線	2	R3.2.24 ~ R3.2.25	3	①
R3	県道大林津乃峰線	2	R4.3.24 ~ R4.3.25	3	①
R4	県道大林津乃峰線	2	R5.2.21 ~ R5.2.22	3	①
R5	県道大林津乃峰線	2	R6.2.27 ~ R6.2.28	3	①
R6	県道大林津乃峰線	2	R7.3.24 ~ R7.3.25	3	①

※旧国道55号線

(ウ) 自動車騒音測定結果

Leq (単位dB)

項目 年度	測定地点	昼間(6:00~22:00)	夜間(6:00~22:00)
R2	橘町、消防南出張所	59.7	51.7
R3	橘町、消防南出張所	51.3	45.0
R4	橘町、消防南出張所	66.1	59.3
R5	橘町、消防南出張所	67.1	57.5
R6	橘町、消防南出張所	66.7	60.6

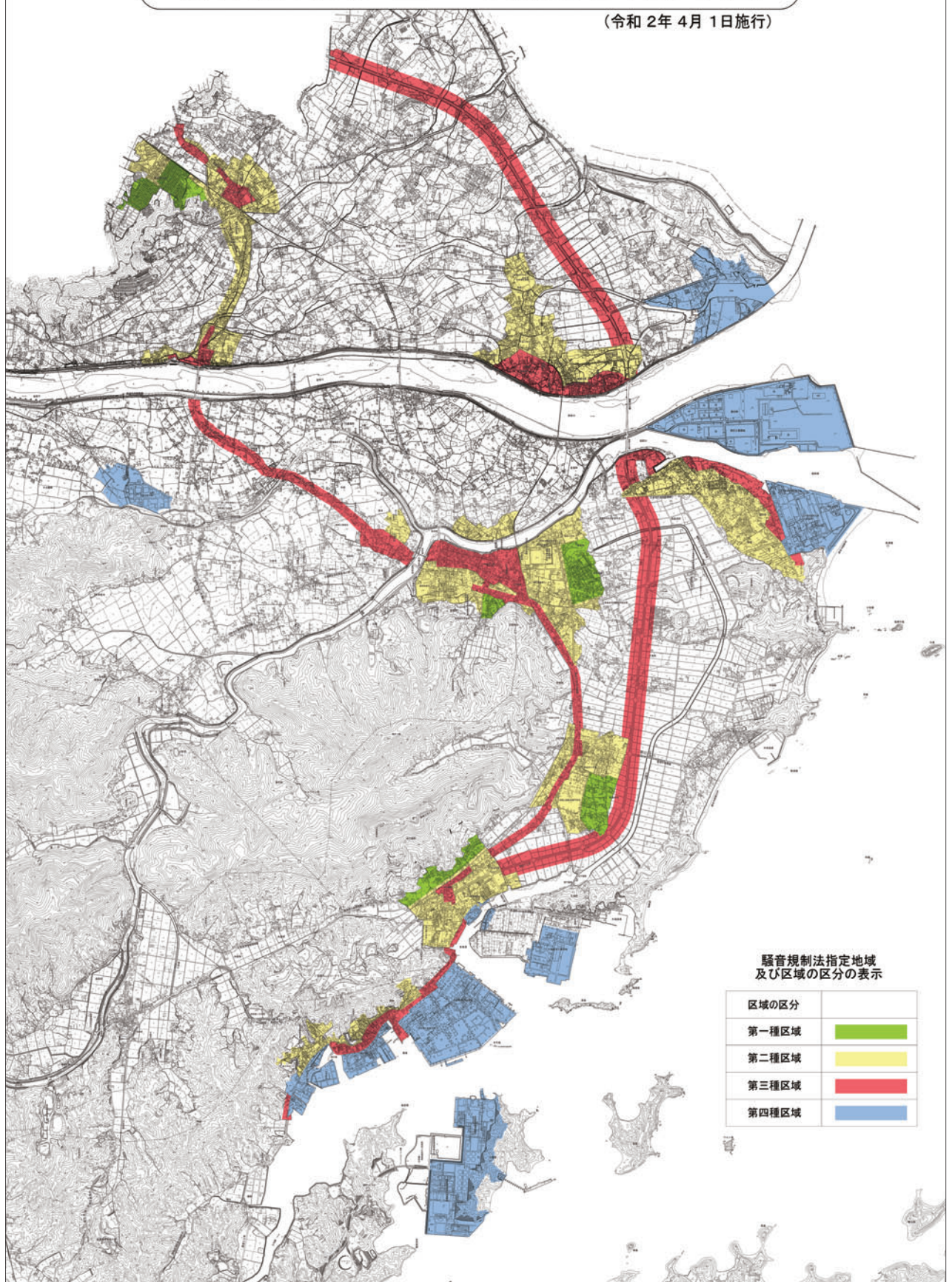
(エ) 自動車騒音の要請限度、環境基準適合状況

○=適合、×=不適合

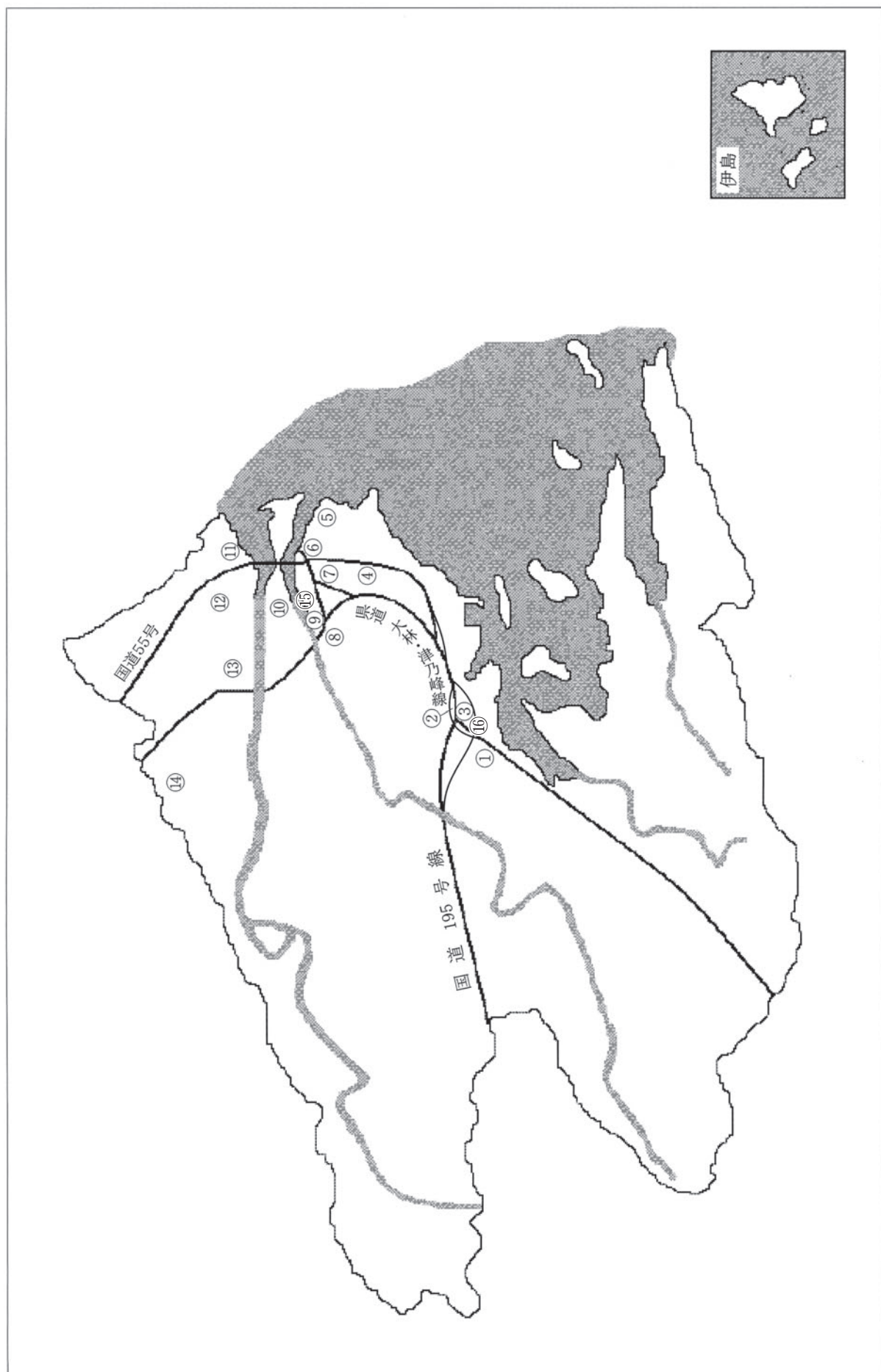
項目 年度	種 別	1日の区分	
		昼間(6:00~22:00)	夜間(6:00~22:00)
R2	要請限度	○	○
	環境基準	○	○
R3	要請限度	○	○
	環境基準	○	○
R4	要請限度	○	○
	環境基準	○	○
R5	要請限度	○	○
	環境基準	○	○
R6	要請限度	○	○
	環境基準	○	○

# 騒音規制法に基づく指定地域詳細図

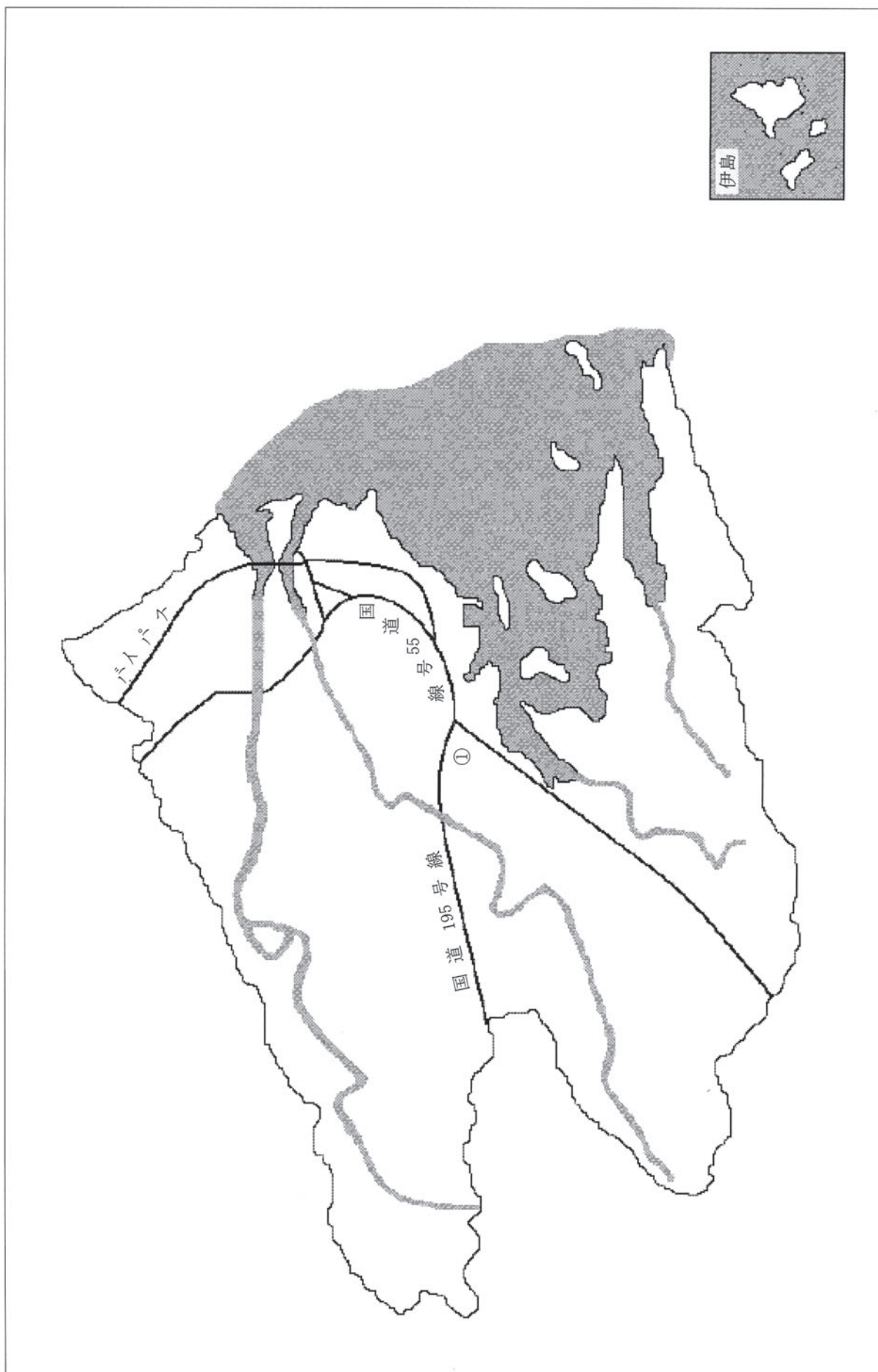
(令和 2年 4月 1日施行)



環境騒音測定地点図



自動車交通騒音測定地点図



## (2) 振動

### ア 振動の概要

振動公害は、騒音公害と同様に感覚公害の一種であるが、騒音とは異なり、物理的被害を与える場合があります。

振動とは、物体の垂直、水平方向の動作の事であり、物理的変化を伴うものです。

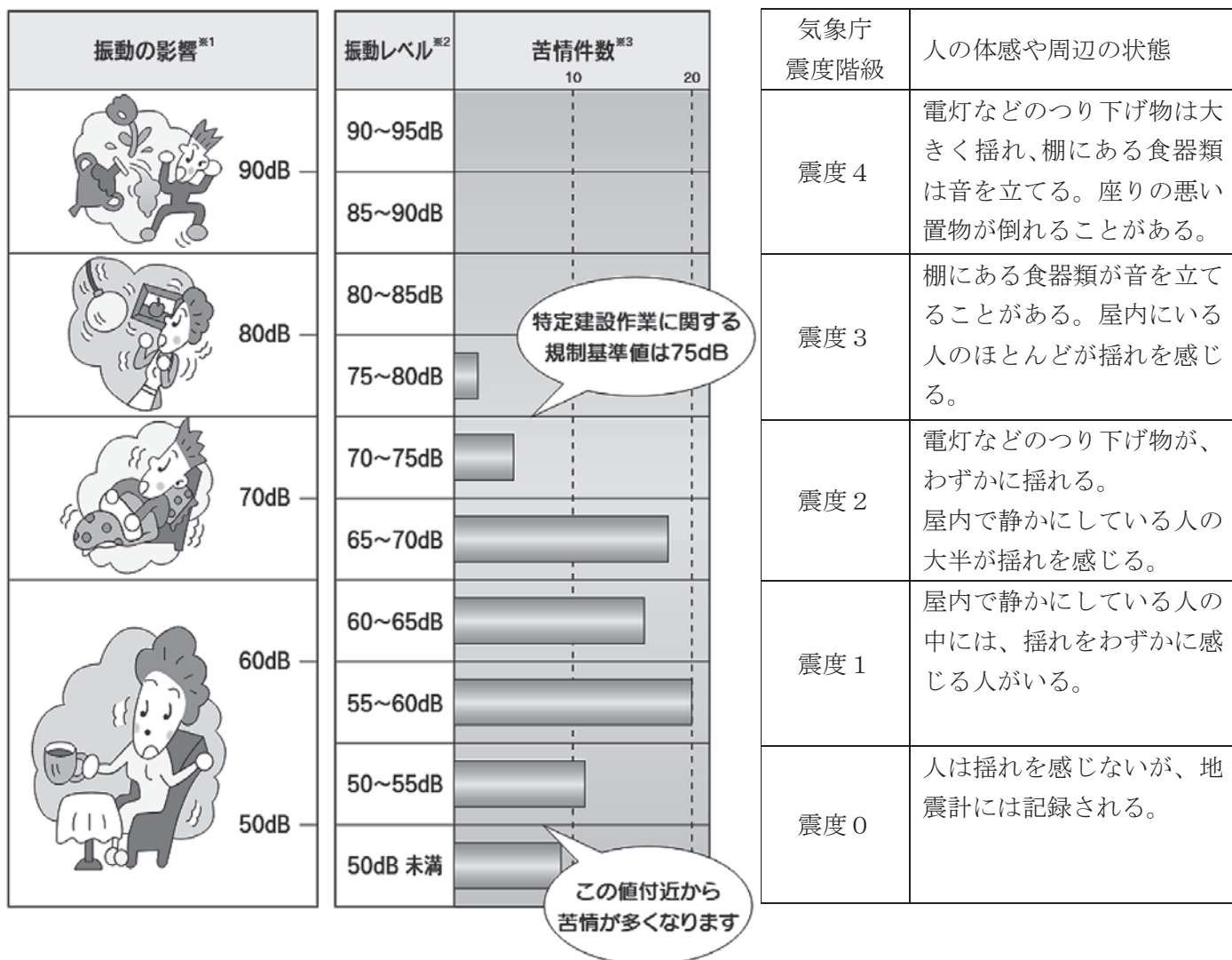
また、空気の伝播による低周波空気振動などもあります。

振動公害としては、1)爆発などによる瞬間的衝動による振動、2)杭打ち、圧さくなど、断続的衝動による振動、3)発動機、工作機械などによる持続的振動、4)交通機関などの断続的な振動などがあります。

振動公害に対しては、一般的に効果的な防止対策が困難な場合が多く、紛争を生じやすい公害の一つです。

### イ 振動による影響の目安

#### ■振動による影響



出典:「よくわかる建設作業振動防止の手引き」～振動低減へのアプローチ～

(環境省水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室)、「気象庁震度階級関連解説表」から引用加工

ウ 特定施設届出状況(振動)

(令和7年3月31日現在)

施設の種類	特定工場数	特定施設数
金属加工機械	6	17
圧縮機	23	232
破砕機等	6	45
織機	0	0
コンクリートブロックマシン等	1	1
木材加工機	7	14
印刷機	4	5
ゴム練用又は、合成樹脂練用ロール機	0	0
合成樹脂用射出成形機	0	12
鋳型造型機	0	0
計	47	326

エ 特定建設作業届出状況(振動)

(令和7年3月31日現在)

作業の種類	年度				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
くい打ち機等を使用する作業	6	1	3	7	4
鋼球を使用して破壊する作業	0	0	0	0	0
舗装板破壊機を使用する作業	0	0	0	0	0
ブレーカーを使用する作業	16	13	17	15	24
計	22	14	20	22	28

※振動規制の指定区域

オ 道路交通振動

自動車騒音測定時に調査を行い、測定結果は下の一覧表のとおりです。昼間及び夜間の測定値は上限値以下になっています。

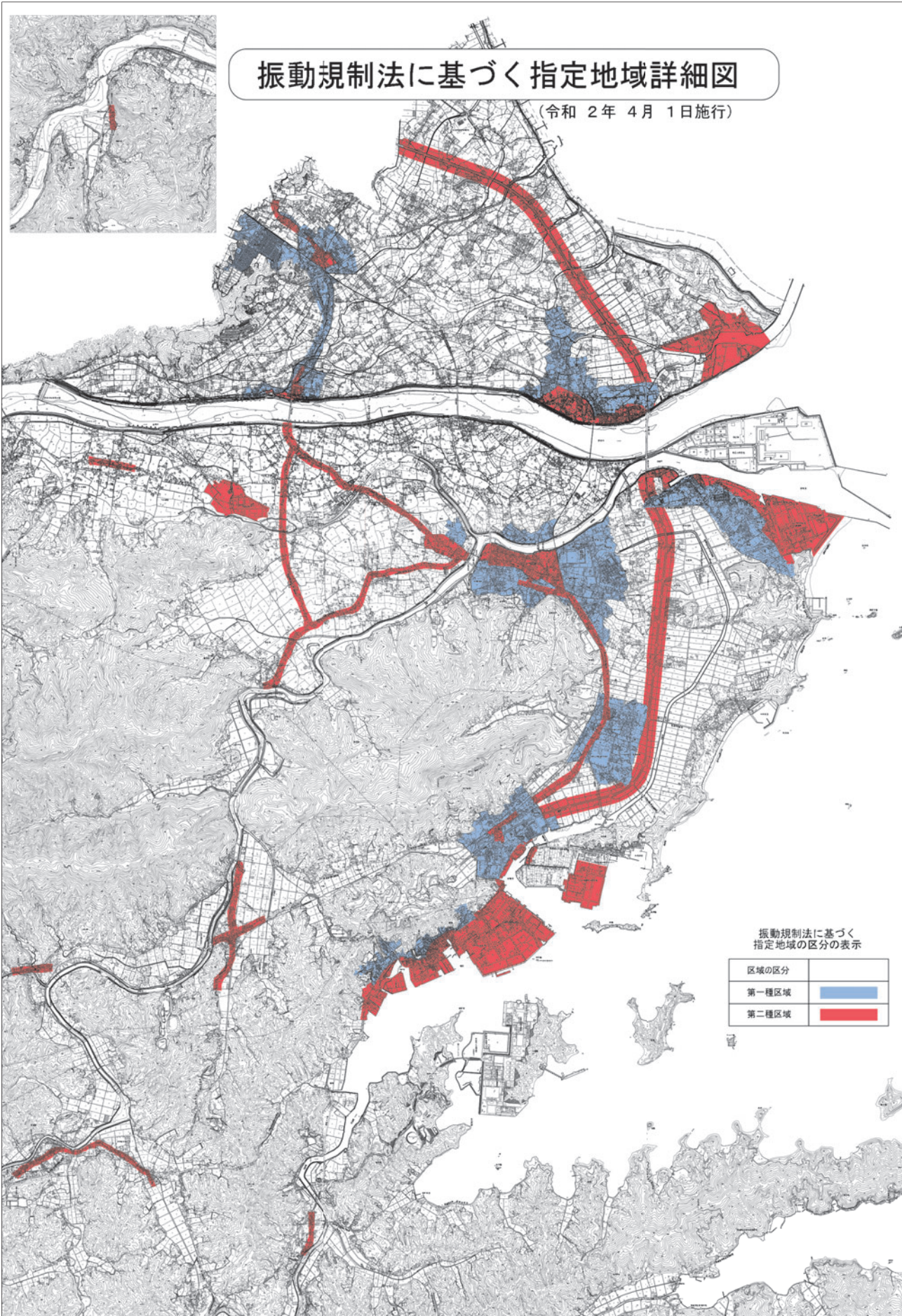
道路交通振動測定結果

(単位:dB)

年度	項目	測定場所	区域の区分	測定結果		地点番号
				昼間 (7:00~19:00)	夜間 (19:00~7:00)	
	R2	橘町	第2種区域	31.1	26.3	①
	R3	橘町	第2種区域	46.8	46.5	①
	R4	橘町	第2種区域	27.8	24.3	①
	R5	橘町	第2種区域	31.4	22.9	①
	R6	橘町	第2種区域	42.4	35.1	①

# 振動規制法に基づく指定地域詳細図

(令和 2年 4月 1日施行)



振動規制法に基づく  
指定地域の区分の表示

区域の区分	
第一種区域	<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:blue;"></span>
第二種区域	<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:red;"></span>

# 4 悪 臭

## 4 悪臭

### (1) 悪臭の概要

悪臭は、騒音・振動と同様に「感覚公害」の一種であり、人の嗅覚を通じて不快感・嫌悪感をもたらすことから苦情の中でも比較的大きな割合を占めています。

悪臭防止法では規制区域を指定し、その地域内における工場・事業場の事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制しています。

悪臭苦情の発生原因は、畜産業、食品製造業、パルプ・製紙工場などの事業活動によるもの、浄化槽や生活排水等の家庭生活によるものなどが挙げられます。

本市の製紙工場とは環境保全協定を締結し、定期的な悪臭測定を行っています。

### (2) 6段階臭気強度表示法

項目 臭気強度	内容
0	無臭
1	やっと感知できるにおい
2	何のにおいかわかるにおい
3	らくに感知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈なにおい

(3) 規制基準及び規制地域  
(大気中における規制基準)

(平成 23 年 阿南市告示第28号)

特定悪臭物質の種類	規制基準	排 出 口 基 準
	基準値 (ppm)	
ア   ン   モ   ニ   ア	1.5	<p>法第4条第1項第2号に規定する排出口における規制基準</p> <p>1の表の左欄に掲げる特定悪臭物質(メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。)の種類に応じ、同表の相当右欄に掲げる規制基準の値を基礎として、悪臭防止法施行規則第3条に定める方法により算出して得た流量とする。</p> <p><math>q=0.108 \times He^2 \cdot Cm</math>  <math>q</math>: 悪臭物質の流量(Nm<sup>3</sup>/時)  <math>He</math>: 修正された排出口の高さ(m)  <math>Cm</math>: 敷地境界における規制基準(ppm)</p> <p>※<math>He</math>が5m未満の場合はこの式は適用しない。</p>
メ   チ   ル   メ   ル   カ   プ   タ   ン	0.003	
硫   化   水   素	0.05	
硫   化   メ   チ   ル	0.03	
二   硫   化   メ   チ   ル	0.009	
ト   リ   メ   チ   ル   ア   ミ   ン	0.005	
ア   セ   ト   ア   ル   デ   ヒ   ド	0.05	
プ   ロ   ピ   オ   ン   ア   ル   デ   ヒ   ド	0.05	
ノ   ル   マ   ル   ブ   チ   ル   ア   ル   デ   ヒ   ド	0.009	
イ   ソ   ブ   チ   ル   ア   ル   デ   ヒ   ド	0.02	
ノ   ル   マ   ル   バ   レ   ル   ア   ル   デ   ヒ   ド	0.009	
イ   ソ   バ   レ   ル   ア   ル   デ   ヒ   ド	0.003	
イ   ソ   ブ   タ   ノ   ー   ル	0.9	
酢   酸   エ   チ   ル	3	
メ   チ   ル   イ   ソ   ブ   チ   ル   ケ   ト   ン	1	
ト   ル   エ   ン	10	
ス   チ   レ   ン	0.4	
キ   シ   レ   ン	1	
プ   ロ   ピ   オ   ン   酸	0.03	
ノ   ル   マ   ル   酪   酸	0.001	
ノ   ル   マ   ル   吉   草   酸	0.0009	
イ   ソ   吉   草   酸	0.001	

(排出水中の規制基準)

(平成23年 阿南市告示第28号)

特定悪臭物質の種類	事業場から敷地外に排出される排出水の量	規制基準 (1リットルにつきミリグラム)
メチルメルカプタン	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.05
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.01
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.002
硫化水素	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.3
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.06
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.01
硫化メチル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	1
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.2
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.04

※ 1 規制基準は当該事業場から敷地外に排出される排出水中の濃度である。

2 排出水中の濃度は、次式により算出された濃度をいう。

$$CL_m = k \times C_m$$

CL<sub>m</sub> : 排出水中の悪臭物質濃度(単位:mg/h)

k : 定数

C<sub>m</sub> : 事業場敷地境界における規制基準(単位:ppm)

(規制地域)

規制地域は、96ページ「悪臭防止法に基づく規制地域詳細図」の赤色の部分

## (4) 悪臭物質濃度測定結果

事業所名	業種	所在地	測定期間
王子製紙(株)富岡工場	パルプ・紙製造業	阿南市豊益町吉田1	分析業務委託

R2	測定日		5月 28日		8月 4日		10月 29日	
	項目							
気象条件	天候		晴	晴	晴	晴	晴	晴
	気温 ( °C )		29.7	29.5	33.1	32.8	20.2	20.1
	風向		S~SW	S~SSE	SSE~E	E	WNW~NNE	NW~W
	風速 ( m / s )		0.9	1.6	1.0	1.3	2.6	2.0
測定値 ( ppm )	硫化水素		0.0010	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0012	0.0010
	メチルメルカプタン		<0.0005	<0.0005	0.0008	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	硫化メチル		<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	二硫化メチル		<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005

R3	測定日		5月 18日		8月 31日		10月 13日	
	項目							
気象条件	天候		曇	曇	晴	晴	晴/曇	晴
	気温 ( °C )		28.0	27.8	31.6	32.5	30.3	27.9
	風向		E	E	NE	NN	N~NW	N~W
	風速 ( m / s )		0.1	0.3	0.8	0.4	2.5	1.8
測定値 ( ppm )	硫化水素		<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0016	0.0015
	メチルメルカプタン		0.0010	0.0008	<0.0005	0.0006	0.0008	<0.0005
	硫化メチル		0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0012	<0.0005	<0.0005
	二硫化メチル		<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005

R4	測定日		5月 19日		8月 19日		10月 18日	
	項目							
気象条件	天候		晴	晴	曇/晴	曇/晴	晴	晴
	気温 ( °C )		24.7	25.1	29.5	32.1	22.5	22.5
	風向		SE	E	NW	SE	N~NW	W~N
	風速 ( m / s )		1.0	1.1	2.0	0.6	4.0	2.0
測定値 ( ppm )	硫化水素		<0.0005	<0.0005	0.0014	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	メチルメルカプタン		<0.0005	0.0008	0.0019	0.0020	<0.0005	<0.0005
	硫化メチル		<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0015	<0.0005	0.0013
	二硫化メチル		<0.0005	0.0011	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005

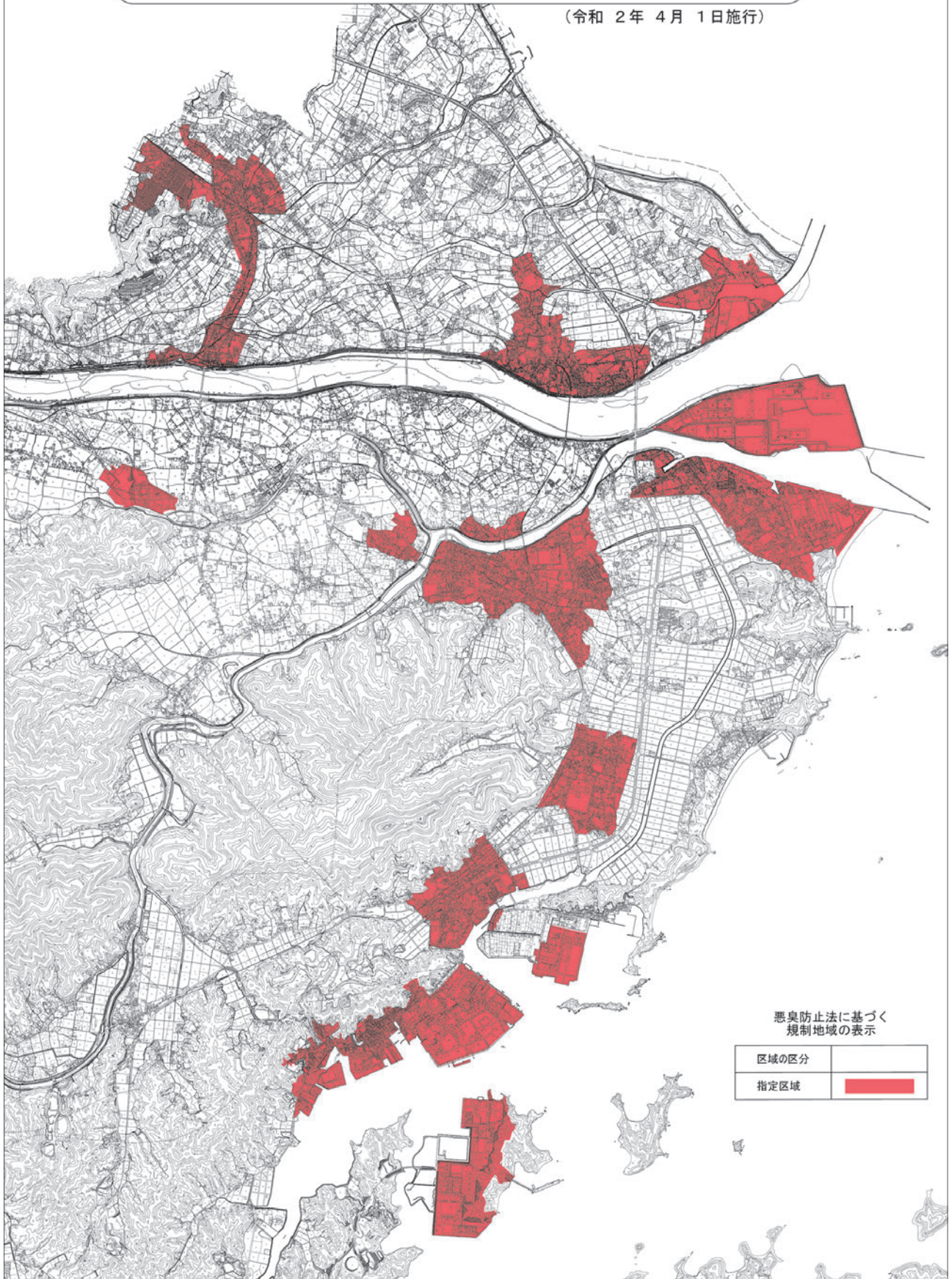
R5	測定日	5月 23日		8月 23日		9月 13日 ※		10月 24日	
	項目								
気象条件	天 候	曇	曇	晴	晴	晴	晴	晴	晴
	気 温 ( ° C )	19.8	20.5	30.9	31	27.6	27.6	28.2	25.3
	風 向	NW~NE	W~N	S	SSW	ESE	ESE	N~NE	SE~S
	風 速 ( m / s )	2.5	1.3	2	3.1	1.3	1.3	0.2	1.8
測定値 ( p p m )	硫 化 水 素	0.0035	0.0035	0.0033	0.0027	0.0021	0.0018	0.0010	0.0011
	メチルメルカプタン	<0.0005	<0.0005	0.0025	0.0017	0.0014	0.0007	<0.0005	0.0006
	硫 化 メ チ ル	<0.0005	<0.0005	0.0075	0.0075	0.0012	0.0006	<0.0005	<0.0005
	二 硫 化 メ チ ル	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005

R6	測定日	5月 29日		8月 22日		10月 24日	
	項目						
気象条件	天 候	晴	晴	晴	晴	曇	曇
	気 温 ( ° C )	20.6	24.0	35.0	34.0	23.5	22.1
	風 向	NW~NNE	NE~W	E~N	E~ESE	W~N	W~NE
	風 速 ( m / s )	1.9	0.8	0.4	1.8	1.2	1.0
測定値 ( p p m )	硫 化 水 素	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	メチルメルカプタン	<0.0005	0.0017	<0.0005	<0.0005	0.0006	0.0006
	硫 化 メ チ ル	0.0006	0.0025	0.0007	0.0006	<0.0005	<0.0005
	二 硫 化 メ チ ル	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005

※令和5年8月23日測定分において、公害防止協定における協定値を超過していたが、クロスチェックとして同時に測定を行っていた王子製紙及び王子製紙の委託業者の測定結果は協定値以内であったことや、悪臭防止法の規定により、徳島県が定めている規制基準値以内であったため、翌月に再度測定を行うことで経過措置とした。9月13日に再測定を行った結果協定値以内であり、10月の測定でも協定値以内であったため、問題はないと判断した。

# 悪臭防止法に基づく規制地域詳細図

(令和 2年 4月 1日施行)



# IV その他

# オキシダントにそなえて

(徳島県パンフレットより)

## オキシダントとは

自動車や工場などから排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物などが太陽光線を受けると光化学反応を起こし、オゾンなどの「光化学オキシダント」（酸化性物質）がつくられます。

春から秋の晴れた日で、気温が20℃以上、湿度が75%以下、風速が5m/秒以下（無風～微風の状態）の条件が重なるとオキシダントが発生しやすくなります。

オキシダントの濃度が高くなると目やのどが痛くなったり、植物に悪い影響が出たりすることがあります。

## 高濃度になったら

県では、10の発令区域を定めており（阿南区域では、阿南市の全体が発令区域として定められている）、オキシダントが高濃度になった場合には、予報や注意報などを発令しています。この場合、保育所や学校、社会福祉施設などには県や市町から連絡を行うとともに、県民の皆さんにはテレビやラジオなどによりお知らせしています。

また、発令状況などをホームページや携帯電話、すだちくんメールなどで情報提供を行っています。なお、すだちくんメールは新しくなりました。ご登録をお願いします。

徳島県大気監視情報  
大気汚染物質広域監視システム  
携帯電話による情報提供  
すだちくんメール

<https://www.tokushima-hokancenter.jp/taiki/pc/top/>  
<https://soramame.env.go.jp/>  
<https://www.tokushima-hokancenter.jp/taiki/k/top/>  
<https://s.ourtokushima.jp/>

## 発令の基準

- 予報 ・ オキシダント濃度が0.10ppm以上となり、注意報発令が予想される時。
- 注意報 ・ オキシダント濃度が0.12ppm以上となり、この状態が継続すると認められる時。
- 警報 ・ オキシダント濃度が0.24ppm以上となり、この状態が継続すると認められる時。
- 重大警報 ・ オキシダント濃度が0.40ppm以上となり、この状態が継続すると認められる時。

\*ppmとは、parts per millionの略で“100万分の1”を示す単位です。

たとえば、オキシダントが1ppmとは、1m<sup>3</sup>の空気中に1cm<sup>3</sup>のオキシダントが混入している状態をあらわします。

## 予報や注意報などが発令されたら

予報や注意報などが発令されたら

予報発令時 …… 注意報に備えてテレビ、ラジオ等の報道に注意してください。

注意報発令時 …… 乳幼児や児童、お年寄り、呼吸器疾患のある方などはできるだけ屋外に出ないようにしてください。

警報発令時 …… 屋外の運動や作業を中止し、屋内に入り、窓を閉めてください。

※目やのどに刺激を感じた人は、水道水等で速やかに洗眼、うがいをして、最寄りの保健所や総合県民局又は市町村の環境担当へ連絡してください。

## 1 環境用語解説

### (1)環境一般

#### 環境基本法

環境に関する分野について、国の施策の基本的な方向を示す法律。平成5年11月19日に公布・施行された。「環境の恵沢の享受と継承等」、「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等」、「国際的協調による地域環境保全の積極的推進」を3つの基本理念とし、国や地方公共団体、事業者、国民の責務を明らかにするとともに、諸施策等について記述されている。

#### 環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、大気、水、土壌、騒音の状態をどの程度に保つべきなのかを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたもの。事業活動等を直接規制するものではないが、各種の規制措置や設備等の施策を講じる際の根拠となるものである。

#### 環境影響評価

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設等の事業が、大気・水質・土壌・生態系への環境に及ぼす影響を、事業者自らが、事前に予測と評価を行う。評価結果を公表し、それに寄せられた住民等の意見を反映し、環境への影響をできる限り回避・低減する措置を講じ、環境保全の見地から適正な配慮がなされたよりよい事業計画とすること。

#### 環境保全協定

公害防止の一つの手段として、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るために、地方公共団体又は住民と企業の間締結される協定のこと。法令の規制基準を補完し、地域の実情に応じた公害の未然防止の目標値の設定、具体的な公害対策の明示等を内容とし、法律や条例の規定と並ぶ有力な公害防止対策の手段として利用されている。

#### 公害

環境基本法に基づく「公害」とは、大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動・地盤沈下・悪臭の典型7公害のこと。

#### 公害防止管理者

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に定められた特定工場において、公害の防止に関する業務のうち技術的事項を管理する者。事業内容が、①製造業、②電気供給業、③ガス供給業、④熱供給業のいずれかの業種に属する特定工場を設置している者は、ばい煙発生施設、汚水等排出施設、騒音発生施設、粉じん発生施設、振動発生施設及びダイオキシン類発生施設の区分ごとに、それぞれ異なる公害防止管理者を選任しなければならない。

## (2)大気関係

### アスベスト

石綿(せきめん)ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物。耐熱性、耐薬品性等にすぐれた工業原料として幅広く利用されてきたが、飛散したアスベストを吸入することにより、石綿肺、肺がん、中皮腫等の健康被害が引き起こされることが明らかとなり、現在は原則として製造・使用が禁止されている。

### 硫黄酸化物(SO<sub>x</sub>)

石油や石炭などの硫黄分を含む化石燃料が燃える時に発生する物質で、一酸化硫黄(SO)、三酸化二硫黄(S<sub>2</sub>O<sub>3</sub>)、二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)などの硫黄酸化物の総称。鼻を突くようなにおいがあり、咳やぜん息、呼吸困難を起こす原因となったり、酸性雨となって植物を枯らしたり、湖沼を酸化させたりすることもある。

### 一酸化炭素(CO)

主な発生源は、自動車排出ガスや住宅内の暖房器具などであり、炭素を含む燃料が不完全燃焼することによって発生する。人体にとって有毒な気体であり、大量に吸引した場合、血液中のヘモグロビンと結合して酸素輸送を阻害し、一酸化炭素中毒を引き起こす。匂いもないため、特に換気が不十分な場所での使用には注意が必要である。

### 浮遊粒子状物質(SPM)

大気中に浮遊する、直径 10 マイクロメートル( $\mu\text{m}$ )以下の微細な粒子の総称。工場からのばいじん、ディーゼル車の排ガス、土壌の巻き上げなど、人為的・自然的な発生源があり、微細なため肺の奥深くまで入り込み、呼吸器系に悪影響を与えることが懸念される。

### ばい煙

燃料その他の物の燃焼に伴って発生する硫黄酸化物、ばいじん(ボイラーや電気炉等から発生するすすや固体粒子)、政令で指定される有害物質(窒素酸化物、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素ならびに鉛及びその化合物)の総称。

### 粉じん

物の破碎や選別などの機械的処理により発生、又は飛散する物質。一般粉じんと特定粉じんとがあるが、特定粉じんとしてはアスベストが指定されている。

### 微小粒子状物質(PM<sub>2.5</sub>)

大気中に浮遊している 2.5 $\mu\text{m}$  以下の小さな粒子のこと。近年は国外から流入による濃度の上昇が問題になっており、健康への影響が危惧されている。徳島県立保健製薬環境センターのホームページから、県内における数値の確認ができる。

### 酸性雨

石炭や石油といった化石燃料などの燃焼で生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などが大気中に取り込まれて生じる酸性の降下物のことであり、通常 pH が 5.6 以下のもの。欧米では、湖沼や森林などの生態系に深刻な影響を与えるなど、国境を越えた国際的な問題となっている。

## オゾン層

地上約10～50km上空の成層圏に存在するオゾンが豊富な層のこと。地球に降りそそぐ太陽光線の中の有害な紫外線を吸収し、地上の生態系を守る重要な役割を果たす。近年、フロンなどの化学物質によるオゾン層の破壊が問題となっており、有害紫外線の増加による皮膚ガンや白内障といった健康被害の増加、光化学スモッグの多発、生態系への影響などが危惧されている。

## 温室効果

地球の大気中にある温室効果ガス(二酸化炭素、メタンなど)が、太陽からの熱(赤外線)を吸収・再放射して地表付近を温める現象で、これにより生命が住みやすい温暖な環境が保たれている。しかし、人間活動によるガスの過剰な増加は、地球温暖化を引き起こす原因となっており、各国で排出削減が進められている。

## 降下ばいじん

燃料の燃焼や機械の切削、風による土砂の舞い上がりなどで発生した粒子状物質(ばいじん・粉じん)のうち、比較的粒径が大きく重いため、重力や雨によって地上に落下(降下)したものの総称。発生源として、工場や事業所での燃料燃焼(ばい煙)や物の破碎・機械的処理(粉じん)、自動車の排ガスなどがある。

## 光化学オキシダント

工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物などが太陽からの強い紫外線を受けて光化学反応を起こし、生成されるオゾン、PAN(パーオキシアセチルナイトレート)、アルデヒド類などの酸化性物質の総称。これらの物質が多く滞留し、白くもやがかかった状態が光化学スモッグであり、日差しが強く、気温が高く、風の弱い日中に発生しやすくなる。粘膜への刺激、呼吸器への影響など、人に対する影響のほか、農作物などの植物にも影響を与えることがある。

## 窒素酸化物(NOx)

空気中や燃料中の窒素分の燃焼などによって生成され、酸性雨や光化学スモッグの原因となる。このうち二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)は高濃度で呼吸器に悪影響を与えるため、環境基準が設定されている。主な発生源は、自動車、工場の各種燃焼施設、ビルや家庭の暖房器具など広範囲にわたる。

## (3)水質関係

### 水質汚濁防止法

公共用水域及び地下水の水質の汚濁を防止し、国民の健康を保護するとともに生活環境の保全を図るため、事業場からの排水の規制・生活排水対策の推進・有害物質の地下浸透規制等が盛り込まれている。また、同法においては、閉鎖性水域に対して、汚濁負荷量を全体的に削減しようとする水質総量規制が導入されている。

### 瀬戸内海環境保全特別措置法

瀬戸内海(瀬戸内海:蒲生田岬灯台と日ノ御埼灯台(和歌山県)を結んだ線より北側)の環境保全を図るため、瀬戸内海環境保全基本計画及び関係府県計画の策定等に関し、必要な事項、特定施設の設置の規制、富栄養化による被害発生の防止、自然海浜の保全に関し必要な事項、埋立等についての特別な配慮などについて定めている法律。

## 富栄養化

元来、湖沼が長い年月の間に流域からの栄養塩類の供給を受けて生物生産の高い富栄養湖に移り変わっていく現象を指す概念であったが、近年の人口・産業の集中や土地利用の変化等に伴い、栄養塩の流入が加速され、人為的な富栄養化が急速に進行していく現象を指す。富栄養化の進行により、植物プランクトンが異常繁殖し、赤潮やアオコが発生する原因となり、さらに進行すると水中の溶存酸素が減少し、魚介類のへい死や悪臭を引き起こす。

## 水素イオン濃度(pH)

溶液の酸性あるいはアルカリ性の程度を示す指標であり、pH7 は中性を示し、それより大きい数値はアルカリ性、それ未満の数値は酸性を示す。ちなみに水道水として望ましい水質はpH7～8程度とされている。

## 生物化学的酸素要求量(BOD)

水質の汚れを表す代表的な指標で、水中の汚れ(有機物)が微生物の働きによって分解するときに消費される酸素量のこと。数値が大きいほど、水中の微生物のはたらきにより分解されやすい有機物が多いことを意味し、河川に流入すると微生物が水の中に溶けている酸素を大量に消費するため、水中に溶けている酸素が少なくなり魚類に被害を及ぼす。

## 化学的酸素要求量(COD)

水中の有機物を酸化剤で酸化した際に消費される酸素量のこと。この値が大きいほど水中に有機物等が多く、汚濁負荷(汚濁の度合い)が大きいことを示している。湖沼、海域の水質汚濁の指標として用いられる。

## 溶存酸素(DO)

水中に溶けている酸素のことで、水生生物の呼吸や水質浄化に不可欠な指標である。水温が低いほど多く溶解込み、水温が上がると減少する。この数値が下がると、酸素不足で魚介の生存が難しくなるほか、水が嫌気性となって硫化水素やメタン等が発生し、悪臭の原因となる。

## 排水基準

汚水などを排出する施設として政令で定められている特定施設を設置する工場または事業場が、公共用水域に排水を出す場合、その排水に対してかかる規制基準のこと。排水基準には、国が定めた基準(一律基準)と、都道府県がその地域の実態に応じて条例で定めたより厳しい基準(上乘せ基準)とがある。一律基準には、健康項目と生活環境項目とがあり、健康項目については原則として環境基準の10倍の値、生活環境項目については家庭汚水の簡易処理により得られる値と同程度に定められている。排水基準違反に対しては罰則が科せられる。

## 公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域など、公共の用に供される水域全般と、これらに接続する下水路、用水路等その他公共の用に供される水域のこと。

## 水質総量規制制度

人口及び産業等が集中し、汚濁が著しい広域的な閉鎖性海域(東京湾・伊勢湾・瀬戸内海など)の水質改善を図るため、汚濁負荷の削減目標量、目標年度等を定め、総合的・計画的な水質保全対策を推進するもの。総量規制基準は、1日当たりの平均排出水量が50 m<sup>3</sup>以上の指定地域内の特定事業場ごとに、都道府県知事が設定する許容限度(濃度と排水量の積で算出)である。対象項目は、COD(化学的酸素要求量)、窒素含有量、りん含有量の3項目である。

## 単独処理浄化槽

し尿だけを処理する浄化槽で、雑排水(生活排水)は処理しない。平成13年4月の浄化槽法の一部改正に伴い、新たな設置はできない。

## 合併処理浄化槽

し尿と雑排水(生活排水)を併せて処理する浄化槽で、平成13年4月の浄化槽法の一部改正に伴い、新たな浄化槽は合併処理浄化槽のみ設置ができる。

## コミュニティプラント

市町村が設置・管理し、し尿及び生活排水を地域ぐるみで集散的に処理するための施設。

## (4)騒音・振動関係

### 等価騒音レベル(Leq)

自動車からの騒音のように不規則かつ大幅に変動する騒音レベルを測定し、実測時間内における音エネルギーの平均値を算出したもの。異なる音源により合成された騒音も計算できることから、日常生活における騒音に対応する指標とされており、騒音による人への感覚的・心理的な影響を評価する際に用いられる。

### 近隣騒音

飲食店等の営業騒音、拡声器使用の商業騒音、家庭の電化製品や楽器、ペットの鳴き声などが原因の生活騒音を総称している。特に生活騒音については、工場騒音等と異なり規制が難しいことから、解決策として各人の生活マナー向上や近隣への気遣いが不可欠である。

### 暗騒音

ある音を騒音対象として考える場合、その場所における対象騒音以外の騒音すべてのこと。

### 要請限度

騒音規制法による自動車騒音対策に係る行政措置。市町村長は、道路交通騒音及び道路交通振動規制の測定値がある一定の数値を超過し、道路沿いの生活環境が著しく悪化していると認めるときは、道路管理者や都道府県公安委員会に対して騒音(振動)低減策を講じるよう要請できる。この超過限度値を要請限度といい、車線数や沿道の土地利用状況により、それぞれ限度値が定められている。

デシベル(db)

音や振動の強さを表す単位。基準となる音の強さとある音の強さの比をとってこれを対数表示し、得られた数値を 10 倍にしたもの。

自動車騒音面的評価

道路を一定区間ごとに区切って評価区間を設定し、評価区間内の代表する 1 地点で等価騒音レベル(LAeq)の測定を行い、その結果を用いて評価区間内の道路端から 50 メートル範囲内にあるすべての住居等について等価騒音レベルの推計を行うことにより環境基準を達成する戸数とその割合を把握する評価方法。

振動レベル

物理的に測定したふり幅の大きさに人体の振動感覚に近い周波数補正を加えた振動の大きさ。単位はデシベル(db)

## (5)悪臭関係

悪臭物質

特有のにおいを持っている化合物約 40 万種類のうち、悪臭を発生させる窒素や硫黄を含む化合物や、低級脂肪酸などのこと。阿南市では、悪臭防止法に基づき22種類の物質を規制悪臭物質として定めている。

規制地域

悪臭防止法に基づき、悪臭による生活環境の悪化を防ぎ、住民の生活環境を守るため、都道府県知事等が指定する地域で、学校・病院周辺や住宅地などが対象。これらの地域では、アンモニアなど 22 種類の特定悪臭物質について、濃度や臭気指数による排出基準が設けられ、すべての工場や事業場に規制が適用される。悪臭の規制の方法には、特定悪臭物質の濃度による規制と、嗅覚を用いた臭気指数による規制がある。

## (6)気候変動関係

地球温暖化

大気中の二酸化炭素など、熱を吸収する性質がある温室効果ガスの増加によって地球全体の気温が上昇すること。地球温暖化による影響の可能性がある事象として、極地や高地の雪氷の減少、森林火災や干ばつの増加、強い台風の増加などが挙げられ、自然生態系、農業等への影響が心配されている。

京都議定書

1997 年 12 月京都で開催されたCOP3(第3回国連気候変動枠組条約締約国会議)で採択された気候変動枠組条約の議定書で、2020 年までの先進国における温室効果ガスの削減目標と、達成方法をまとめたもの。2002 年に我が国も同議定書を締結し、2005 年 2 月に同議定書を発効した。

## パリ協定

2015年12月に、フランスのパリで開催されたCOP21(第21回国連気候変動枠組条約締約国会議)で、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みとして採択された。歴史上初めて、先進国・開発途上国の区別なく気候変動対策に取り組むことを義務づけた合意であり、公平かつ実効的な気候変動対策が期待されている。

## カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

## (7)循環型社会

### 循環型社会

廃棄物の発生抑制や資源の循環的な利用、および適正な処分により、天然資源の消費や環境負荷をできる限り減らした社会であり、その実現のために3R(リデュース・リユース・リサイクル)が重要視され、さらに5R(リフューズ・リペアを加える)の考え方も広がり、資源を「輪」のように回し続ける「サーキュラーエコノミー(循環型経済)」への移行を目指すもの。

### 廃棄物

ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死骸、その他汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの。(放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く)。廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に分けられ、うち産業廃棄物は事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、大量に廃棄されたり、質的に処理が困難であるものであって、その性状によって、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリなど20種類が定められている。

### マイクロプラスチック

海洋ゴミの約70%を占めると言われているプラスチックゴミのうち、大きさが5mm以下のサイズのもの。最近の数十年間における世界のプラスチック消費量の増加に伴って、マイクロプラスチックが全世界の海洋に流出しており、海鳥を含む海洋生物の誤飲等による障害や、プラスチック添加剤として含まれていた化学物質や環境中で吸着した化学物質による生態系への影響や、人間への健康被害が懸念されている。

## (8)自然環境

### 生物多様性

地球上の生物が、約40億年におよぶ進化の過程で多様に分化し、生息場所に応じた相互の関係を築きながら、地球の生態系を形づくっているような多様な生物の世界のこと。また、地球上に存在するすべての生物の間に違いがあること(変異性)を意味し、遺伝子、種及び生態系の3つの観点から捉えられる。

### 特定外来生物

生態系や農林水産業に被害を及ぼす恐れがある国外由来の種。「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき、環境省が指定している。阿南市で確認されている代表的なものとしてはセアカコケグモやオオキンケイギクなど。

## 国定公園

国立公園に準ずるすぐれた自然の風景地であって、都道府県の申し出により、環境大臣が自然環境保全審議会の意見を聞いて指定するもの。

## 国立公園

我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地であって、環境大臣が自然環境保全審議会の意見を聞いて指定するもの。日本の国立公園制度は昭和6年の国立公園法の制定をもって発足しており、昭和9年に第1号の国立公園として瀬戸内海、雲仙、霧島が指定された。昭和32年に国立公園法が自然公園法に改正され、現在の自然公園体系が確立している。

## ネイチャーポジティブ(自然再興)

「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指す。今の地球は過去 1,000 万年間の平均と比べて 10 倍～100 倍もの速度で生物が絶滅していくなど、いわゆるマイナスの状態にあり、この状況から、これまでの自然環境保全の取り組みだけでなく、経済から社会、政治、技術までの全てにまたがって改善を促していくことで、自然が豊かになっていくプラスの状態にしていこうというのが趣旨。

## 30by30 目標

2030 年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる(ネイチャーポジティブ)というゴールに向け、2030 年までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標。2022 年に開催された COP15 において、新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に盛り込まれた。日本国内でこの目標を実現できるよう、その行程と具体策を示す「30by30 ロードマップ」が 2022 年4月に公表されている。

## (9)その他

### エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指す観光のこと。エコツーリズム推進法においては、「自然環境の保全」、「観光振興」、「地域振興」、「環境教育の場としての活用」を基本理念としている。

## 阿南市環境基本条例

平成6年9月30日

阿南市条例第34号

私たちのまち阿南市は、恵まれた自然と豊かな歴史文化を生かしながら産業の振興を目指し、それぞれが調和して発展するまちづくりを計画的に進めている。

しかしながら、かけがえのない地球を守るため、健全で恵み豊かな環境を保全しながら、市民の貴重な財産としてその恩恵を享受し、次の世代に継承するため、自然との共生のもとに快適な環境を築き上げていかなければならない。

ここに、この使命を深く自覚し、人の心が通い合う豊かな環境の保全と創造を図ることを期して、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、環境を健全で恵み豊かなものとして、将来においても保全することが極めて重要であることを考慮し、環境に関する基本となる事項を定め、環境への負荷の少ない持続的開発と発展が可能な施策を総合的に推進し、もって良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 良好な環境 市民が健康で安全かつ快適な生活を営むために必要な自然環境、生活環境及び文化環境をいう。
- (2) 自然環境 大気、水、土壌及び動植物を一体化してとらえた自然の生態系をいう。
- (3) 生活環境 人の生活に関する環境をいい、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含むものをいう。
- (4) 文化環境 郷土の歴史的建造物及び遺跡等で周囲の環境と一体をなしているもの並びに文化的遺産及びその他人間性豊かな文化を創造し、発展させていくための礎となる環境をいう。

(基本理念)

第3条 良好な環境の形成は、次の基本理念により推進されなければならない。

- (1) 健康で安全かつ快適な生活を営むため、自然環境が欠くことのできない重要なものであることを認識し、これを将来に継承するため、適正な利用を図ること。
- (2) 持続可能な生産的活動を確保するため、地球環境の保全が人類共通の課題であることを認識するとともに、市、市民及び事業者がそれぞれの責務を自覚し、もって地域における良好な生活環境の実現を図ること。
- (3) 心の豊かさを高める市民文化を創造し、発展させるため、市、市民及び事業者がそれぞれの役割を認識し、文化環境の保全を図ること。

(市の責務)

第4条 市は、良好な環境の確保に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、必要な知識の普及及び啓発を行うとともに市民の自主的な活動の育成に努めるものとする。

- 2 市は、自然環境の保全に努めるとともに開発又は整備計画の策定に当たっては、自然環境と調和が保たれるよう配慮しなければならない。
- 3 市は、公害その他の良好な生活環境を阻害する行為について、その状況を的確に把握し、これらの防止を図るよう努めるものとする。

- 4 市は、郷土における歴史的、文化的遺産及びその他の文化環境の保全並びに活用を図るために必要な施策を講ずるとともに、文化環境の形成及び発展に資するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、良好な環境が自らの不断的努力によつて確保されることを認識するとともに、良好な環境が損なわれることがないよう、自然環境の保全に努めるものとする。

- 2 市民は、市その他の行政機関が実施する良好な環境の確保に関する施策に協力しなければならない。
- 3 市民は、その所有し、又は占有する土地及び建物並びにその周囲を清潔に保持するなど、相互に協力して地域の良好な生活環境の保全に努めるものとする。
- 4 歴史的及び文化的遺産等の文化環境に係る財産の所有者又は占有者は、これを大切に保護するとともに、その文化的活用に努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動によつて良好な環境が損なわれることがないよう、自然環境との調和に配慮し、その責任と負担において必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、市その他の行政機関が実施する良好な環境の確保に関する施策に協力しなければならない。
- 3 事業者は、その事業に係る公害の発生源を厳重に管理するとともに、公害防止に必要な措置を講じ、積極的に良好な生活環境の保全に努めなければならない。
- 4 事業者は、事業活動にあつて文化環境との調和を図り、その保全に配慮するよう努めるものとする。

(環境基本計画)

第7条 市は、環境の保全に関する施策を計画的に推進するため、環境行政の基本指針となる阿南市環境基本計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

- 2 基本計画には、将来の望ましい地域環境としての姿を明らかにし、良好な環境の保全及び創造に関する事項を定めるものとする。

(審議会)

第8条 本市の環境保全に関する基本的事項を調査審議する等のため、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、阿南市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項について調査及び審議を行い、市長に答申する。
- 3 審議会は、委員20人以内で組織する。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成7年1月1日から施行する。ただし、第8条及び次項の規定は、平成7年7月21日から施行する。
- 2 阿南市公害防止条例(昭和44年阿南市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第10条から第16条までを次のように改める。

第10条から第16条まで 削除

附 則(平成12年3月24日条例第19号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

# 阿南市公害防止条例

昭和44年10月17日

阿南市条例第26号

## (目的)

第1条 この条例は、市民の健康で文化的な生活を確保するうえにおいて公害の防止がきわめて重要であることにかんがみ、法令に特別の定めがあるものを除くほか、公害の防止に関し必要な事項を定めることにより、市民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘さくによるものを除く。以下同じ。))及び悪臭(以下これらを「大気汚染等」という。)によつて、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

2 この条例において、「発生施設」とは、工場又は事業場に設置された施設のうち大気汚染等を発生する施設をいう。

3 この条例において、「除害施設」とは、発生施設において発生する大気汚染等による被害を除去するための必要な施設及びこれに付随する施設をいう。

4 この条例において「規制規準」とは、大気汚染等に関する法令および徳島県条例(以下これらを「大気汚染等に関する法令等」という。)に規定する大気汚染等に係る規制の規準をいう。

## (公害防止の責務)

第3条 事業者は、公害を発生させないように努めるとともに、公害の発生のおそれのあるとき、又は公害が発生したときは、直ちにその防止措置を講じなければならない。

2 事業者は、本市が実施する公害の防止に関する調査および施策に協力する責務を有する。

3 市民は、公害の防止に寄与するよう努めなければならない。

## (指導及び勧告)

第4条 市長は、公害が発生するおそれがあり又は、公害が発生していると認めるときは、その公害を発生させるものに対し、公害の発生防止について必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告しなければならない。

2 前項に規定する指導又は、勧告を受けた者は速やかに、その措置を講じなければならない。

## (公害防止に関する協定)

第5条 市長は、公害防止のため必要があると認めるときは事業者との間において、公害の防止に関する協定を締結するよう努めるものとする。

2 前項の規定による協定の締結を求められた者は、これに応ずるよう努めなければならない。

## (命令等の要請)

第5条の2 市長は、公害防止のため必要があると認めるときは、徳島県知事に対し、大気汚染等に関する法令等に基づく知事の権限に属する改善命令、基準適合命令、および規制基準の改定等の措置をとるべきことを要請するものとする。

## (措置命令)

第5条の3 市長は、前条の規定による要請をし、知事が命令等を行うまでの間、事業者に対し、期限を定めて公害防止について、必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

2 前項の規定による命令を受けた者は、その命令に基づく措置を講じ、速やかにその旨を市長に届け出て確認を受けなければならない。

(事故時の措置等)

第6条 事業者は、発生施設又は除害施設について、故障、破損その他の事故が発生し規制規準をこえるおそれが生じたときは直ちにその事故について応急の措置を講じ、かつその事故を速やかに復旧するよう努めなければならない。

2 前項の場合において、事業者はその事故の発生状況並びにその事故についての応急措置の内容及び、復旧計画を市長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をした者は、その届出にかかる事故についての復旧を完了したときは、速やかにその旨を市長に報告し、その確認を受けるものとする。

(苦情の処理)

第7条 市長は、公害に関する苦情の処理の体制を整備し、および他の行政機関と協力して、公害に関する苦情の適切な処理に努めるものとする。

(立入検査)

第8条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、関係職員に公害の発生に係る場所に立ち入り、公害の防止に係る調査又は検査をさせることができる。

2 前項の規定により立ち入り検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立ち入り検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報告の徴収)

第9条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、公害を発生させている者に対し、必要な事項について報告をさせることができる。

第10条から第16条まで 削除

(規則への委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第18条 第5条の3第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

2 第8条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ若しくは忌避した者、又は第9条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、3万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。但し第5条、第8条、第9条及び第11条の規定は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則(昭和45年10月15日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年6月22日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年10月12日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年12月27日条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年9月30日条例第34号抄)

1 この条例は、平成7年1月1日から施行する。ただし、第8条及び次項の規定は、平成7年7月21日から施行する。

## 阿南市ポイ捨て等防止に関する条例

平成15年10月1日  
阿南市条例第26号

### (目的)

第1条 この条例は、市民等、事業者、所有者等及び市が一体となって、ポイ捨て及び犬のふん害を防止することにより、快適な生活環境の保全と環境の美化の推進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市の区域内に居住し、若しくは滞在し、又は市の区域内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市の区域内において営業その他の事業活動を行う者をいう。
- (3) 所有者等 土地又は建物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (4) ポイ捨て 空き缶、空き瓶、たばこの吸い殻その他の不要物であって、回収容器、吸い殻入れその他の定められたもの以外の場所に捨てることをいう。
- (5) 犬のふん害 飼い犬のふんの放置により、公共の場所又は他人が所有し、占有し、若しくは管理する場所を汚すことをいう。
- (6) 空き缶等 空き缶、空き瓶、プラスチック容器その他の容器であって、飲料又は食料を収納していたものをいう。
- (7) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他の散乱の原因となるものをいう。
- (8) 飼い犬 飼養管理されている犬をいう。
- (9) 飼い主 飼い犬の所有者(所有者以外の者が飼養管理する場合は、その者を含む。)をいう。
- (10) 回収容器 空き缶等を回収するための容器で、次の要件を満たしているものをいう。
  - ア 材質は、金属、プラスチックその他容易に破損しないものであること。
  - イ 容積は、原則として自動販売機1台当たり30リットル以上であること。
  - ウ 安定性があり、かつ、投入が容易なものであって、安全で、市民等の通行の妨げとならないこと。
  - エ 空き缶等以外の物を入れてはならない旨の表示があること。
- (11) 公共の場所 公園、道路、河川、海岸、水路その他公共の用に供する場所をいう。

### (市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するために必要な施策を総合的に実施するとともに、その実施について、市民等、事業者、所有者等、関係行政機関及び関係諸団体に対して協力を要請するものとする。

2 前項の施策は、次に掲げる事項とする。

- (1) ポイ捨て及び犬のふん害の防止についての市民等、事業者及び所有者等に対する意識の啓発及び広報活動の推進に関すること。
- (2) 空き缶等の再資源化の促進に関すること。
- (3) 環境パトロールの実施体制の整備に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境美化に必要と認める事項

### (市民等の責務)

第4条 市民等は、家庭の外で自ら生じさせた空き缶等若しくは吸い殻等を持ち帰り、又は回収容器、吸い殻入

れ等に収納しなければならない。

2 市の区域内に居住する者は、その居住する地域において、自ら清掃活動を積極的に推進し、地域の環境美化に努めなければならない。

3 市民等は、市がこの条例の目的を達成するため実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、空き缶等及び吸い殻等散乱防止並びに空き缶等の再資源化の推進について、従業員に対する意識の啓発を図るとともに、当該事業所及びその周辺において環境美化活動に努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動により地域の美観を損なうことのないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 事業者は、市がこの条例の目的を達成するため実施する施策に協力しなければならない。

(所有者等の責務)

第6条 所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地及び建物の環境美化のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 所有者等は、市がこの条例の目的を達成するため実施する施策に協力しなければならない。

(飼い主の責務)

第7条 飼い主は、市が実施する犬のふん害防止に関する施策に協力しなければならない。

(ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の禁止)

第8条 何人も、公共の場所等にポイ捨てをしてはならない。

2 飼い主は、飼い犬が公共の場所等にふんをしたときは、直ちに回収しなければならない。

(回収容器の設置、管理等)

第9条 自動販売機により飲料又は食料を販売する者は、その販売によって生ずる空き缶等が投棄されないように回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

2 前項の規定により、回収容器を設置した者は、回収した空き缶等は、再資源化に努めなければならない。

(指導又は勧告)

第10条 市長は、第4条、第5条、第7条及び前条の規定に違反した者に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。

(措置命令)

第11条 市長は、第9条の規定に違反した者が、前条の規定による勧告に従わない場合は、期限を定めて、改善その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(立入調査)

第12条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に、空き缶等若しくは吸い殻等が散乱している土地又は自動販売機が設置されている土地若しくは建物の立入調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(規則への委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、阿南市規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

# 阿南市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

平成14年12月27日

阿南市条例第40号

## (目的)

第1条 この条例は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、市民の安全を確保し、もって市民の生活環境を保全することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等 土地の埋立て、盛土及びたい積の用に供する物で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物の範囲に属さないものをいう。
- (2) 埋立て等 土地の埋立て、盛土及びたい積を行う行為をいう。
- (3) 事業 土砂等を搬入して埋立て等を行う行為をいう。
- (4) 事業区域 事業を行う土地の区域をいう。
- (5) 事業主 事業を行う土地の所有者、管理者又は占有者をいう。
- (6) 事業施行者 事業を行う者をいう。

## (適用範囲)

第3条 この条例は、事業区域の面積が1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満の土地における事業(当該事業区域の近傍地において、当該事業を施行する日前1年以内に施行された土地の面積を含む。)又は事業区域の面積が1,000平方メートル未満で事業区域に使用する土砂等の容量が2,000立方メートル以上の事業について適用する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業については、この条例を適用しない。

- (1) 国又は地方公共団体が市の区域内で行う事業
- (2) 国又は地方公共団体が市の区域内で行った工事によって生じた土砂等を使用して行う事業
- (3) 市の区域内で行った工事によって生じた土砂等を使用して、法令(条例及び規則を含む。)に基づき許可又は認可を受けて行う事業

## (事業主等の責務等)

第4条 事業主及び事業施行者(以下「事業主等」という。)は、事業を施行するに当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事業区域周辺の道路、水路、橋りょう等の破損防止
- (2) 事業区域及びその周辺に対するいつ水防止
- (3) 土砂等の崩壊又は流出の防止
- (4) 事業施行の際の安全対策及び公害防止
- (5) 前各号に掲げるものの他市長が環境保全のために必要と認める措置

2 事業主等は、事業により公共施設を破損した場合は、速やかに原状に回復しなければならない。

3 事業主等は、当該事業の施行に係る苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

4 事業主等は、隣接地権者、土地改良区、水利組合その他周辺住民に対して、事業の内容及び工事施行方法等について説明し、及び理解を得るように努めなければならない。

5 事業主等は、事業を行うに当たっては、規則で定める安全基準及び施行基準を遵守しなければならない。

6 事業主等は、自己の名義をもって、第三者に事業を施行させてはならない。

(市の責務)

第5条 市は、事業による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、事業の状況の把握及び不適正な事業の監視等に取り組みなければならない。

(事業の許可等)

第6条 事業主等は、事業を開始しようとするときは、あらかじめ事業について市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、市民の安全及び良好な生活環境を確保するため、前項の許可に必要な条件を付すことができる。

3 市長は、当該事業を許可するに当たり必要があると認めるときは、阿南市魅力ある都市づくり審議会設置条例(平成14年阿南市条例第24号)第1条に規定する審議会に諮問するものとする。

(許可の申請)

第7条 前条第1項の許可を受けようとする事業主等は、次に掲げる事項を記載した申請書に事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他規則で定める書類を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 事業区域の位置及び面積

(3) 事業に係る期間及び土砂等の量

(4) 事業に係る土砂等の採取場所及び土砂等の搬入計画に関する事項

(許可の基準)

第8条 市長は、前条に規定する許可の申請が次に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、第6条第1項の許可をしてならない。

(1) 当該申請に係る事業に使用される土砂等が規則で定める安全基準に適合するものであること。

(2) 当該申請に係る事業に使用される土砂等のたい積の構造が当該事業区域以外の地域への当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める施行基準に適合するものであること。

(変更の許可等)

第9条 第6条第1項の許可を受けた事業主等は、第7条に掲げる事項を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする事業主等は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 変更の内容及びその理由

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 第6条第2項及び第3項並びに前条の規定は、第1項の許可について準用する。

(地質検査の報告等)

第10条 第6条第1項の許可を受けた事業主等は、規則で定めるところにより、当該許可に係る事業区域に搬入された土砂等についての地質検査を行わなければならない。

2 市長は、市外の土砂等を使用する事業について、必要があると認めるときは、地質検査を行うことができる。

3 第6条第1項の許可を受けた事業主等は、第1項の地質検査を行ったときは、規則で定めるところにより、その結果を市長に報告しなければならない。

(事業の廃止等)

第11条 第6条第1項又は第9条第1項の許可を受けた事業主等は、当該許可に係る事業を廃止し、又は中止しようとするときは、当該事業による土壌の汚染又は当該事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 第6条第1項又は第9条第1項の許可を受けた事業主等は、当該許可に係る事業を廃止したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。事業を2月以上中止しようとするときも、同様とする。

3 前項に規定する事業の廃止届出があったときは、第6条第1項及び第9条第1項の効力を失う。

(事業の完了等)

第12条 第6条第1項又は第9条第1項の許可を受けた事業主等は、当該許可に係る事業を完了しようとするときは、当該事業の完了による土壌の汚染又は当該事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 第6条第1項又は第9条第1項の許可を受けた事業主等は、当該許可に係る事業を完了したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(措置命令等)

第13条 市長は、事業に第8条に規定する安全基準に適合しない土砂等が使用され、又は使用されるおそれがあると認めるときは、当該事業を行う第6条第1項の許可を受けた事業主等(第9条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更した事業主等を除く。)に対し、直ちに当該事業等を停止し、又は当該事業区域について現状を保全するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2 市長は、事業が第8条の規定により定められた施行基準に適合しないと認めるときは、当該事業を行う第6条第1項の許可を受けた事業主等(第9条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更した事業主等を除く。)に対し、直ちに当該事業を停止し、又は事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

3 市長は、第6条第1項又は第9条第1項の規定による許可を受けずに事業を施行している事業主等に対し、当該事業の停止を命じ、又は期限を定め、原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

(許可の取消し等)

第14条 市長は、第6条第1項又は第9条第1項の許可を受けた事業主等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該許可に係る事業の停止を命ずることができる。

(1) 不正な手段により第6条第1項又は第9条第1項の許可を受けたとき。

(2) 第9条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。

(3) 第4条第6項の規定に違反したとき。

(4) 第6条第2項又は第9条第3項の規定において準用する第6条第2項の条件に違反したとき。

(5) 第10条第1項又は第3項の規定に違反したとき。

(6) 前条第1項又は第2項の規定による命令に違反したとき。

2 前項の規定により許可の取消しを受けた事業主等(当該取消しに係る事業について前条第1項又は第2項の規定による命令を受けた事業主等を除く。)は、当該取消しに係る事業による土壌汚染又は事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を予防するために必要な措置を講じなければならない。

(廃止、完了又は取消しに伴う義務違反に対する措置命令)

第15条 市長は、第11条第1項、第12条第1項又は前条第2項の規定に違反した事業主等が行った事業により、当該事業区域の土壌が汚染され、又は汚染のおそれがあると認めるときは、当該事業を行った事業主等に対し、

当該事業区域について現状を保全するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

- 2 市長は、第11条第1項、第12条第1項又は前条第2項の規定に違反した事業主等に対し、事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(関係書類等の保存)

第16条 第6条第1項又は第9条第1項の許可を受けた事業主等は、当該事業について第11条第2項の規定による廃止の届出若しくは第12条第2項の規定による完了の届出をした日又は第14条第1項の規定による第6条第1項又は第9条第1項の許可の取消しの通知を受けた日から5年間、当該事業に関しこの条例の規定により市長に申請した書類及び図面の写しを保存しなければならない。

(報告の徴収)

第17条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業を行う事業主等に対し、その業務に関し報告させることができる。

(立入検査)

第18条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に事業区域に立ち入り、土砂等及びその他物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)

第19条 第6条第1項又は第9条第1項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、当該各号に定める金額を、許可申請又は変更許可申請の際に、納めなければならない。

- (1) 許可申請手数料 1件につき3万円
- (2) 変更許可申請手数料 1件につき3万円

(罰則)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第6条第1項又は第9条第1項の規定による許可を受けずに事業を行った者
- (2) 第13条第1項、第2項若しくは第3項、第14条第1項又は第15条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条第6項の規定に違反した者
- (2) 第10条第3項又は第17条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第11条第2項又は第12条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (4) 第18条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。  
(阿南市土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積の規制に関する条例の廃止)
- 2 阿南市土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積の規制に関する条例(平成4年阿南市条例第35号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第5条第1項の許可を受けている事業については、この条例の規定は、この条例の施行の日から当該許可の有効期間の満了する日までの間は、適用しない。
- 4 この条例の施行の際現に事業区域が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満で事業を行っている者は、この条例施行の日から3月間は、この条例第6条第1項の許可を受けずに事業をすることができる。
- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成17年9月30日条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に改正前の阿南市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第6条第1項及び第9条第1項に基づく許可を受けている事業主が当該事業につき徳島県生活環境保全条例(平成17年徳島県条例第24号)第62条第1項に基づき許可を受けたときは、改正後の阿南市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第10条第1項の地質検査及び同条第3項の報告並びに第12条第2項に規定する完了の届出を免除するものとする。

「阿南市の環境」令和7年度版

令和8年3月発行

編集発行 阿南市市民部環境保全課

阿南市富岡町トノ町12-3

TEL 0884-22-3413

この冊子は、再生紙を使用しています。